

【四二四】第四十三回国会衆議院社会労働委員会
録第四十七号（昭和38年7月5日）

（発言者） 中村英男（委員）

西村英一（厚生大臣）

山本浅太郎（政府委員、厚生

事務官（援護局

長）

秋田大助（委員長）

五島虎雄（委員）

小林進（委員）

〔発言順。敬称略〕

○中村（英）委員 私は全国戦没者追悼式に対する質問を厚生大臣にいたしたいと思いますが、この追悼式はどういう国民的な規模でされるかということも、国民にも十分まだ理解されていないかと思っております。そういう意味で私は、ことに戦没者あるいは戦災者のこういう慰霊祭が全国的な規模でなされることを希望するがゆえに質問するわけでございますから、そういう点をひとつ大臣は十分、腹に含んで御答弁を願いたいと思っております。

政府は五月十四日の閣議で、全国の戦没者追悼式の実施について決定したと伝えられておりますが、戦後十八年たちました今日、こういう追悼式がやや唐突な感じがするから、そういう点で十分国民にも浸透されてないし、私どもも政府の意図がどういうところにあるかということをお聞きかねておりますので、そういう経過について、政府の意図がどこにあるか、決定までの経過を大臣あるいは局長でもよろしいから、ひとつ説明を願いたいと思っております。

○西村国務大臣 御案内のように、平和条約が発効したのが、昭和二十七年の四月二十八日でございますが、同年、御承知のように国の行事として追悼式が行なわれまして、遺族の方々は当時非常な感激を覚えたのでございます。その後、実はこのような行事を国の責任で行なつてほしいという遺族の方々の非常な御要望がありました。しかし当時といたしましては、そういう行事もさることながら、まずやはり遺族の方々には経済的援助をすることが第一であろうと思ひまして、恩給、遺族援護等の経済的な処遇の改善に国も一生懸命になりまして、その結果、二十七年に行なつた行事はその年だけであったのでございます。

しかしだんだん、十八年の今日になりました非常に突然のような感じが持たれますが、実はそうではないのでありまして、年々われわれは、こういうような行事を行なつてもらいたいという陳情を受けてまいつたのでございます。しこうしてこの要望にこたえるために、厚生省といたしましても、年々歳々の予算要求のときに大蔵省に對しまして予算要求をいたしてまいりましたが、まだ早い、早いというようなことで延び延びになつておつたのでございますけれども、三十八年度の予算折衝のときに、ようやくこの行事として五百万円予算が認められまして、それに基づきまして、先般、これの実施のために閣議の決定をいたしましたような次第でございます。したがつて、世間では非常に唐突にきまつたというような感じを持たれるかもしれませんが、決してそういうようなわけではないのでございまして、また政府といたしましては、本行事は純粹に戦争のために倒れられた軍人の方々も含めまして、国の行事としてこれらの方々には敬申の誠をささげる。あわせてそれを契機といたしまして、国民が敬虔な気持ちで平和の道に進んでいきたいという気持ちも起こしてまいりたいというようなことで計画をいたしたような次第でございます。

○中村（英）委員 大臣の答弁で、この慰霊祭を通して日本の国民が平和の道にいきたい、そういう念願を込めての慰霊祭であるというふうな御説明で、私もその点は理解できたわけですが、それではこまかな点について少し御質問を申し上げたいと思ひます。

これまで各地で行なわれてまいりました、たとえば千鳥ヶ淵の無名戦士の慰霊祭であるとか、あるいは招魂祭、あるいは終戦記念日平和集会など、そういうお祭りや集会とはどういう關係を持つておられますか。

○西村国務大臣 実は結果的に申しますと、その關係はないと端的に申してもいいと思うのでございまして、千鳥ヶ淵の墓苑のときにこれも一回そういう行事をやりましたが、これは千鳥ヶ淵の墓苑がで上がったという竣工式でございまして、また千鳥ヶ淵は、御案内のとおり戦没者の遺骨をおさめておる墓場でございます。しかし国でやりましたので、竣工したということとをひとつ記念をいたしまして、そういうような行事をやつたのでございます。また招魂祭は、これはおそらく靖国神社の招魂祭でございますが、これは明らかに靖国神社という宗教法人が行なうものでございまして、今回のわれわれの行事とは

何らの關係もないわけでございます。平和集会ということを書されましたが、それは私はよく知りませんが、いずれにいたしましても、いま中村さんが列挙されましたような行事と今回の行事は關係がないこととでございます。

○中村（英）委員 そうすると、いま政府で計画されておる追悼式の形式は、どういう形式でやられますか。

○山本（浅）政府委員 ただいま大臣が申されましたように、先生が御指摘のような行事は、まず対象といたしまして軍人軍属あるいは準軍属の一部を対象とした行事であるものが多いのではないかと思ひますが、今回は、先ほど大臣が申されましたように、広く戦争犠牲者一般を対象として追悼したいというねらいが違います。それから招魂祭は、大臣のお話のように靖国神社が行なうものでございまして、当然一種の宗教的な行事であろうと思ひますが、政府の行ないますものは、明らかに宗教行事とはしていいわけではございません。そういう点ではつきり性格、内容が違ふものであるといふふうにお考えいただいてよろしいのではないかと思ひます。

なお、今回の追悼式の行事はどういう方式でやるかということとでございますが、憲法の二十条の規定もございまして、国としては、当然宗教的活動の分野に属する行事のできないことはもう明々白々でございます。そういう点は、憲法上も疑義をただしたのでございまして、なお世間一般にかりそめにも誤解を与えてはなりませんこととございまして、今回の閣議決定にも、本行事には一切宗教的儀式を伴わないものとするという入念な規定を入れておる次第でございます。そういう点をよくお聞き取りいただきまして、御了承いただきたいと存じます。

○中村（英）委員 新聞では日比谷の公会堂とあるわけですが、いま局長が説明されましたように宗教的な儀式を伴わない、そういう意味合いで日比谷の公会堂を選ばれたわけか。やはりそういうふうな方針で、他の場所、たとえば靖国神社であるとか、明治神宮であるとか、そういう宗教的な儀式を伴う場所では国民の誤解を受けるから、そうでない場所を選んだ、こういう趣旨なのでですか。

○西村国務大臣 実はこの場所を選ぶことは、私は、いい場所、ふさわしい場所ということで、局長に仰せつけていろいろ場所をさがされたわけでありまして、もちろんその場合に、やはり宗教的なおのいのあるところでありましたら、やはり非常に誤解を受けるだろうというふうなことで、かりに宗教的儀式を伴わなくても、その場所を借ることだけでもやはりいろいろ

誤解を受けますから、適当な場所ということで、いろいろ選択させたのでございます。たとえば新宿御苑も考えてみます、あるいは体育館も考えてみます、日比谷の公会堂も考えてみます、早くやらないと場所が占有されるからということでありましたが、いやほかの場所はどうもいろいろ理由でもって、もうすでに予約しておるところもあるというようなことで、まあ今回は日比谷公会堂が適当じゃないかということになったのでございまして、将来日比谷公会堂ですつと続けるか、あるいは他の場所にするかということはまだ今後のことでございますが、いずれにいたしましても、宗教的なにおいのある場所はやはり適当でない。儀式は宗教的でなくても適当でない、かように考えておるような次第でございます。

○中村(英)委員 そうすると、今度の慰霊祭は、軍人、軍属並びに原爆あるいは戦災でなくなった人たちの慰霊祭だ、こういうことになる、靖国神社でやるということは、これは軍人だけの神社ですからそういう誤解を生む、そこで日比谷を一応選んだ、こういうことになると思いますが、そうすると将来は、まだ国民的な儀式にふさわしい場所があったら、そこを選定される場合があり得るわけですね。

○西村国務大臣 そのとおりでございます。
○中村(英)委員 そうすると戦没者の範囲は、軍人戦死者、軍属、準軍属、民間戦災者、原爆でなくなった方はもちろん含めまして、こういう範囲になるわけですね。そうすると、そういう民間戦災者の実態といえますか、実数、あるいは生活の状況というものを政府は一体調べておられるかどうか、お伺いしたい。

○山本(淺)政府委員 御指摘のように、今回の追悼式の対象はただいま仰せになりました方々、及び終戦の前後に外地で非命に倒れられた非常にたくさんの方がおられますが、そういう方々を含んでおるわけでございます。

それで、ただいまどれだけの数があるかということでございますが、まず軍人軍属、それから援護法の対象となっております準軍属を含めると、約二百三十万弱であります。それから次に外地におきまして非命に倒れた者が約三十万おられます。これは、御案内の引揚者給付金法によります遺族給付金をもらっておられる方々から推定いたしました数字でございます。それから最後に、原爆及び戦災でなくなりました人々の総数約五十万と考えておりますが、これらのすべての方々に対しまして、国民あげて敬申の誠をささげるような機運のもとに、この

行事を行なわさしていただきたいという趣旨でございます。

なお、その実態がどうなっておるかということでございますが、御案内のように、遺族援護法等のいろいろの諸給付は受けられておるわけでございますが、特に厚生省といたしましては、こうした遺族の生活の実態がどうなっておるかという調査は、これまでいたしたことがございません。

○中村(英)委員 生活の実態はなかなかつかみにくいでしょうが、この五十万の方々について、原爆で長崎で何人、広島で何人、あるいはその他戦災でなくなった方々が何人、こういう区分けができておたら御報告願いたいし、ことに原爆のごときは、八月十四日だけでなくて、その後原爆症で死んだ方もあるわけですが、そういう点も確につかんでおられるかどうか伺いたい。

○山本(淺)政府委員 原爆を含めました広い意味の戦災死没者の数は、昭和三十三年に経済安定本部の企画部で調べた数字が出ておるのでございますが、これによりますと三十万でございます。しかし私どもは、この数字は非常に少ないのではないかと、このふうに考えておりますが、その後に全国戦災都市で調べました数字によりますと五十万九千人、これは原爆を含めてであります、そういうふうになっております。

なお、その中でも戦災でなくなった人はどれだけあるかということでございますが、私ちよつと所管でないからはっきりはわかりませんが、昭和二十年の十一月に広島県の警察部で調べました数字によりますと、広島が十三万、長崎県のほうの調査が三万、合計十六万でございます、これはただいま御指摘の、その後なくなられた方が入らぬ数字だと存じております。

○中村(英)委員 私も冒頭申し上げましたように、国民的な規模でこういう慰霊祭をやることについては、時期が来れば平和の方向に国民がいくように、そういう慰霊祭については私も異論はありません。ただ、こういう式典も必要ですが、いまの説明ではなかなか調査のしにくいところがありましようが、民間で犠牲者になりました者を含めまして、そういう戦没者の実態調査というものが十分行なわれて、それに対する現実的な措置、物質的な適切な待遇を急ぐことが実はより重大であると私は考えますがゆえに、その問題を質問したわけです。大臣、それに対しての所見を承りたい。

○西村国務大臣 それはもちろん、この行事のいかんにかかわらず、援護の強化をやらなければならぬということで、私たちも今年は援護法の改正をやり、未亡人に対する交付金の問題も

御審議を願って通過をはかりました。その他、一般の方々の問題に対してのことがございます。ございしますが、これは政府としてたびたびお話をいたしておるうちに、何さま財政上の問題もあることだから、また実際捕捉しがたい点もあるから、一般社会保障でやりたいという態度をとっておるのでございます。まあそれは別にとりてはどうかと思いますが、それはそれといたしまして、この行事も今後日本の進むべき道、平和の祈りをささげよう、そしてなくなつた方々には敬申の誠をささげたい、こういうことは非常な意義を持つておるのではなからうか、こういうふうな気持ちで今回の行事も計画いたしましたような次第でございます、一般的な援護のことにつきましては、今後とも十分努力いたしたいと考えておる次第でございます。

(略)

○中村(英)委員 それでは次に、遺族代表の選定はどういうふうにしてなされるか。どこで、だれが、どのようにしてきめて代表者の数はどうか。それから代表者が式典に参加する費用はどの程度出るか、そういう数字を……。

○山本(淺)政府委員 遺族代表の選び方の基本といたしましては、先ほど来御要望のある線も十分わかりますので、ただに軍人軍属の御遺族だけでなく、戦災者あるいは原爆被災者の御遺族、あるいは外地で倒れた人々の御遺族も合わせて選んでいただきたいということをお願いをし、具体的には都道府県知事に一任して選考をお願いしようかな次第でございます。そして特に広島、長崎のような原爆の被害者の多かつたところ、あるいは東京都のように戦災が非常に多かつたところ、あるいは北海道のように外地で非命に倒れた方の御遺族が多いところにつきましては、各県平均の十名に加えて、たとえば広島三名、長崎二名、北海道一名、東京二名というものを追加いたしました総数をお出しいたたくようにいたします。

なお御遺族は、これは私どもは知事に非常に強く言っておることでございますが、かりに軍人の遺族でありましても、あるいは原爆被災者の遺族でありましても、その遺族はその県内におけるすべての遺族の代表であるという気持ちで御列席願いたい、あくまで軍人の遺族あるいは原爆の遺族といった片寄つた気持ちでなく、十人なら十人全体が、今回追悼の対象になる御遺族すべての代表であるというような気持ちを持つて参列を願うように、御遺族を指導していただきたいということを申し上げております。

なお、具体的な範囲といたしましては、いろいろ戦没者の数も多いのでございますので、今回はその中の一番近い関係と思われる戦没者の妻、子、父母、この範囲から選んでいただきたい、こういうふうにお願いをしております。

なお、参列遺族の費用の負担の点のお尋ねでございますが、国から割りつけましたたゞいまの数の範囲におきます遺族は、すべて国が必要な旅費を負担し、東京における宿泊日当を負担する、こういうことにいたしております。

○中村(英)委員 式典の当日に、官庁や学校や地方庁に日の丸の半旗を掲げて黙禱するように、こういう指示をどういふふうに指導されるのですか。その点をお伺いしたい。

○西村国務大臣 これは国民全体が敬弔の意を表するということとでございますので、でき得るならば官公庁では、おも立つた建物に半旗を掲げて敬弔の意をささげてもらいたい。しかしこれはあくまでも地方公共団体の判断でやることで、政府が必ずそうやれ、こういう命令をするつもりはありません。なるべくそうしてもらいたい、こういうことで指導したい、かように考えておる次第でございます。

○中村(英)委員 その式典には運営委員会をつくられるのですか。それから、もしくつられるとしたら、その構成はどんなものか。それから、従来とかく圧力団体化した遺族会や旧軍人団体が、この式典にどういふ役割りを持つておるか、そういう点もお知らせ願いたい。

○山本(淺)政府委員 格別このための運営委員会というふうなものをつくっておりません。昭和二十七年に実施いたしました例がございまして、この例を十分しんしゃくいたしまして、厚生省の責任で、内部的に準備を進めておるところでございます。先生方をはじめ、新聞あるいはいろいろの団体の方々の御希望等も、世論として十分わかっておりますので、そうした外部の要望に、できるならば少しでも近づけるようなこまかい気の配り方をいたすようなつもりで、現在諸般の準備を進めておるところでございます。

なお、お尋ねの日本遺族会につきましては、九段会館に一部泊まりますような関係、あるいは泊まってから式場へバスで輸送するというような実務的な連絡をする必要がございますから、こういう点につきましては随時連絡をいたしておりますが、旧軍人関係団体等には、この式の運営をどうするか、あるいは応援をしようとかいふようなかわりというものは、ごうも持つておりません。

○中村(英)委員 地方の自治団体がこの式典に協力するような要請を政府はされるのですか。もう一つ、今後地方自治団体がこの式典に準じて行なう行事を、どういふ指導をするお考えであるか、そういう点をお聞かせ願いたい。

○西村国務大臣 たいま局長から申しましたように、地方公共団体に対しては遺族の選考をお願いしなければならぬと思えます。その他のことにつきましては、今回の行事が、戦争によります非常に気の毒な方々に対して敬弔の誠をささげるのだというところのためにございまして、目的を取り違えられないように、ややもするといろいろな憶測が出てくるのでありますから、慎重な態度で私たちはあくまでこれを宣伝したいと思つて、かりそめにも今回の行事のために日本が逆戻りをするというふうなことはないように指導をしたいと思っております。したがって、そういうPRにもつばら力をいたしますが、地方地方でもつてそれぞれの行事をやるといふ場合も誤解を受けないように、ほんとうに日本の敬弔の誠と平和の祈りをささげるといふことにふさわしいようにやってもらいたいということと指導するつもりです。地方では地方でまた催しをやるかもしれません。その場合に、誤つたことを一カ所でもやらせると非常に全体として迷惑になる。われわれの所期の目的を果たすことができまないので、十分地方公共団体に対してはそういう意味で指導したい、かように思っております。

○中村(英)委員 大臣や局長の答弁で、大体厚生省の善意は私はある程度わかりました。したがって、こういう行事はあくまでも犠牲者の霊を弔つて、そして日本の平和建設、こういう方向にこの行事をさしてもらわなければいかぬという考えを持つております。したがって、あくまでも、今度行なわれるこの慰霊祭ももちろんそうですが、こういう行事の運び方は、これが国民的な規模で、国民がほんとうに心から遺家族、戦死者、そういう人たちの霊が休まるような、そういう国民的な規模でなされるように私は心から念願をします。同時に、いま小林君も質問されましたように、あくまでもそういう式典もそういう規模でやつてもらいたいし、善意でやつてもらいたい。それはそれとして、同時に、十分な援護措置を大臣は熱意を持つてやつてもらいたいということをお願いいたしまして、私の質問は終わります。

○秋田委員長 五島虎雄君。
○五島委員 いま中村英男先生が質問されました国民的規模と
いうようなことに二つあると思うのです。一つは政府が主催す

ること、政府、たとえば厚生省が民間のいろいろの団体にまかせ切つて、そうして国民的な規模において、こういう国事のために非命をとげられた方々あるいは国のために戦没された方、そのみたまを祭り、そうして平和を祈念し、国民的行事において今後一切戦争がないようにする、こういうような二つのやり方があると思うのですけれども、その点について政府は、いま山本援護局長の説明によれば、いろいろの運営委員会等はつくらない。昭和二十七年にやつた例をとつて厚生省が担当される、こういうようなことについて、私たちはできれば国民的行事というそのスケールの上に各種団体に政府が援助してやる、こういうようなことを国民的行事と称するのだと私たちは思つておるけれども、その点については変えられる気持ちはないのかどうかということをお聞かせ願いたいと思つておるのです。

それからもう一つは、さつき小林先生から質問がございましたけれども、援護局長の担当の範囲ではないかと思つておるけれども、終戦処理の問題については、戦後の処理の問題についてわが国は政府も国民もいまだ不十分である、こういうように考えられるわけでは、死没されたばかりでなく、家を焼かれたり財産を没取られたり、そういうものが外野においても、国内においても行なわれておるわけです。さいぜん山本局長が言われたように、学徒動員の問題や女子挺身隊の問題もそうでしょうし、家を焼かれ路頭に迷つて、現在でも家が足りないといつて小さいところに住んでおられる国民もおられるかと思つておるのです。そこでわれわれは、いろいろやらなければならぬ国民の義務があると思う。したがって、私たちはこう考える。諸外国は一体終戦処理の問題をどういふように解決しているかということも知りたいことです。そうして交戦国の終戦処理の問題とわが国の終戦処理の問題の比較検討が明らかにされなければならぬのではないかと思つておるのです。これはさいぜん申しましたように、援護局長の担当範囲ではない、総理府の担当じやなからうかと思つておるのです。だから内閣総理大臣を呼んでくれと思つておりましたけれども、きょうは正常化の第二日目だからそこまでは要望しなかつたのですけれども、そういうようなことで私たちはもつと終戦処理の問題を積極的に解決し、国民諸階層の中に不平不満がないようにして、そうして平等の配慮の中から平和の問題をかちとつていかなきやならぬ、こういうように考えるものですけれども、以上二つの点について厚生大臣はどう考えておられるかということをお聞かせ願いたいと思つておるのです。

もらいたい。考えておられることについての質問だけでなく、今後それらについての積極性があるかどうかという問題について聞いておきたいと思うが、どうでしょう。

○西村国務大臣 終戦処理を戦争に関係した諸外国でどういうふうに行うかということについては、私はつまびらかにいたしておりませんが、こういう一般の戦争で死んだ方々に対する国としての敬申の行事は、やっておる国は相当に多いのであります。しこうしていま一番先に五島さんのお話にありましたように、国でやるよりも民間団体でやたらどうだ、こういうお話でございますが、各国のとっておる例は、国民的視野でやれば国がやるのが当然だろう。またかりに民間団体をつかまえるといつても、いかなる民間団体をつかまえていいかということは、これ自身で非常に大きい問題でございますので、私は行事は国でやるのが適当だと思っております。

その他終戦処理の問題につきましては、政府全体の問題でございます。一厚生省の問題ではございません。しかし、少なくともいま小林さんからお話がありましたように、一体どれくらい非命に例れた人があるのかというように、一つ一つわかっては非常にやりにくい、疑いを持たれる、軍人だけがわかっておつてもしょうがないじゃないかというように、十分私たちが了解ができます。できますが、御承知のように戦後相当な年月がたつておつてもまだこのような状態で、私といたしましては、局長に、いままでの調査をなさつてわかつておる範囲内でもいま調べてもらいたい。私自身がやはり確率に不審を持ってやらしておるのですが、いまの段階では、さいぜん局長が申されたようなことしか申し上げられないのでございます。が、やはり今後引き続きこの問題に対しては力を入れたい。また終戦処理は外国のまねをする必要はないと思ひますが、もしも参考になることがありましたら、それは十分他山の石にしなければなりませんから、諸外国の終戦処理等もこれは十分調査する必要があります、かように考えて努力いたすつもりでございます。

○五島委員 式の運営について、どういふような行事が行なわれるであろうかというようにいろいろ疑問の点でございますが、その点については各界の代表からみたまをお祭りし、追悼するともに、それについての式辞等々が行なわれるであろうと思うのでございます、どういふようなことですか。そういうことは一切抜きにして、ただ誓い合い、国の諸官庁に対して半旗を掲揚するように、そうして国民自体が黙禪し、八月十

五日は苦しい戦争の終結のときなんだから、この日をトして戦争が再び行なわれないように、平和な国家の建設ということをお互いに誓い合うためのそれらの式の運営が行なわれるのか、あるいは政党内にすれば各党代表も呼びになつて、そこで追悼の意思を表明させ、国民とともに将来の平和を祈念し合うのか、そういうようなことについてはどういふようにお考えになりますか。

○山本(淺)政府委員 いろいろお考えは多様にあると存じますが、やはりこうした国の責任において国民の総意を背景にして行なわれることが期待されねばならない行事でございますが、同時にまた、非常に暑い時期でもございますので、そう長い式の時間も予定できないと思つてございます。したがって先般の二十七年の際には、内閣総理大臣が式辞を述べ、国権の最高機関でございます衆参両院議長及び最高裁の長官が追悼の辞を述べられ、そのあと全国から参列しました遺族の代表一名が追悼の辞を述べ、あとそれが済みましてから献花をいたしておるところでございます。今回もおおむねそれに従ひまして、今回はそうした人のほかに各地方公共団体、六団体でございますが、このほうの代表一名を自主的に選んでいただくまで、追悼の辞を述べていただく方に加えるという程度にとどめさせていただきます。なお、当日の式におきましては、国会の諸先生方は全員、これは当然でございますが、そのほうが広く国民各界の代表と目されるべき組織あるいは機関等の代表に参列していただくように御案をしたいと思いますところでございます。

○小林(進)委員 関連質問ですが、式典のあり方につきまして、あなたは総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、それから何か地方公共団体の代表というふうにおつしやつておるのですが、これは外国の例もそうなんです、現実には日本の政治を動かしているものは民主政治の代表が政党政治なんだから、政党代表というものは必ず内閣総理大臣の次に出なくちゃならぬ。この行事は、内閣総理大臣池田勇人ということだが、これは自民党だ、衆参両院議長、なるほど衆参両院議長でありますけれども、自民党の清瀬何がしとか参議院の自民党の何がしかいふのが出てきて、結局その顔ぶれ、メンバーは、やつぱり一自民党の政党的看板を書いたような者ばかり集めて、現実には民主政治を動かして国会の中でほんとうに天下を二分し、世論を二分し、国民のいなを二分しているという野党第一党の代表というものはちつとも顔を出さない。そんな国民的行事はないですよ。こういう行事というものが、往々にして性格を疑

わしめる根本的な間違いである。英国に行つてみなさい、アメリカに行つてみなさい。どこでも野党代表というものは総理大臣の次あたりにきつと出てくる。与であるうと野であるうと、いま英国あたりの議会政治は、野党の党首というのに対して与党内閣総理大臣に準ずる待遇を国みずから与えて、そして民主政治の点を明らかにしている。そこにあなたの方の大きな間違いがあります。私は議論しようというのではない。一党に偏重しがちな行事のやり方には、私は賛成するわけにはまいりません。日にちはなおありますから十分御考慮いただきまして、これは私は何も政党的立場でものを言つておるのではない。国民の各層と言われるならば、各層各界の中で、政党代表なんというものは一番各層各界の代表者のポイントだ。そういうものが式典の重要な席を与えられてこそ、国民的行事である。そういう感じが大衆に映るのであつて、いつも野党の第一党の党首などというものが映りが悪い限りは、国民的行事にはなり得ない。先ほど五島さんが言つたから私は繰り返しません、あなた方は各代表者を選ばれると申す、代表者がどのように選ばれてくるか私どもは興味を持つておるけれども、国民の意思というものを票でおきめになるとすれば、あなた方が使われておる自民党の票が二千二百万票くらい、こちらは一千三百万票くらい持つておるから、その比率で代表というものは選ばれてくるのだ。もし選ばれ方も前のような選ばれ方でありましたと、時の地方庁の県知事あたりの覚えのいいような者だけがこういう式典に代表として選ばれてくる、そういうことのないように、もしあなた方が主催して行事をやるならば、慎重に代表を選んでもらわなければならぬ。その代表の選び方、その式典のやり方によつて、これは保守党と軍国主義者、戦争をやるという者だけの式典になりやすいことを私は警告いたしますから、あなた方が、ほんとうに与党も野党も、国民全部をあげてこの式典を心から喜ぶような形でお行なおうとしたならば、われわれの言うように政党的代表に重要なポストを与えて、りつぱな式典が行なわれるようにしてもらいたいと思う。回答は要りませんが、あれば伺つておまきしょう。

○西村国務大臣 まだ日にちもありません。これは政府委員から答弁することなく私から答弁することですが、そういう意のあるところはわかりました。十分検討させていただきます。

【四二五】第四十六回国会衆議院予算委員会第一分科会議録（皇室典範、国会、裁判所、会計検査院、内閣、省所管並びに他の分科会の所管以外の事項）第五号（昭和三十一年二月二十一日）

（発言者）

受田新吉（分科員）

高辻正巳（政府委員。内閣法制局長）

野田武夫（政府委員。総理府総務長官）

今村謙（政府委員。厚生事務官（大臣官房国立公園部長））

〔発言順。敬称略〕

○受田分科員（略）

これに関連して、戦没者をお祭りする靖国神社の性格ですが、これは現在の憲法のもとにおいて、遺族会の要望のごとき国家法人形態、宗教法人でない形でこれに国家から財政援助をするような方式があるかどうか、お答えを願います。

○高辻政府委員 靖国神社の問題につきましては、かねてからただいまお話のような点について問題がございますことは承知しております。しかし、靖国神社というものに宗教的な色彩というものが無いということは、それを払拭し切れるかどうかという問題に帰着するわけでございますが、私どものいままでに研究した段階では、やはりかなりむずかしいことではないかというふうに考えております。

○受田分科員 宗教的色彩を払拭することはむずかしい、したがって、現憲法下においては、靖国神社に国家財政援助、国家的行事を行なうということは不可能であるという判断ですか。

○高辻政府委員 御指摘のように、悪法八十九条の公金の支出に關連しまして、問題があるわけでございますが、ただいま申し上げましたように、一つの問題でございまして、なお結論を出すような必要があれば研究もいたさなければならぬと思っておりますが、いままでのところでは、ただいま申し上げましたように、宗教的色彩というものが無いというわけにはいかないのではないかというふうな考えておられるわけでございます。

○受田分科員 総務長官、あなたはいま次長の申されたような考え方に立っておられるか。八十九条の規定に対抗して、別に靖国神社を、靖国神社という形を宗教的色彩というならば、た

とせば靖国廟という名称でもよい、何かの形で名称を変更してこれを八十九条の適用の範囲外で考えていくという方式をとるべきではないか、お答えを願います。

○野田政府委員 靖国神社に対しての意見は、私も各方面から聞いております。したがって、この靖国神社を憲法上のどういふ解釈でもつていくかというのを、実は受田さんのおっしゃる通りおられるように私自身もいろいろ話を聞きまして、できるならば何か形を変えたらどうかという感じも、私自身は多少の希望を持っておられますが、少なくともこれは憲法上の問題でございまして、ただここでもつて自分の気持ちとか感情とかいうものだけでお答えするということは、ちよつと差し控えたいと思っております。

○受田分科員 憲法の問題は、憲法八十九条の規定のらち外に置く方式をとればいいじゃないですか。それならいいですね。

○高辻政府委員 らち外に置く方式というものがうまくいくかどうかというところはございまずけれども、もしも靖国神社というものを別個に考えまして、たとえば、これは性格が違いますけれども、無名戦士の墓というふうには、何か宗教的色彩とは別のものであるというふうな考えられるようになれば、それは話は別でございます。

○受田分科員 現に千鳥ガ淵に墓苑があるわけですか。これは厚生省が予算をお手伝いして、いま多くの人の尊崇を受けているわけでございます。この千鳥ガ淵墓苑なるものは、高辻次長の御説明に關連して、いかなる性格のものであるか、御答弁できる責任者から御答弁を願います。

○今村政府委員 御答弁申し上げます。

二十八年の十一月閣議決定になりましたときには、やはり政府機関で——引き取り手のない御遺骨が相当あった、その後各戦域から遺骨取集団というもので持つてくるものができ、それは氏名も判明しなければ御遺族もわからない、したがって、それの奉安とか、それはどこでもするところがない、やはり国でせざるを得ないということで、二十八年の十一月の閣議決定におきましては、関係団体——これは先生が一番詳しいと思えますけれども、そこでいろいろ議論の上で、そういうふうな遺族にお引き渡しすることができない遺骨を国で管理する施設をつくるという決定をいたしました。ただ、二十八年の決定後、三十四年に竣工いたしますまでに、アリューシャンとかインドネシアとか、いろいろな戦域から相当の御遺骨が御承知のように帰つてまいられたという意味におきましては、単に、御遺族

にお渡しできない氏名もわからないものだけということではなしに、全部を持つて帰るわけにいきませんので、その戦域の何万、何十万というものの象徴的な御遺骨の一部分を持つて帰つた、そういうふうな状況がありますので、何といひますか、単に無縁と言つては言葉が悪いのですが、それだけではないというこの事情は、二十八年の決定以降その後には少くも変わつてきております。ただ、現在まで千鳥ガ淵墓苑は厚生省の機関としてつくり、国がそれをお守り申し上げるということのため二十八年の閣議決定、それから三十四年三月の閣議報告におきましては、無名の御遺骨を国が責任を持つてお守り申し上げる、こういうふうな線で現在まで進んでいるわけでありまして、これは先生も最初から審議の中に入つておられまして、どういふ性格のものにするかということでも数十回いろいろ議論がございましたが、先ほどのお話に出ましたように、無名戦死者の墓ということにつきまして、関係団体いろいろ御協議の上で、現在のような線で閣議決定、あるいは三十四年の閣議報告、厚生大臣の報告了承という格好でございまして、いまのところでは、完全に、無名戦士の墓というふうに概念も各国によっていろいろ違うようございまずけれども、それは従来の国民感情、御遺族の御心情の問題と、いま出ましたように靖国神社と關連、その辺が非常にむずかしいので、結局、いまのところにおきましては、全戦死者の象徴的な御墓所であるということまでは決定しないままに今日まで進んでおる。したがって、今後の問題につきましては、とりあえずは、御遺族のない、氏名も判明しないというふうなものをお預かり申し上げているわけでありまして、国民感情の今後の帰趨に応じていろいろ考えていかなければならないんじゃないか、こういうふうな格好で現在まで進んでおるような次第でございます。

○受田分科員 それははなはだ私理解に苦しむのですがね。いろいろ考え方はありましようけれども、あそこには、無縁の英霊の遺骨あるいは氏名もわからないもの、こういうふうな意味だけでなくて、各戦域においてなくなられた英霊全体の象徴的なお墓である、こう解釈しておられるわけですか。そういう解釈をして差しつかえない墓苑である。かようにあなたもお考えになりますか。アンノンという立場で考えて、全体の象徴的な墓地——無名戦士の墓の無名にもいろいろありますし、ちゃんと有名の部分を含めた、ただ単に無名、こう言っているだけの

国々がたくさんあるわけですから、そういう解釈で英霊全体の象徴的な墓地である、かように理解をしてもいいのじゃないですか。また、国立公園部にあるということそのものが何だかおかしい話なんで、こういう英霊の墓地を取り扱う機関は、援護局がいまあるわけですから、当然援護局がなされるか、あるいは総理府という内閣総理大臣の直属の機関があるわけですから、そこで考えていくとか、機構上の問題もひそんでいっていると思います。両面の問題でお答えいただきます。

○今村政府委員 第一点の、いまおっしゃいましたように、全戦死者の御遺骨の象徴的なものであるというふうな観念でいいかということですが、先ほど申し上げましたように、二十八年の出発当時はそこまでは踏み切っておらなかった、その後各戦域から逐次奉還してくるという点で、実態としましては、先生のおっしゃるようなものに非常に近くなってきつつあることは事実だと思います。それでも、三十四年に竣工しました式典をあげるというときの閣議の厚生大臣の報告、それが了承になったわけでありますが、それもやはり無名の御遺骨をお預かり申し上げるというふうな格好で固まっております。そういう点から見ると、たとえば名前がはつきりわかり、靖国神社におさまっているというふうなものとの関連から考えて、三十四年ですか、そういう政治決定がなされたものというふうな考えております。したがって、これはやはり一つの政府機関でございますから、その辺の根本的な割り切りにつきましては、やはり今後の御遺族の心情なりなんなりというふうなものを考えて相応慎重にしなければ、踏み切りがむずかしいのではないかとこのように存じあげます。

それから第二点の機構の問題ですが、これはあそこ三十四年にできますまでは、実は引揚援護局で担当してやっておられたわけでありまして、それができますときに、公園部の主管にするか援護局の主管にするかという問題はありましたが、たとえばアメリカにおきましても、国立墓地——アーリントン陸軍省でありますけれども、国立墓地というのは全国に相当数ございまして、それはアメリカの内務省の国立公園局の中で所管しておるといふふうな例もございまして、これはちよつと例がおかしいのですけれども、東京都におきましても、多磨霊園その他といふふうなものは、東京都の公園緑地部で、いわゆる記念公園とかそういう公園の一部として維持管理をする。皆さんがお参りに来られる、清掃あるいは美観といふふうな維持管理は、やはり公園部でやったほうがいいのではないかと。

は大阪、京都、いずれも公園系統の主管課でやっておるわけですが、というのは、これは非常にことばが悪いのですが、陰気になつては困るので、やはりそこに明るいろいろな造園学的な配慮も要り、管理も要るといふことで、公園部がそれを所管するようにということにきめられたわけでありまして。

○受田分科員 あそこ墓苑の勤務時間も、国立公園のような形でいくものだから、勤務時間をこえればあそこに勤務者がいなくなる。したがって、おそく参拝する人は参拝ができません、精神的に非常な弊害があるわけですから、やはりこれはそういう霊的な意味があるのですから、国立公園部で環境の整備とかいう問題のもう一つに奥に深いものを考えていただかなければならぬ。援護局があれば援護局の所管にいまから切りかえるか、あるいは総理府に切りかえるか、御検討を願いたい。そして現に勤務する方々に対しては、国立公園の職員に準じたような形でやられると、そこに自然に時間制限を受けるといふようなこともありますから、遺族の皆さんなどの参拝ができるように時間的に十分余裕のあるような措置をとってもらいたいと思えます。希望を付して、いずれあらためてまたお伺いをいたします。

(略)

【四二六】第四十六回国会衆議院大蔵委員会議録第二十九号(昭和39年4月1日)

(発言者)

有馬輝武(委員)

江守堅太郎(政府委員。大蔵事務官(管財局長))

(長)

額綱彌三(政府委員。大蔵政務次官)

(務次官)

【発言順。敬称略】

○有馬委員 どうも私質問がへたくそなものでありますから、私の意のあるところがおわかりにならなくて、また答弁もそれでぼやけてきておもうのであります。私が伺いしております焦点は、効率的な運営という立場から国有財産の維持管理については基本方針が立てられなければならないじゃないか。その効率的な運営というものはやはり国民の立場から最も緊急なものに対して払い下げなり譲渡なりが行なわれてしかるべきである。そうして国民の立場から申せば、たとえば東京都においては住宅不足、その最大の原因はたまた大蔵省だけではなくて、内閣のそういう立場からこれはただ大蔵省だけではなくて、内閣の基本方針としても考慮されてしかるべきであると思うのであります。

ところが一例として申し上げますれば、関東地方審議会で御決定になっております第三十一回審議会、三十五年の九月五日に、東京都の旧遺族俱樂部所属の土地三千五百七十六坪、それから立木その他について靖国神社に対して随意契約をもつて有償貸し付けをいたしておりますが、私は、もちろん現在神社その他が非常に苦しい立場はわかりますけれども、しかし申し入れました。では靖国神社にあれしなすしようという形ではなくて、いま申し上げましたように東京都の土地の状況はどうなのか、住宅事情はどうなのかという基本的な立場から考慮されていくべきではないか。先ほど御答弁があったように、三十人の委員の方々は、一つの原案が出れば、それは練達の上であると同時に紳士ばかりでありますから、ああそれでよろしゅうございませうというふうな結果になるかもしれない。そういった審議会の空気があればあるほど、やはり大蔵省としては慎重な態度があつてしかるべきではないか。私は、靖国神社のものにけちをつけるという意味ではなくて、もつと効率的に運用

されてしかるべきではないか。こういう考え方があるからお伺いをいたしておるわけでありませう。いま一度お聞かせ願いたいと思ひます。

○江守政府委員 そのときどきの重要な政策、たとえばいま申されました土地の問題などにつきまして国有の土地をその目的のために十分に利用することにつきまして、私どももそういう点を基本的な考え方として処理をいたしておるわけでございます。たとえば住宅公団への出資等につきまして、相当思い切つて出資をしておるつもりでございます。ただ、いまの仰せの靖国神社に貸し付けたという土地がどこでございますか、私、ちょっとわからないのでございますが、非常に個々の場合になつてまいりますと、その土地をお売りするというような場合に、これを住宅用の土地として留保しておいたほうがいいか、あるいはいま直ちに売つたほうがいいかというような問題はやはりその一つ一つのケースに応じて考えなければならぬ問題かと思つてございます。いづれにいたしまして、そういう点は十分頭の中に入れておるつもりでございます。

○有馬委員 三十五年当時は局長いらつしやらなくてその間の事情があるいはつまびらかにしないけれども、これは第一優先順位でこういうケースだつたからこのように処理されたということが、中央審議会だけでなくして、地方審議会においても常にルールというものは、もの考え方というものが一貫しておるべきです。それは、靖国神社のときはどうなつたんでしようかね、つまびらかにいたしませんけれども、というようなことではなくて、やはりほかの各省とも連絡をとりながら、このケースは第一順位ですからようございませうというような一つのあれがあつてしかるべきではないか、それが、少なくとも国有財産法が設けられ、この国有財産法に従つて維持管理が行なわれていく、そういうことじゃないかと思ひます。そういつた基本方針について私はこの際お伺いをしたいと思ひますが、地方審議会に早急に大蔵省としてのもの考え方——もちろん情勢は一年一年急テンポで違つていくかもしれないけれども、それに対して今後このような維持管理をしたいという草案をつくつて地方審議会にはかられる意思があるかどうか、もし現在それがなければ、この際政務次官からいつの審議会においておはかりをいたします、そうしてその草案については私どもに御相談

していただく、こういう点についてひとつ政務次官のほうから御考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○額綱政府委員 ただいま有馬委員の御質疑の御趣旨につきましては十分了承をいたしておりますが、御承知のように、いま局長からも御答弁申し上げましたように、いろいろの事情がございまして、やはり基本的大筋を持つておるということは必要だろつと思ひますが、個々の問題になりますと、なかなかそれが貫くことができないようなケースもないではないという想像をされるわけでございます。ただいまの御質問に対して、いろいろそれをやるかということの御質問でございますが、いろいろの関係もございまして、十分ひとつ検討いたしますが、何と申しましても国有財産でございますから、将来やはり公共的な性質を持つておるものを先にしなければならぬでございませうし、また、中には長い間民間のほうに貸し下げておつてそれを払い下げてくれというような問題もあれば、これはある程度考えなければならぬというふうないろいろの問題がございませうので、こういうものを検討しつゝ、十分ひとつ御趣旨のようにな形に、基本的と申しますか、一応の処分に対する方針等につきまして、ひとつ結論を出すように努力してみたいと思つております。

○有馬委員 政務次官のお答えもわからぬではありませぬけれども、私がこういうことを申し上げておりますのは、いままでのような運営では、ケース・バイ・ケースというようなことではちよつと困る事態が出てくるんじゃないかと思ひますので、もちろんこれはなかなかむずかしい問題でありましようが、早急に草案をつくつていただきまして、地方審議会がいつ開かれるかわかりませんが、きわめて近い地方審議会には必ず大蔵省としての基本方針を出しますという点について、この際御確約を願ひたいと思つております。

○江守政府委員 仰せの点につきましては、国有財産の管理、処分をどのようにするかという基本方針を毎年度当初財務局に対して管財局長名で出してあります。また地方審議会におきまして、委員の方々から、一体こういうふうなばらばらに処分していいのか、もつと長期的な見通しのもとに計画的にやつてはどうか、そういった計画はどうなつておるかというような御意見もたびたび出ております。そのつど私どもは考えております基本方針を御説明いたしているわけでございますが、先ほど申しましたように、基本方針を個々の売り払いに結びつけて運用いたします際にどのようにするかというところは、はなはだ

むずかしい問題であると私ども考えております。でございますが、さらにこの基本方針をもう少し具体的に、それが財務局財務部での個々の仕事に結びつけるような方針を策定いたしまして、財務局に示し、また審議会でお話を申し上げたいと思ひます。

○有馬委員 ぜひそれを急いでいただきたいと思つております。

(略)

【四二七】第四十六回国会参議院災害対策特別委員会
会議録第八号（昭和39年6月3日）

（発言者） 藤野繁雄（委員）

川合武（政府委員。消防庁次長）

〔発言順。敬称略〕

○藤野繁雄君（略）

次は、消防団員をいかに待遇改善するかということが大きい問題であるのであります。私の聞くところによれば、現在の消防団員に対する待遇は、まだ他の者と比較して不十分であるのではないかという気がするのであります。また、長い間消防に従事したところの功労者に対しては、それ相当の報償の措置を講じなくちゃいけないと思っておりますが、これも一昨年の本委員会で私はこれの強化を強調しておいて、その後はいぶん改善されたということですが、どういうふうに変更されておるのであるか。また、いかに物質的の待遇をやっても、消防団員がいざという場合においては、命を投げ捨てても消火に当たらなければいけない、こういうふうな崇高なる精神を持って消防に当たるとしたならば、その崇高なる精神に対しては、国としても感謝の誠を捧げなくちゃいけない、そういう意味からいえば、最近、勲章の制度も設けられたのでありますから、消防団員として特に功労があつたところの者は、生存者に対しても叙勲のことを考えておられるかどうか。また、消防に従事したためになくなった英霊に対しては、軍人同様に靖国神社に祭るべきであると考えますが、こういうふうな点についてはどうであるか。また、福江の大火の際に、私は実際に状況を見たのでありますが、その状況は、電信電話に大火がおおいかかって、そのままではできないから、ぬれずきんをかぶりながら電信電話の交換に当たった、まことに感激すべきものであるのでありますから、私は郵政省に行つて、こういうふうなものは表彰すべきではないか、また表彰すべきだ、過去においても表彰したところの実績があるのじゃないか、こういうふうな話をしたところが、郵政省では、そういうふうな一たん緩急あつた場合には、死に徹して通信事務に当たるのが、これが郵政精神である、今後、私などは、郵政精神によつて、火災があつた場合においては死を賭して働きたい、こういうふうなことであつたのでありますが、これらの点について、消防

当局はどういうふうな考えておられるか、伺いたいと思うのであります。

○政府委員（川合武君）（略）

殉職いたしました祭祀の靖国神社のお話につきましては、今後、真剣に検討させていただきます。

（略）

【四二八】第四十六回国会衆議院社会労働委員会
録第五十四号（昭和39年6月11日）

（発言者） 小沢辰男（委員）

鈴木信吾（政府委員。厚生事務官（援護局長））

砂原格（政府委員。厚生政務次官）

〔発言順。敬称略〕

○小沢（辰）委員（略）

それからもう一つ。なかなか質問の機会がありませんので、この機会に伺っておきたいのですが、靖国神社の合祀の基準について伺いたいと思います。靖国神社の合祀の基準はどういうようなやり方をされておられるのか、どこで決定をされるのか、この点をまず最初に伺っておきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 たいま靖国神社は宗教法人法による宗教法人でございますので、一応宗教法人たる靖国神社の理事会で決定して承知するように承知いたしております。

○小沢（辰）委員 ところで、どういう基準でやっておられるか、厚生省はおわかりになりませんか。

○鈴木政府委員 宗教法人の管轄が文部省でございますので、直接私のほうで所管しておりません。ちよつといまここでその基準を承知しておりませんが、——もちろん調べればわかると思ひますが、ちよつといまここでは資料を持ち合わせておりません。

○小沢（辰）委員 私がなぜそれを言うかということ、この改正点の要綱の二に、先ほど言った公務性の立証が困難な軍人軍属の遺族に対して、遺族一時金を十万円支給するという改正がある。たとえば、戦争で傷つきまして、内地に送還をされる。陸軍病院でいろいろ手当てを受けて、なおつてまた戦争に行つた。また負傷して帰ってきたけれども、ぐあいが悪いというので帰してもらった。その人が別の病気でなくなった。そこで、いろいろ公務扶助料の申請なりその他やるのですが、うまくいかない。いわゆる公務性の関連性ということについて、いろいろ医学的な疑義がある。いわゆる審査会で医師の診断——医師はやはりその死亡原因については、非常に直接的に、厳密に考えますから、その場合に、あるいはまた、いわゆる公務性の立証の困難な軍人遺族も一時金を十万円もらう。これを支給することも、

もちろん援護の一つではありませんけれども、同時に、戦傷したり、あるいは戦傷によって何らかの理由でその後にならなくなったところにあるわけです。これはむしろ事務当局よりは政務次官の御高配なあるいはあれをいただかなければならぬと思うのですが、そういう点について、なるほど宗教法人だから宗教法人の理事会でいろいろあります。けれども、この靖国神社の合祀の問題、これはやはり主管の厚生省でどういう範囲のものを合祀して——援護はただ金をやることだけではない、もちろんものも大事ですが、遺族に対しては精神的な面も非常に大きな援護の一つであろうと思うのです。そういうような意味で、いま援護局長はおわかりにならぬようでございますが、靖国神社合祀につきましての問題を真剣に考えていただいて、戦争で犠牲をこうむられた万般の人について、理論上どうしても金の面では援護ができない場合には、そういう精神的なめんども見ていくという改正を考えていくべきではなからうかと思うのです。これについて、ひとつ政務次官から決意のほどを伺っておきたい。

○砂原政府委員 御指摘の問題は、われわれとしても遺族の気持ちはそのとおりだと思うのであります。したがって、この問題については、厚生省自体としては、従来発言権がないわけでありまして、靖国神社のほうとも十分折衝をいたしまして、遺族の皆さまの御満足のいくように善処をいたしたいと考えております。

【四二九】第四十六回国会衆議院社会労働委員会會議録第五十六号（昭和39年6月17日）

（発言者）

小林進（委員）

鈴木信吾（政府委員、厚生事務官（援護局長））

河野正（委員）

【発言順。敬称略】

○小林委員 沈船の引き揚げ等で、その入っている遺骸に対しては父兄に引き取りを通知をしたり、お祭りをしたりしてくださったというのをごいませるけれども、一体その船にだれが乗っているのかということ、あなたの方のほうでおわかりになっているのかもしれないけれども、私も被害者のほうでは、何という船に乗ってどこで沈没したのかわからないのです。だからわれわれのほうから言わせれば、戦争に軍人に乗せていった船は全部どこかに記録があって、またその船にどういふ氏名の者が乗っていたというのを一覧表でも見せていただければ、われわれはその部厚いものの中から一つ一つ名前をさがしていつて、そうしてこの船に乗っていたのだということを見出す以外にはないのです。あの学徒動員で持っていた者は、見送り人も来ちゃいけないし、作戦上どこへ行くかということも教えるわけにはいかないし、乗っている船も教えるわけにはいかないというので、現実には船に乗せられて日本の港から離れたいったことだけはわかるけれども、船の名前も行き先も方向も何もわからない。遺族にとつては、いかに沈船を引き揚げて、そこで戦没軍人の遺骸が見つかったところで、それは他国の話みたいなものである。縁もゆかりもない話になるのであります。こういう立場にあります者、一体どう処置して下さるのか、お考えがあればひとつお聞かせを願いたいと思うのであります。もし個々に乗った船もわからなければ、沈んだ場所もわからないような人たちに、せめて名前だけでも出してくだらさうしてやるとおっしゃるような御通知を公式にいただけるならば、私は名前をその筋に提出をいたします。乗った船、沈んだ場所くらい、あらためてお聞かせ願えるものならば、そういう方法もひとつとっていただきたいと思います。事情がどうなっているのかお聞かせを願いたいと思います。

○鈴木政府委員 お名前を私のほうにお知らせいただきますれば、もちろんその船名、それからその船がどこで沈んだかとい

うことは大体わかることになっておりますので、どこにその船が沈んでおるか、あるいは引き揚げられたのか、そういうことはもちろんわかるわけでありまして。ただ引き揚げられたものが全部でありませぬので、引き揚げられていないものについては、大体この辺に沈んでおるかというふうなことはわかるわけでありまして、もし特定の方についての御要望がありまれば、できるだけ調査はわれわれのほうでいたすつもりでございます。

それから、先ほども申しましたように、引き揚げられた艦船の遺骨については一定の慰霊の措置等はいたしており、また遺族に灰をお分かちするようなこともいたしておるわけでございますが、全体的な追悼の問題といたしましては、昨年から行なわれております全国戦没者追悼式、あるいは象徴的な遺骨の一部が葬られております千鳥ヶ淵戦没者墓苑、こういうところにおきまして、年一回あるいは五年に一回というふうなことで、さらに丁重な慰霊の催し等はいたしておる次第であります。

（略）

○河野（正）委員 引き続きお尋ねをいたしたいと思います。いま局長のお答えをだんだん聞いておると、大体この遺骨の収集あるいは墓参問題は、旧満州地区とインドネシア地区を除けば完了したというふうな答えがあったようでありまして、それならば、一体どういう形で完了したというふうにおっしゃっているのか、ひとつ具体的な事実をお示しいただきたい。

○鈴木政府委員 昭和二十七年以来、政府職員あるいは遺族、それから宗教代表等を加えまして、約十回にわたって南方、北方各地域に遺骨の収集調査団を派遣しておる次第であります。もちろん収集と申しましたが、そこにある全遺骨を持ち帰るということは不可能でありますので、非常に多い地域については一部持ち帰るといふようなことにはいたしたわけでありまして、その際に、インドネシアにつきましては、現地の軍人会の反対等がございます、必ずしも当時行なえなかつたというふうな事情があるわけでありまして。そういうことで、インドネシアについては、近くそれを残っているものについて行ないたい。二十七年から三十七年まで、約十九年にわたって継続をいたしたわけでありまして、それから中共は、現在墓参団が行っておりますが、満州については、今後の問題といたしましては先ほど申し上げたとおりであります、それらの収集いたしました遺骨をそれぞれ現地の、その地域の象徴的な遺骨といたしまして、千鳥

ヶ淵の墓死におさめてあるということでございます。政府としては、政府職員以下による派遣、これはおおむね戦闘地域となりましたところについては、いま申し上げましたような経緯によりまして一応派遣をいたしまして、象徴的遺骨の収集を終わったということに考えておりますので、大体の経過としていま申し上げたとおりでございます。

【四三〇】第四十六回国会衆議院社会労働委員会議
録第六十号（閉会中審査）（昭和39年7月31日）

（発言者） 長谷川保（委員）

神田博（国務大臣、厚生大臣）

鈴木信吾（政府委員、厚生事務官（援護局長））

小沢辰男（委員）
林修三（説明員、内閣法制局長官）

田中正巳（委員長代理）
小林進（委員）

滝井義高（委員）

【発言順。敬称略】

○長谷川（保）委員 私は八月十五日に開かれます全国戦没者追悼式の問題について伺いたいのでございます。

申し上げるまでもなく、あの満州事変から続きます大東亜戦争に至りまして、大東亜共栄圏とか八紘一宇とか、美しいことばによって帝国主義的な戦争が遂行され、それによって実に数百万の同胞が死に、傷つき、さんたんたる事情となり、今日なおその痛手に泣く多くの同胞を持ちますことは、私どもの限りなく悲しみとするところであります。また今日戦後二十年を経まして反省をいたしまして、再びかかることがあってはならぬということを常に考えるのであります。いまあの戦争の大きな犠牲者、戦地において亡くなりあるいは傷ついた方々のみならず、内地におきましても戦争の被害を受けた被爆者あるいは負傷者その他遺族の皆さんのことを考えますときに、今日私どもはあの戦争によって死没いたしました方々、戦地といわず内地といわず、それらの方々の追悼をすることににつきまして私共も賛成であります。そういうような方々のために、そのせめてもの私どものつとめといたしまして、厚い追悼の式を営むということにつきましては、全く異議ないところであります。

私はついこのごろ、内閣総理大臣池田勇人名義の「来たる八月十五日、全国戦没者追悼式を靖国神社境内において挙行いたしますので、御参列下さいますよう御案内申し上げます。」という御案内書をいただきました。この御案内書をいただきましたとき、非常に不審に思いますことは、昨年は日比谷の公会堂

においてこれがなされて、それが今年は何ゆえに靖国神社境内において行なわれるのであるかというこの疑問であります。まず第一に伺いたいことは、この全国戦没者追悼式はいかなる法律によって行なわれるのであるか、その法律の根拠を伺いたないのであります。

○神田国務大臣 お答えいたします。

戦没者の慰霊祭を行なうことにつきましては何か法律があるのかというお尋ねでございましたが、これはございません。いま長谷川委員のお述べになりましたような趣旨で、大東亜戦争に殉職された方々、軍人軍属あるいは準軍属、こうした方々のみたまを安らかにお祭りをいたしたい、こういうことが主眼でございまして、法律に根拠があるからということではないのでございまして、この点御了承願います。

なおまた、昨年は日比谷公園の公会堂で行なわれたのが、今度は靖国神社の境内で行なうのはどうか、こういうお尋ねでございましたが、この点は、多年遺族等の方々からの御要望もございましたので、靖国神社の境内の大村益次郎さんの銅像がございまして、靖国神社で慰霊祭を挙行いたしました。これは大体お招き申し上げた方々を収容できる。そして全国の都道府県から選ばれた方々におこし願って、厳粛に慰霊祭を行なうことになしたいた、こういうことでございます。

○長谷川（保）委員 閣議では一たんは日比谷公会堂で昨年のようにやると決定したように承っております。それがいかなる理由によって変わったのであるか。巷間うわさされているところによりまして、圧力団体があったとか総裁三選の問題がからんだとかいろいろ言われるのであります。一たん決定したものが変えられるということについては、よほどの理由がなければならぬと思うのであります。先ほど大臣は遺族の要望もあってということでございますけれども、しかし後に申し上げますように、これに反対する遺族もまた多数あるのであります。でありますから、一たん閣議で定まったものがいかなる理由で変えられたのか、そのいきさつをひとつ国民の前に明らかにしていただきたいのであります。

○神田国務大臣 お尋ねでございますが、御承知のように最初には新宿御苑におかれまして挙行いたしました。それから二回目は日比谷の公会堂を借りてやっております。今回は三回目と記憶いたしております。いまお話もございましたように、四月の二十四日の閣議でございますか、日比谷公会堂で追悼式を

やる、こういうようにきまつておつたのを変更した。これは別に圧力団体の申し入れであるというような、あるいはまたいまお話もございましたような、自民党の総裁選挙にとにかくということではございません。ちょうど靖国神社の境内で適当な場所がある、お借りできることがまとまりまして、遺族のお気持ちも察して多数の方を呼んで御参列願ひ、追悼の行事をとり行なうに最もふさわしいところ、こういうことで自然と申しましようか、さらつとした気持ちで変更になつた、こういうように承知いたしております。

○長谷川(保)委員 靖国神社は宗教法人法第二条にいう宗教団体だと思ふが、さように考えてよろしいですか。

○神田国務大臣 さように考えております。

○長谷川(保)委員 さよになりますと、申すまでもなく、あそこでやっております儀式も神道の儀式であります。したがつてまた神道の宗教団体でございます。宗教の問題は大臣も御承知のように、非常にきびしいものがあるのであります。したがつてまして今日いづれの文明国の法律も、宗教に対しては政宗分離というたてまえを貫いておるのであります。これは当然であります。たとえば日本国内の宗教を見ましても、浄土真宗のときは弥陀一仏のほかに拝すべきものなしと言ひ切つております。創価学会におきましても御承知のようになつて、キリスト教におきましても、天地宇宙の神のほかに拝すべきものなしという立場をとつておるわけでありまして、したがつて、これらにつきましては非常に潔癖であります。およそ他宗の宗教の影響下に入るようなことは非常に潔癖に考へる。これは宗教それ自体の本質からくるものであります。でありますから、いま大臣の言われるように、なるほど靖国神社は宗教団体とはいひながらも、日本におきましては特殊なところでもありますから、多くの遺族が靖国神社でやるということを喜ばれる面もあるかと思つておりますけれども、同時にまた宗教という立場から申しますと、きつめてこれについて敏感で、鋭敏にこれを拒否したりということもあるのであります。すでに大臣はあるいはお聞きであるかと思つておりますけれども、たとえば日本基督教団、先日ほかの問題で全日本仏教会にもまいりました。日本基督教団からは、これらについて抗議的な声明書が内閣に提出されておるはずであります。全日本仏教会におかれましては、私はほかの問題であたはずねしましたところが、この問題については容赦できぬ。これについては直ちに適当な処置をとるべきであるということをおその幹部の方が言うてお

られました。といたしますと、遺族の中には、ここでやることは困ると言う人もあるのであります。そういう事態でありますから、いま大臣がおつしやいますようなことは、それらの方にとってはきつめて遺憾のことであると言わざるを得ないわけでありまして、したがつて、四月二十四日に閣議で、一たん日比谷の公会堂で昨年どおりするということを決めたのに、それを決めたについては、よくよくの理由がなければならぬ。閣議で決定したものは、一事不再議でありましようものを、さらにこれを決定し直すということとはよほどのことである。そのいきさつを明確にしてもらひませんと、いま申しました仏教会の皆さんにしても、基督教団の皆さんにしても納得できないわけです。したがつてこれは賛成ができないということになるわけです。したがつてこの間のいきさつを明確にひとつ御説明願ひたいのであります。大臣は御就任前のことでありましておわかりにならないことでありますれば、——私は手紙をいただきました内閣総理大臣池田勇人君に御出席をお願いしたのでありますけれども、御出席ないことはきつめて遺憾であります。その間の事情が明確にわかります責任のある、内閣を代表しての方の御答弁をいただきたいのであります。

○神田国務大臣 長谷川委員のお尋ね、これはごもつともなことでございます。私の答弁で御満足いかぬ点があるかもしれませんが、それは法制局長官がいまいますのでありますから、その点また法制局長官から十分補足していただくはずであります。いまお述べになりましたことは、私もまことに同感であります。それはもうそのとおり承知いたしております。そこで政府といたしましては、そういうような疑いと申しましようか、批判の出る余地のないようにいたしたい、こういう判断に立ちまして、まん幕を張り直す、テントを張つてなおまたまん幕を張りまして、そして境内で、これは借りたところでございますから適当な使用料を払つて、たとえるところかと思ひますが、明治神宮の外苑という離れておるところもあるわけでありまして、靖国神社の拝殿よりぐつと離れた大村銅像の近所ならば、そういう御批判は免れるのじやないか。こういう判断のもとにあそこをしつらえた、こういうふうに御了承願ひたいわけでありまして。

○長谷川(保)委員 宗教法人法によりますと、第三条で境内ということばが出てまいりますが、境内ということばは出てこない。「境内建物」及び「境内地」ということばが出てまいります。境内という御通知をいただいたのであります。それは一

体どういう意味でありましようか。法律的には境内地、境内建物ということばが出てまいりますが、どういうことを意味しておるのでありましようか、伺ひたいのであります。

○鈴木説明員 いま大臣から境内というお話がございましたが、いまおつしやいます境内地の意味でございます。

○長谷川(保)委員 境内地の意味だということであります。実際の行事のやり方についていまお話がありました。また御案内状を読みましても神道の式でやるということを書いてございませぬから、儀式の順序は昨年どおりという形になっておるようであります。この点も明確にしておきたいので伺ひたいのであります。行事は神道の方式というものは一切やらないのかどうか、またこれらについて靖国神社の宮司たちはどういふうにこれと接触をするのか、承りたい。

○神田国務大臣 昨年同様でございます。靖国神社側は何も関与いたしております。宗教行事でなしに昨年同様に行なう予定でございます。

○長谷川(保)委員 いま経費を出してお借りになるというお話でありましたが、国費を幾ら出すのであるか、また境内使用料を支払うわけでありましようが、それは幾ら支払うのか、また靖国神社としてはそういうものを貸してそれを取るといふことができるのかどうか、その点を承りたい。

○鈴木説明員 境内を借用いたします場合の借り賃の問題でございますが、いま靖国神社の当局と協議しておるところでございます。正式にまだきまつておりませぬ。しかしながらわれわれとしては不当に高い金が国から出ることはこれはもちろん差し控へるべきであります。低きに過ぎずまた高からずといふことで適正な料金を払うように、いま協議をいたしております。

○長谷川(保)委員 今日もう十五日にやるということになっておりながら、いまなおそれがきまつておらないといふようなこととは、おおよそ世間の常識では考えられないところであります。でありますから、当然国費をもつて払うというのであります。それは幾ら出すのであるかを明確にしなければなりませんし、おおよそ国の予算の中から出るものでありますから、どういふ形にしろそれらについては明確になつていなければならぬところであります。それがいままだきまつておらぬといふことは信じがたいのであります。そういうことは私は国会議員としては許し得ないのであります。でありますから、これらについては相対明確になつておるはずであります。何もこの事実を

隠しておくことではないのでありまして、事がここまでいったならばどういふ善後策をとるかというところは考えなければなりませんけれども、それらを幾らで借りるのか、幾ら払うかもわからず、幾ら国費を出すかもわからず、また宗教法人といたしましての靖国神社がそういう国から支払われるものを受け取るということが一体可能であるかどうか。そこらの点が宗教法人法からいってもむしろかしい点が出てくるのではないかと、また憲法から申ししてもむしろかしい点が出てくるのではないかと思うのであります。だからおおよそ今日までそれがわからないというようなことでは、われわれとしては納得できない。何らかの方法があつてこれこれのものを払うということになつておるに違いない。払わないというならわかつています。けれども、払うとするならばそれは金額がきまつていないに違いない、そういうところを明確に伺いたい。

○鈴木説明員 境内地の借用につきましては、いち早く閣議決定の直後に申し入れをいたしまして、もちろん適正な使用料を払うからということでも借用を申し入れたわけでありまして。ただし予算面では日比谷公会堂でやるという前提のもとに予算を組んでございますので、靖国神社でやるための増高経費につきましては若干措置をしなければならぬ。その場合に、われわれとしては国が不当に高い費用を靖国神社に払うということでは問題がございます。しかし、また不当に安くともまた問題がございますので、その辺適正な料金を払いたいということではいま慎重に検討いたしておるところであります。

○長谷川保委員 予算を組むときには日比谷でやるという予算で組んで、こまかいことは予算委員会やらなかつたにしても、一応それらは全部国の予算から出すとすればちゃんと予算委員会を通つたもの、こう考えなければならぬのである。それが後になつてぐらぐら変わつてくる、しかも幾ら出すかもきまつておらぬ。そんなことは少し変じやないですかね。そんなばかなことは、われわれ国会議員としまして予算を組みます者としては実に変で、これは筋の通らない話だと思ひます。

〔発言する者あり〕

○小沢(辰)委員長代理 静粛に願ひます。

○長谷川保委員 大臣は、大臣になつたばかりでありますけれども、当然責任がおりになる。またこれは池田勇人君の名前をもつて案内してあるのでありますから、池田総理大臣自身にこれは責任があるわけでありまして、でありますから当然池田さんにも出てもらつてこの間のいきさつを明らかにいたしませ

んと、たとえそれが十万であろうと二十万であろうと、国民の税金を払う、国費を払うことであるから容易ならぬことである。そういういかにけんにすべき問題ではないのであります。したがういまして、この問題はひとつぜひ明らかにしてもらいたい。大臣、いまここでわからぬですか。実際において、どうですか。こんなばかなことはない。

○神田国務大臣 いま鈴木局長からお答えしたとおりでございます。まだ煮詰まつておられないようでございます。しかし、お話し点も十分わかりますので、早く煮詰まるように、これは相手のあることでございますが、よく諸般の情勢を検討し勘案して、適正な借料、値段を同意を得まして、そうして処置したい、こう思つております。

○長谷川保委員 この点は納得できません。いま一つ法制局長官でもよろしいのであります。伺いたたいのは、こういうことで国費を宗教法人に払う、名義は借料ということになるのか、どうしてもそこになお幾分の危惧があるように思ひますが、その点は差しかありませんか。

○林説明員 それは結局今度の靖国神社境内でやるということ、境内ということでも場所を借りてやるということでございます。でございまして、これは相手が宗教法人でありまして別々にそこに適当な借り賃を払うというたてまえていくべきものだと私たちは思つております。かりにこれをたてまえて使うということになれば、逆の意味で特権を与えたという問題が起これらぬと限りません。あるいはまた不当な高い値段をもつて借りるとなればまたそういう意味も出てまいります。私どもとしてはあくまで、金額の決定については関与する限りではございませんけれども、あくまで適正な借り賃ということでやつていただきたいということ、厚生省に言つてございまして、それでこれはやはり宗教法人でありますし何でありますし、やはり国がその場所を借りる以上は適正な借り賃を払うというのがこれはたてまえてある。それがほんとうの公正なやり方であらう、かように考へております。

○長谷川保委員 そうしますと、場合によつてはその建物を借りてもかまわぬ。今度は逆にいえば、たとえば創価学会の本部のあの客殿を借りてやつてもかまわぬ、あるいは東京のニコライ堂を借りてやつてもかまわぬ、借り賃を正當に払えば差しかえない、こういうことが理論的には言えますか。

○林説明員 そこで問題になりますのは、結局憲法二十三条三項

の、いわゆる国が宗教活動を行なうかどうかという問題と関連してまいります。したがういまして、場所はどこでもいいということになりますと、いまおつしやつたようなことになりまして、そういう施設にはやはり宗教的ないろいろの施設がある場合もございまして、そういうものを全部取り払つてやればいいじゃないかという議論も出てまいりますけれども、いまそういうこととは言うべくして行なえないという場合もあるかと思ひます。そういうことになれば、やはり国が宗教的活動を行なつたというふうなことになるようなおそれのないような方法でやるべきだと思ひます。したがういまして、今度の場合は全く境内の、しかも社殿から離れたところを使うことになつております。いわゆる広場的な場所を広場として借りるということではたてまえて私どもとしては考へておりました、そういうことではいまおつしやつたような例を考へますと、これはまたその場合にそういうことがかりに問題になりました場合には、そういう場合の適否は十分に考へてみたいと思つております。

〔鳥居のうちだと呼ぶ者あり〕

○長谷川保委員 だから、いまも同僚からお話がありましたように、鳥居がありますし、玉がまきがありますし、その前にはちゃんとうんの獅子がおります、これは明らかに神社の形式になつているのであります。でありますから、さらに例を申しますれば、日本キリスト教団の富士見町教会というのは、宗派による十字架もなければ何もございませぬ。富士見町教会なら富士見町教会、信濃町教会なら信濃町教会という大教会でそういうことをやるということができるかどうか、これは法理論の問題ですよ。私は、それはやはりいけないのだと思ひます。それはもう唐獅子がおつて、ちゃんと、ここからもう神社の聖域であります。鳥居があつて、ここから奥は神社の境内地であります。聖域であります。このところには車で入つちやいけないということを方々に書いてあるわけでありまして、魚鳥を取つてはいけませんということを書いてあるのであります。そういうところで、これは宗教行事ではありませぬ、こう言うのは無理ではないですか。それは私は詭弁というほかないと思ひます。どうでしょうか。

○林説明員 これは結局、そういう宗教施設でもおのずからその宗教的色彩の濃淡もございまして、したがういまして、私ども考へまして、結局境内地、これは相当の広場でございまして、広場を使つてやることにおいては、宗教的色彩と切り離してやることも可能だと私たちは思つたわけでありまして、憲法の規定

から申しますと、御承知のように二十条一項と三項の問題が出てまいります。一つは、いかなる特権も宗教団体に与えてはいいけないということでありまして、こういうことになることはわれわれとして蔽にやっていたかかないようにしてもらいたいと思っております。それから三項のほうで、国がいかなる宗教活動もしてはならない、国自身の宗教的活動は、いかなる意味においてもやってもらわないということ、私たちは条件をつけておるわけでありまして、これは確かに境内ではございます。境内ではございませぬけれども、それはやはり社殿からも相当遠いわけございまして、宗教的色彩も相当薄いとこだと思ひます。広場として使うのにそれほど不適當でなからう、広場として借りたというたてまでやつております。おのずから、社殿を借りるとかあるいは教会の内部を借りるといふことでは、宗教的色彩の濃淡は違つてまいります。さように考へておるわけでありまして、要するに問題は、結局憲法の文句からいへば、国が宗教的活動をしてはならないところでありまして、宗教的活動は蔽にしないようにしてもらつてまいります。

○長谷川(保)委員 あなたも閣議の席にいらつしやつて、この問題については疑義があるということ、発言されたやに私は聞き及んでおるのでございませぬ。こんなことは疑義があるにきまつておるんですよ。それだから問題は、先ほど何つたのでありますけれども、明確な答弁がありませんが、あなたは閣議の席におつたということでありまして、この間の事情が明確になると思ひますが、いかなる理由をもつて四月二十四日にきめられた、日比谷公会堂において戦没者の全国の慰霊祭をやるということが、後の閣議において変えられたのか、その間の事情を承りたいのであります。どういふわけであつたのか。巷間伝えるところによりまして、いろいろ圧力団体が圧力をかけたとか、いろいろいわれておるのであります。でありますから、一度きまつたものが何ゆゑ変わったのか、それを承りたい。私たち国民は納得できない。ことに神道でない、また戦争を憎みますわれわれにとつては、かつて靖国神社が明らかに戦争勢力によつて利用されたという事実を知つておりますゆゑに、私どもはこれに対してやはり敏感に考へざるを得ないのであります。どういふ理由でこの四月二十四日に一たびきまつたものが変えられたのか。あなたは閣議の席でこれに疑義があると言つたということが巷間伝えられておりますが、事情は明らかだと思ひますので伺ひたい。

○林説明員 これを変えるに至つた原因については、実は私ども

もは直接タッチしておりません。したがひましてこれは厚生省当局からお答えを願ふことが私は適當だと思ひます。閣議の席上において私が申しましたことは、新聞にも若干出ておりましたけれども、やはりこれは靖国神社という一つの宗教法人でございませぬ。境内を広場として使うにしても、やはりそこに多少まぎらわしい点がないわけではない。したがひまして蔽に宗教的行事、活動と切り離していただきたい。それから靖国神社に何らかの特権を与へたことにならないようにしていただきたいという条件を申しました。これは閣議でも了承されております。○長谷川(保)委員 当時の厚生大臣がおりませぬので残念であります。次に伺ひたいのは、この追悼式は一体国事であるかどうか、これを承りたい。

○林説明員 いま国事とおつしやつた御趣旨がちよつとわからないのでございませぬが、これは要するに一種の事実行為でありまして、政府がそういう催しをすることが適切と認めてやる事実行為だと思ひます。

○長谷川(保)委員 もう一つ伺ひますが、天皇、皇后が出席されるように案内状にございませぬ。この天皇が出席されるというのは、これは天皇の国事行為として出席されるのかどうか、そういうふうに解釈していいのかわかどうか。いわゆる憲法第七条の十にありまして「儀式を行ふこと」といふこととどういふ関係に解釈されるべきであるか、無関係であるか関係があるのかどうか、承りたい。

○林説明員 憲法七条の、いわゆる天皇の国事行為としての「儀式を行ふこと」といふことは、これは憲法学者の間にはいろいろ説もございませぬが、私どもといたしましてはやはり天皇が主宰されて儀式を行なうことを意味してゐると考へております。したがひまして今回の、これは昨年もそうでございませぬが、昨年の追悼式にも天皇、皇后両陛下が出席されておりましたけれども、これはいわゆる国事行為としての儀式を行なわれたものではないと考へております。これは内閣のほうからそういう事実上の行為としての追悼式をやるからお出ましを願ひたいといふこととお出ましを願つてゐることだと思ひます。まあ似たような例は、たとえば国民体育大会に天皇、皇后両陛下がお出かけになる。これはもちろん国事行為とわれわれは考へておりませぬ。国事以外の全く私的行為でもない、いわゆる公的行為と考へております。こういうふうな、現にいわゆる国事行為として實際上天皇が儀式を行なわれる以外に、そういうまあ公け的な席にお出かけになるということは、これはしばしば行

なわれております。そういうもの一つだと思ひます。しかしもちろんお出まし願ふについては、これは内閣としてお出まし願ふということをお願いしておるわけでありませぬから、責任は内閣がおとりになることだと思ひます。

○長谷川(保)委員 私がこれらのことを伺ひますのは、私のところに、ある宗教団体から、それらの点は当然やはり一つの国事ではないか、国がお金を出して、内閣総理大臣が主宰してやる、これは国事ではないか。それに天皇がお出ましになるわけにないことになれば、これは個人としてお出ましになるわけではないということになるから、当然これらのことについては憲法上の疑義があるではないか。これは私にもこうと断定できませんけれども、私は疑義があると思ひます。それだからここに疑義があるように思ひます。これらの点はこういう形で一宗教法人の境内地でやられますことそれ自体に少し疑義があるかと思ひますけれども、こういうものに出ていって少しも差しつかえないと思はれるかどうか。

○林説明員 これは私どもは願ひしてあるわけにございませぬが、要するに今度の追悼式は宗教的色彩を全然切り離していただきたいということを申してございませぬ。したがひまして天皇がお出ましになりませぬ、これは宗教的行事に参加されることは当然ならぬと思ひます。また国が宗教的行事を行なつたことでもございませぬ。それから今度の儀式において天皇が靖国神社に参拝されることはないと思ひます。したがひまして、これはまた別の問題で全く私的な意味で靖国神社にお参りになる、これはまた御自由の問題でございませぬ、これはまた別の問題でございませぬ。しかし今度はそのことは私どもとしてやはりいろいろ問題を起す種だと思ひますので、そういうことはしていただかないように願ひしてございませぬ。

○長谷川(保)委員 私の知つてゐるところでは、少なくとも日本基督教団という日本の一番大きなキリスト教関係の教会の団体から抗議文と申しますか反対声明と申しますか、それが内閣に出されてゐるようでありませぬ。どういふような内容のものが出されておるか伺ひたいと思ひます。

○鈴村説明員 私も新聞紙上でそういうものが出てゐることを拝見しましたが、中身についてはこまかいことは存じておりませぬ。

○長谷川(保)委員 それは君、実に無責任な話です。少なくとも百万単位の信徒及びその家族の関係します団体、そういうも

のがそういう抗議書を内閣あてに出しておる。少なくともおそろくこれらの団体におきましては、この行事に参加するなということになると思います。そういう重大な問題なんです。先ほど申しましたように全国仏教会でもそういうようなことについて緊急に相談をするということ、先般私が伺ったときに言っておりました。そういう国民の税金をもってやりながら日本国民のある人々、明確に信仰を持っております方々は参加できないというようなこと、そういうことをその諸君から取り上げた税金でもってしてはならぬことは当然なことだ。でありますから、したがってそういう抗議声明書があったならば、所管の官庁としては当然すみやかにその内容を見て、その声明の内容に誤りがある、これは国で考えて法律的にも正しいということであればその旨を明らかにすべきである。それらのことについていまなお知らないということは不届きである、無責任きわまることである。でありますからそれらについてすみやかに明確になさって、それらについて釈明すべきことができるならば釈明をして、全国民が行ないますことでありますならば、全国民の税金をもってしますならば、全国民がそれに参加できるように当然すべきである。はなはだしく怠慢であると言わなければならぬ。それらの点について一体どうなさる御所存か、所管大臣の御意見を承りたい。

○神田国務大臣 私ども実は新聞でちよつと拝見しただけで、厚生大臣としても陳情は承知しております。私の感触を申し上げますと、総理大臣に陳情に伺った、こう承知しておりますので、総理府といえますか総理においてこの措置を十分お考えになっておる、こういうふうにお考えしております。

○長谷川(保)委員 すみやかにそれらの点について善処せられるようにと強く要望をいたします。責任者は総理でありますからほんとうは総理に来てもらわなければこの問題は正しい国会の審議にはならないと思うのでありまして、できれば明日にでも総理の出席を要求したいと思っております。

御承知のように憲法第二十条は「宗教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權力を行使してはならない。」というように規定をされております。いま申しましたように、信教の自由という立場から申しまして、今回の総理大臣池田田勇人君の企図というものには明らかにこの憲法の保障に抵触するわけであります。なぜならば、いま申しましたように、私が知っているところだけでもキリスト教のわが国における最大の団体はこれに参加でき

ないという形になるわけであります。そういうことでありますから、これはいま申しましたように、ただにそればかりでなくほかの団体にも影響しているわけであります。それぞれお考えがあるわけであります。したがってこの憲法第二十条の信教の自由の保障、この問題と、いま申しましたいかなる宗教団体も國から特權を受けてはならぬというこの問題と当然抵触すると思うのであります。いかがでありますか。もしそれに行けるとすれば、宗教法人の境内では困る、そういうところへはわれわれは行かないのだという諸君があるわけであります。信仰の立場からしてこれは当然なことでありまして。これは神道の境内でありますから、これはそういう方面に、先ほど申しました阿弥陀一仏、ほかに拝すべきものなしという立場とか、あるいはキリスト教の立場からしますと、そういう儀式に参加することを快しとしないのはあたりまえであります。しいて國がその諸君から取り上げた税金でもってやるということになれば、当然信教の自由を侵すことなるのでありますから、これは明らかに疑義があるのであります。林君の御意見を承りたい。

○林説明員 そういふ点では私は信教の自由を侵すという点はないと思つておる。これは先ほど申し上げましたとおり、この式典そのものはあらゆる宗教の色彩から全部隔離したような形で、昨年の日比谷公会堂におけるものと同じようにやつていただくように私どももお願いしてございまして。厚生省もそういうように考へておるはずでございまして。したがって、かりに境内地で行ないますけれども、別に靖国神社に對しておじぎをするとかなんとかいうことはないわけでございまして。そういう点はないわけでございまして、そういう意味からいってある特定の宗教に對して、たとえば礼拝を強要するということとは全然ございせん。それからまた國自身が宗教的行事、活動をやるような形式も全然とらないわけでございまして。それからまたこういう儀式に参加されるかされないかはもちろん各人の御自由でございまして、これは強制しているわけでももちろんございせんし、そういう意味から信教の自由ということに私は問題はないと思つておる。多少例は違つてもわかりませんが、たとえば明治神宮外苑も宗教法人の施設でございまして、境内地に考へておる。しかしこれは宗教的施設はございせんから、これは多少鳥居のあるなしの違いはございせん。ございせんけれども、非常に潔癖な人があればやはり明治神宮というものにこだわる方もそれはあると思つて、そういう問題も

ございまして、ああいう外苑は開放するというように使つておるわけでございまして。そういう意味合いから、申しまして、これは別にこれを強制するわけでもございせんし、それから式そのものは全然宗教的色彩から切り離しておるわけでございまして。そういうことからいって信教の自由を侵すというふうなことは私はいり得ない、かように考へておる。

〔小沢(辰)委員長代理退席、田中(正)委員長代理着席〕
○長谷川(保)委員 林さんはそう言うけれども、これはその諸君から取り上げる税金でやるのでしよう。そういうことだつたら税金をわれわれは出さぬですよ。靖国神社の境内でもってやるということではわれわれは税金を出さぬですよ。強制的に取り上げた税金でやるわけですからね。それでなければまじいですよ。まだあなたの言うことは通るかもしれません、問題は残りますけれども。税金を取り上げておいてその税金でやるのだ、信仰上の立場からそれは行けないのだ、現に基督教団の人は行きませんよ、そういうことなるのです。それだから私はそこであくまでやるをいうことならば、信教の自由を侵すということになるのだと思つておる。國がやるのでなければある遺族団体がやります、それはけつこうですよ。しかし國がやる。いまの事實としては国事ですよ。國がやる、國民から出した税金でやる。しかしそこには信仰の立場から行けないのだ。極端に言えば、遊郭の中で慰霊祭をやりますからキリスト教の人たちによつて拜んでくださいといつたつてそういう場合に行けないでしよう。清潔な教徒は行けない。ということは、信仰の場合だつたら信仰が違つておるのですよ。信仰が違えば、弥陀一仏のほかは一切拜すべきものなし、そういうことなるのですからね。この問題はいま宗教界におきましては非常な問題にしているのです。ですから、いまあなたの意見に私は納得するわけにまいりませんし、私が納得できないということはおそらく日本のそういう宗教団体の中にあるのですよ。そういうことになるのです。私は日本基督教団の一人の代表的な人物です。常議員という仕事をやつておるのです。この問題がやはり方々で問題になるのです。常議員会というものは内閣の閣議のようなものであるのです。そういうところで再三問題になっているのです。私のほうでは非常な疑義があるのです、このやり方には。ことに先ほど申しました靖国神社というものが、靖国神社の關係の方はけつこうでありますけれども、そうでないものについては戦争の推進力に利用されたのですから、それだからそれを私ども

はまた非常におそれるのです。いま宗教団体が非常におそれているのは、こういうことでこのままほうっておけばこの次はおそらく靖国神社の建物でやるということになる。これを今後このままで見過ごしたら次は建物の中で必ずやられる、神殿でやられる。また国家神道の復活ということになるのじゃないか、それがかつてどういう役割りをしたか、国家神道というものが一体何の役割りをしたか、そのためにたくさん殉教者が出たわけです。戦争中われわれの団体からもたくさん殉教者が出た。ついに牢屋にほうり込まれて、そこで殺された連中もあるのです。でありますから非常に問題にしているわけです。いまの憲法では天皇崇拜というものは出てこないであります。けれども、かつては靖国神社も伊勢神宮もそれに食いついて天皇崇拜ということにいく、そして思想の統一になり戦争の推進になっていったわけです。そういう苦い経験を持っておりまうから、この問題と同時に、また伊勢神宮の問題が出てくるぞといふことが考えられているのです。非常に神経質に考えられているのです。また考えるだけの価値のあることです、宗教的に言えれば。そういうことでありますから、これらの点につきましてはこのような行き方がされたことについてどういう理由からされたかということをおぼろげにこの際十分に明らかにしたいわけです。先ほど来伺っておりますけれども、厚生大臣も新任のことでありまして十分御事情はおわかりにならないようでありますから、なお私の質問が少し残っておりますけれども、この点はあとにしまして、同僚から関連の質問があるそうですから関連の質問を先にさせていただきます。

○田中（正）委員長代理 小林進君より関連質疑の申し出があります。これを許します。小林進君。

○小林委員 私は法制局長官にお伺いしますが、あなたはさっきおっしゃった。靖国神社の境内と明治神宮の外苑と同じだと言ったじゃないか。いまでもそんな答弁を正しいと思っておりますか。神宮の境内と外苑と同じだ、そう言ったね。靖国神社の境内と明治神宮の外苑と同じだと言ったね。その理屈が正しいと思っているのか、いま一ぺん聞きたい。

○林説明員 これは先ほど私の申しましたところの、実は速記録をごらんいただければわかると思えますが、同じとは言っておりません。そういうことを申しますとあるいはおしかりを受けるかもしれませんということを前提といたしまして、鳥居があるなしの違いはありますけれども、やはり明治神宮の一つの施設であることは間違いない、宗教法人の施設であることは間違

いないと先ほど申しただけでありまして、それが全く同じようなものだ、いわゆる社会的に見まして同じようなものだという前提で申しただけではございません。その点はあとで速記録をごらんになればわかると思えます。

○小林委員 君はそういうごまかしを言うけれども、明治神宮の外苑と神社の境内が同じ神社の付属物だとか、そんな理屈でごまかしてはいけません。神社の境内というものはいわゆる神社宗教だ。宗教成立の絶対要件ですよ。あなたは一体神社というものを、神宮というものを、神道というものを何を何だと考えておりますか。ただ神社の奥殿一つをあなたは神社だと思つていらつしやいますか。拝殿一つが神社だという考えをお持ちになっておりますか。神社というものの構成の中には境内というものが絶対要件として入っているんですよ。神社とは何か。境内を含めたものが神社なんです。絶対要件なんです。どうです、これをお認めになるか。宗教法人 神社宗教成立の絶対要件の中に境内というものが含まれているとお認めになるかどうか。

○林説明員 これは宗教宗教によっていろいろなものがあります。あるいは神社によってもいろいろ違うと思いますが、境内地というものが神社の主要な一部をなしていることはおっしゃるとおりだと思います。しかし宗教的色彩から申しまして、神殿、拝殿あるいはそのほかのいわゆる礼拝の対象となる施設、それから境内地、境内地もいろいろの目的に使用されている実情はあるわけでございます。靖国神社におきましても、たとえば春秋の祭礼のときにはあれは催しものにも使っております。あるいは自動車等の置き場、バスの置き場にも使われておりますし、それは神社の崇敬の対象としての施設におのずから濃淡があると思えます。境内の特に拝殿から離れた一部分を使う、それも神社そのものを対象としてでなくそういう広場があること、そういうことを対象として使うことは、これは私は神社を利用したことはない、かように考えております。

○小林委員 それは重大な発言をしているんですけれどもね。この問題は私は思いつきでやっているのではないですよ。時間がながい私はひとつ歴史を申し上げるけれども、いま宗教は、国家が宗教に干渉することをやめ、新憲法に基づいてアメリカが進駐して、全神社から、神宮から、官幣大社から、日本の政府は手を引けというときに、そういう手を引けというときの条件に、われわれが宗教の土地払い下げの法案をつくったことを知っているだろう。神社宗教が成立するために絶対必要な境内

地というものの、その神社の成立に必要な境内地というものを、その神社の成立に必要な条件として払い下げたための法律をつくった、いままでも国有地を神社に払い下げましたね。その払い下げたときのいわゆる速記録を見てごらんください。一体この境内地というものが神社の成立、神社宗教の成立に欠くべからざるものかどうか、もし欠くべからざるものでなければ、その国有地を神社に払い下げる必要はない。これが国会の議論の対象になった。ところがその神社宗教の吉田何がというボスがいて、神主さんがいて、そしてこれも絶対に宗教に必要な用地である、これも絶対に必要な土地であるということである。いわゆる日光の男体山なんか何千万坪も、絶対に必要な宗教成立の要件であるとして国有地を払い下げたというような、乱暴な払い下げをしたこともあなた御承知のとおりであります。最後に残ったのは富士山頂の浅間神社である。浅間神社の御神体は富士山ということで、富士山を浅間神社に払い下げるということ、これは厚生大臣も静岡県においてなるから、私はよくおわかりになると思うが、そのときにこの神社境内というものが一体宗教の成立に絶対要件であるかどうかということ、この国会の中でも何回も繰り返されてきたことなのです。バスのとめです。そんなような論争はそのときにはなかったのだ。だからいままでもこの法律から持ってくれば、神社宗教の成立には神社の境内というものは絶対の要件なんです。これはあなたが言うようにバスの停留所じゃないのですよ。一般の広場ではないのです。外苑のように野球をしたりスポーツをしたりしないのです。境内というものは聖域なんです。境内というものはその宗教の中において——宗教成立のための絶対欠くべからざるものである。その宗教とその神社と終始一体のものなんです。これがなければ靖国神社という宗教法人は成立しないのですよ。それをあなたは一般の広場と同じように神社の拝殿さへ入らなければ一向ほかの広場と——日比谷の公会堂だの青山の青年会館と同じような性格のものだというあなたの答弁は、まことに、いままでの国会における宗教法人や、宗教の論争を全部否定する三百代言的な主張ですよ。私はそう思いますよ。

○林説明員 旧社寺等に無償で使用されておりました土地を、その当該社寺等に譲与する法律がございます。これは仰せのとおりでございます。ただあの場合に、おことばを返すようでありませんが、富士山とか男体山とか筑波山、これはいわゆる山を神体とする宗教だ、お宮だという考え方で、あれはあのお敷地全部がいわゆる当該神社と不可分一体のものであるということが主

張されたわけでございまして、富士山はいまだに係争問題になつておりますけれども、そのほかの男体山とか筑波山はそういう意味で当該神社に無償譲与されておると思ひます。しかしそれはそもそもその神社の成り立ちにもよるものでございまして、直ちに境内地が神社の御神体をなすというものはばかりではございません。あの法律からいまして、いわゆる無償譲与したその境内地は、当該神社に由緒の深いところをいわゆる境内地としてこれは無償で譲与しよう、多少いまままで使つておつたけれども、大体目的外使用しておるようなものは半額で売り払おう、そういう分け方でやつたわけでありまして、それでいわゆる境内地としての、あるいは神社へ無償で譲与する区域は政令でたしか全部指定してございます。そして境内地はその当該神社に由緒のある土地であるということでございます。由緒のある土地であることはもう境内地であることは間違ひございません。しかしいわゆる当該の御神体であるというような意味の、先ほどの例におあげになりましたようなところは、これは神社全部がそうではないわけでありまして、神社にもいわゆるあいう山岳宗教の神社もあれば、そうではない神社もございまして。そういう意味において、私は境内地というものが、靖国神社の場合にはやはり相当広場の色彩も持つている、かように考えていいのじやないかと思ひます。

○小林委員 ぼくは富士山や男体山のように、御神体がなくて窓をあければ富士山が見える、それを神体にして、そういうものを言っているのではないのです。そういう神社もあつて富士山の払い下げ問題で係争が起つておるということを例としてあげただけであつて、それはいまでも訴訟を起こして、第一審で負けたり何かしてやつておるけれども、山岳神社は別として、神社の境内というものがその宗教、神社の成立のための絶対的な要素なんです。境内がなければこの宗教の尊厳も失なわれるのだ、宗教の絶対性も失なわれるのだ、この境内はこの神社の神聖と絶対性とうごうしさを保つために絶対に必要な用地なんだから、だからこれはどうしてもひとつ払い下げてくれ、この神社の成立のために絶対要件なんだ、これはいまままでの全部の主張なんじやないですか。だから境内に入るときには水が置いてあつて、口をすすげの手を洗えのといつて、そして静々と歩かせるじやないか。あれがなければ神社は成立しないのですよ。そういうような境内というものを、明治神宮のように野球をしたり、トラックを走らせたりするところと同じでございませうなどという理屈を言うからあなたはいけないのですよ。そ

の神社の中で手を洗わせたり口をすすがせたりする、それはもはや宗教的なひとつの魔術なんですよ。雰囲気をつくつておるのです。それは全部その宗教に心服させようというので、うたもあるじやないか。上野の駅から九段まで、一日がかりで歩いてきたら、九段の坂を上つて、鳥居の中で、何もののおわしますかは知らねども、おのずから涙が流れるという宗教的雰囲気の中にひたつてしまふ。その神社の境内と一般の宗教的雰囲気のない場所と同じだという、そういう解釈が成り立ちますか、事実の問題として。だからあなたはさつき言つただろう。多少まぎらわしいことなしに、云々と言つて総理に若干の忠告をいたします、これがあなたのすなおな気持ちですよ。そういうような若干でもまぎらわしいところをなぜ一体最初から日比谷公会堂できめて、国会から、われわれから、予算をふんだくるときは日比谷公会堂でやりませうと言つて予算を取つたか。

話が飛ぶと悪いから神社のことを言うけれども、そういうわけでは神社の境内というものは神社宗教成立の絶対的要素なんだから、場所をそういうところにおいてやつたといふことは何としても間違ひです。やめてもらいたい。これは間違ひです。あなたのことばはだめだ。三百代言したつてだめだ。自分で多少まぎらわしいと言つておるでしよう。まぎらわしいことのないようにやるべきじやないか。自分の答弁に誠意を持つてやらなくちゃならぬ。それから厚生省もそのとおりだ。何です、国会で。これは予算委員会です。これだけの予算が、日比谷公会堂でやりませう、そのためにはこれだけの予算が、賃賃料がかかりませう、金もかかりませう、それで予算を取つたじやないか。予算をとつたときのその会場を予算をとつたあとでなぜ一体変更するのだ。それこそ国会に対する公約違反じやないですか。鈴木君、なぜそんなことをやつたのか。

○鈴木説明員 仰せのように国会の予算審議の際には日比谷公会堂ということをご予定しておりまして、一応四月には日比谷ということに閣議決定がされたわけでありませうが、その後遺族等の強い要望もございまして変更ということになつたわけでございます。

○小林委員 ぼくはあなたの方のそれがどうしても了承できないことだ。遺族といつたつて遺族の全般の意思を代表しておりませうか。先ほど長谷川先生が何回も言われておるように、遺族はそういうことに反対しておるんですよ。そういう特定の宗教の特定な空気が、雰囲気のみならず、そういう境内でやることは国民的な行事にならぬと反対しておる。長谷川先生はキ

リスト教の信者ですよ。私は日蓮宗のパリパリだけれども、日蓮宗一宗は絶対なんです。日蓮宗の信者には南無妙法蓮華經というものは絶対だ。これはすべての教えの中で絶対なんだからだから私は戦時中といえども靖国神社、明治神宮にもお参りしなかつたんだ。それはいわゆる絶対的な宗教で、靖国神社も含まれた最高のものなんだ。ぼくはその中で末梢の神社なんかにお参りする必要はないのだ、こういうことでお参りをしなかつた。いまの創価学会の初代会長の牧口というのは靖国神社にもお参りしない、皇大神宮も祭らない。皇大神宮を祭らない宗教は国家を冒瀆する宗教だといふので、戦時中獄中に引つぱられていつて弾圧の中で獄中で憤死をしておるんですよ。その憤死が戦後と同時に爆発したわけですよ。靖国神社という特定の国家宗教を一般の宗教に強圧したということだ。当時戦時中は靖国神社というものは他の宗教の上に超然と控える絶対的な宗教だから、キリスト教を問はず、日蓮宗その他何を問はず靖国神社にお参りせよ、こういうことを戦時中の軍部が強制したけれども、しかし宗教の信念に燃えている者は国家権力には服従しなかつた。服従しなかつた者は全部監獄にぶち込まれた。おち込んだから、そこで君、圜圜の中に死んだんですよ。この弾圧の中でいまの創価学会が生まれたのだ。だから創価学会の今日の発展は、いわゆる東条をして今日の創価学会に発展せしめた。天草における踏み絵による宗教の弾圧がキリスト教を今日あらしめておる。日本古代における蘇我、物部両氏による仏教輸入と神道との戦いが、ついに日本の仏教を今日のごとく発展させた。大体、宗教の発展史の最初は必ず弾圧の歴史がある。いま諸君らは、そのとうとい歴史をまた踏みにつけて、東条のおかした間違いをおかそうとしておる。靖国神社の境内は、こうした戦時中の、あの神社に参らぬために、あの坂の上を上がらないために、何百万人の人たちが東条によつて黒い血を流されておるんですよ。その黒い血を流された弾圧がいま火をふいて、ああやつて創価学会が勢いを得てこの次の選挙には打つて出るというので、みんなわれわれが脅かされておるのだ。(笑)そういう事態にそういう弾圧の歴史がある。それを君たちは、靖国神社の境内は普通の広場でございます。何を言うのですか、そんなことを言つちやいけませんよ。国会の中で日比谷公会堂でやりませうと言つて、国民の前で、国会の中で公約して予算を取り上げておりながら、なぜ一体だますのだ。その遺族がいつても、遺族の一部だ。遺族の一部という名の

もとに、権力者の手によって国民を全部欺くことになりすよ。国会で公約した。国民の代表者じゃありませんか。国民の意思は国会によってきまるのだ。その国民の意思をなぜ一体踏みこじったのだ。なぜ踏みこじって予算を取ったのだ。間違っているじゃないか。火事で焼けたとか、あるいは地震でぶつぶれたというのなら別ですが、これは認めるわけにはいきませんよ。○鈴木説明員 先ほど申し上げましたように、確かに予算審議の際に日比谷公会堂でやるように申し上げましたし、またその後もそのつもりでおったわけですが、先ほど申し上げましたような事情によりまして、その後に変更するような事態になったわけでございます。

〔理由をはつきりしろ〕と呼び、その他発言する者あり〕

○田中（正）委員長代理 不規則発言はやめてください。

○鈴木説明員 先ほど申しましたように、遺族等の強い要望もございまして変更になった次第でございます。

○林説明員 いまの変更の問題は、実は私も直接タッチしたわけではないわけですが、先ほど申しましたように、厚生省から変更の閣議の書類が出てきました。それを閣議で審議したというふうになっております。直接私は聞いたわけでもありませんし、私たちが直接タッチしたわけでもないわけです。閣議の席上で、一応私どもとして言っておかなければならないと思いましたが私は申しました。それは閣議で了承されたわけでございます。

○小林委員 そういうようなことでわれわれが了承できますか。予算の審議などというものは、だてや酔狂でやっているのじゃありませんよ。真剣にやっつて、一々克明にその理由まで聞いてやっつていくことなんだ。それをあなたは何だ、遺族というのは国会における国民を代表するわれわれの発言より強いのですか。遺族の発言は、それこそ田中君の発言ではないが、不規則きわまる。遺族の靖国神社でやっつていただきたいというその要望は、国民を代表するわれわれ、国会の中で、日比谷の公会堂でやりますというところで予算も認めたわれわれの発言よりも強いのですか。それが強いのなら、議会なんかやらなくてもよろしい。国会なんか要らないじゃないですか。遺族の問題に関する限りは、国会議員の答弁や質問などというものは権威がないとおっしゃるのですか、法制局長官。

○林説明員 私、そういう問題についても答弁の責任者でございませぬから、多少第三者的な答弁になるかもわかりませぬ。

しかし、これは結局そのときどきにおいて、初め予算を組むときには靖国神社でございませぬで、日比谷の公会堂ということ念頭に置いて厚生省の事務当局ももちろん案をつくったものだと思います。現に七月何日かに閣議決定もしているわけでありませぬ。しかし、その後のいろいろの情勢だと思えます。私が直接タッチしたわけではございませぬが、諸般の情勢としか私には言いようがございませぬ。しかしながら、それが政治的な一つの力もございまして、そういう意味であらうふうになつたのだと思えます。もちろん国会においてごうごうと言ったことは、一つの政治的な責任の問題もあつてごうごうと思えます。あると思えますが、これは法律的に言えば、これはまたおしかりを受けるともわかりませぬが、予算のまことにこまかい細目の問題でございまして、予算そのものの使い方としては、要するに追悼会をやることの式場の費用でございまして、その式場に相当する費用はあの予算の範囲内で使えばいい。これはきわめて形式的予算と言えさういうことになりませぬ。ただ、国会においてさういったことについての政治的な責任はもちろんあると思えます。また同時に、これを変更しようというに考えるべきだと思えます。これはまた政治的責任だと思えます。

○小林委員 そういうことを言うからいけないのですよ。それは単なる予算を組んで、何々村に幾ら交付金をやるというのなら、単なる予算の問題にならぬけれども、同じ予算の中でも、たとえて言えば文部省がつくる教育会館をどこにつくるといふことは、教育会館そのものの場所も、設立の内容も絶対的な要件です。その内容を全部含めてわれわれは予算を認めたのです。同じように靖国神社の祭礼を、どこでその式を認めるということは、単なる予算的措置の金を認めたわけではないのですよ。その会場をどこにするかという、これは絶対要件にしてわれわれはその予算を認めている。だからこの問題は、ぼくはぜひ総理大臣に来てもらつて質問したい。

厚生省に第三の問題として言うけれども、これはことしだけの問題ではないのですよ。去年の国会でもこの問題がどんなに問題になつてくるか、あなたは知っているだろう。鈴木君、君の前任者の山本君は、君より少しりこうだった。先ほど厚生大臣が言われた中で、新宿でやられて、それから去年は日比谷だ、ことしは靖国神社と言われたが、私はちよつとその記憶がない。去年の行事が、私は第一回目じゃないかと思う。去年のその第一回の行事を日比谷の公会堂でやるために、いかに君の

前任者が苦労したか。そのときに彼は、一々——これはわれわれ社会党でも何回も会議を開いた。しかし、国がこういうような戦没者の宗教的行事を行なうことは、国民にむしる戦争を賛美するような空気を生むのではないかと、われわれ社会党のほうは賛成できなかった。やるならば政府の手を放せ、手を放してほんとうの民間の関係団体だけでその行事を主催してやるべきである、国はみずからこれをやるべきじゃないということ、われわれは何としてもこういう宗教類似の行為——あなた方は宗教類似の行為ではない、追悼会だと言つてもうけれども、追悼ではない、これは宗教類似の行為だ。その宗教類似の行為はやはり戦死者を謳歌し、戦争を謳歌するというような空気を助長するおそれがあるから、国自体がそういうようないゆる祭礼を行なうべきではない、宗教的類似行為を行なうべきでないということを大いに議論した。そのときに山本君は、何回も、絶対に宗教的類似行為はございませぬ、追悼でございませぬ。しかも、ほんとうに事務的な措置だけを厚生省の援護局がやるのであつて、あとは全部下から盛り上がる空気がよつてやらせませぬ、そういうことで種々折衝した。その折衝の段階の最後のところに行つて、大臣がこの祭礼のあいさつをやるのならわれわれ野党の委員長のあいさつもやらせるか、自民党の総裁があいさつをするなら野党の河上委員長があいさつもさせるか、こういうところへ話が行つた。そこで河上委員長もあいさつさせるかさせないかと、だんだんやつてきたけれども、君の前任者の山本君が、野党の党首にこういうような祭礼、国民的な行事の中であいさつさせるといふ前例はない、世界的にも、何か英国のチャーチルが、何かのときにやつたことがあつたか知らなかったか知りませんが、その他はどう考えてもさういふことはないから、どうか御了承いただきたい、しかし絶対に国民の疑惑を招くようなことはしない、だから場所も日比谷の公会堂以外やりませぬ、宗教的におい——神社のおいも、神さまのおいも、キリストのおいも、成成会のおいも、創価学会のおいも、そういう宗教的においするようなどころでは絶対にやりませぬ、線香のおいも、もうお寺のおいも一つしないようなどころでこれをやりませぬ。こういう幾つもの条件を全部つけてやつてきた。長い間の折衝をしてきた。彼なんか、足を棒にして一人一人問題のあるところを訪れて、さうしてこの行事ができた。何です、君は。そういう前任者が血の涙を流してやつた第一回の日比谷公会堂の行事、二回目にもうわれわれのおそれたような方向にちゃんと持つていったじゃないか。

だから、この問題はわれわれは了承できない。きょうやきのうの問題ではないのですよ。そういう苦心をし、そういうほんとうにこまかい神経を使って、ようやく去年日比谷の公会堂でそういう追悼会をやった。しかし、それでもなおわれわれは、宗教的な行事や特定宗教につながるおそれがあるのではないか、あるいは戦争につながるような懸念を持たせるようなおそれがあるのではないかということに非常に心配して、そのあとの成果もわれわれは全部調査した。そして今日に至っている。その前任者の苦勞を君は土足にかけておるのではないか。そういうことなくだらぬことを言って、われわれ了承できませんよ。

委員長、総理大臣をひとつ早急にこの席上へお呼びいただくように、特別の御措置をいただきたい。この問題はあらためてわれわれはやらなければ、ほこをおさめるわけにはいきません。関連ですから、これで終わります。

○滝井委員 関連して。これは神田さん、初めてこの問題に取り組むわけです。私の記憶では、たぶん新宿御苑と千鳥ヶ淵、それと日比谷と、今度四回目だと思うのですが、あるいは三回かもしれない。千鳥ヶ淵はやはり追悼式をやっているのです。いま言うように、前の山本さんのときには、これは課長がわれわれのところに来てる説明している。そして日比谷でやることについて、実は新宿御苑でやって、千鳥ヶ淵でやって、しばらく間がとぎれておったわけですから、やはり社会党の了承を求めなければいかぬというので、ずいぶん来て、党にも相談があった。小林さんの言うように、党の政策審議会にもかけて、そうしてずいぶん討議をしたのです。そして河上委員長の問題も出たわけですが、しかしうまくいかずに、社会党は必ずしも乗り気でなかったわけです。ところが昨年の十一月の衆議院の総選挙では、与党の諸君は、社会党はこの遺族の追悼式に出なかつたと言つて、こてんこてんに社会党を選挙の立ち会い演説でやつつた。そういう故事来歴があるのです。そうして今度は日比谷から靖国神社にいかれるわけでしょう。こういうように社会党をこてんこてんにやつつけて、そうして実は遺族会は社会党に寄りつかなくなつちやつた。ところが今度、あなたが御存じのとおり援護法を審議することになりますと、やはり野党の社会党の了承を得なければなかなか法案が通らないということになった。そこで遺族会の皆さん方も、これはああいふ行為はいけなかつた、やはり社会党にも十分相談をしなければいかぬ、こういう形になつてきておるのです。なつてきておるのに、靖国神社でやる

ことについては一言半句もあなたは言つておらぬ。内閣も言つておらぬです。国会で野党に説明をするときには、去年と同じように日比谷公会堂でやりますと言つておきながら、何ら社会党にも相談なく、今度は一挙に靖国神社に持つていかれる。そうすると、御存じのとおり、七月三日には憲法改正に関連する最終的な報告書が出ておるわけです。そうして社会党は、また九条を改正して軍備をやるのじゃないかという疑いを持つている。その疑いを持つている社会党が、今度靖国神社にいつた場合に、一体出られる状態ができるかどうかということ。こういう国民的行事を国の予算を使つてやるには、やはり高度の政治的配慮をやるのが当然ですよ。当然のことなのです。しかも法制局の林さんが、小林さんの御指摘になつたように、やはり幾ぶんは私もためらつたと言つた。法制局長官さへもためらうような問題なんです。いわんや野党のわれわれが、去年でさえも日比谷でやることについていろいろ議論があつた社会党として、なおためらわざるを得ない。そういうように野党の第一党がためらうようなことを、今度は案内状を出して、来なさい、こういうことではないのかどうかということが、一体池田さんの政治でまかり通つていいのかどうかということですよ。少なくとも二大政党の一つの社会党がためらうような国民的行事を、総理大臣の名で各国会議員に案内状を出す、そういうこと、いま長谷川さんも小林さんも言うように、われわれはなかなか行けませんよ。こういうことをやるのが、われわれはなかなか行けませんよ。こういうことになるのかどうか、これ、ひとりの政治をやることになるのかどうか、これでほんとうに政治をやることになるのかどうか、人間不在の政治を、今度はほんとうに人間存在の政治にいたしますと佐藤さんと握手した池田さんの政治であつていいのかどうか。これは野党を無視しているじゃありませんか。まだおそくありませんから、もう一ぺん閣議でやつてもらわなければならぬが、閣議でやつてもらう前に、池田さんここに来てもらわなければならぬ。これは一國の政治における非常に重要な精神的な問題だと思つた。簡単な問題じゃない。小林さんの言うように、予算の扱いを、保育所をA地区につくるのをB地区に変えたというような問題じゃない。きわめて重要な日本人の精神的な支柱の問題です。こういうような大きな問題を、あなた方が予算をきめておいて、かつてここできめておつて、そうして野党にはついてこい、そういう態度では絶対納得できない。だから、こう変えるならば説明するだけの、納得のいく説明を総理大臣みずからここに出て説明していただきたい。これは、あしたは土曜日で箱根で御静

養にならなければならぬかもしれないと思つておられる、重要な国事ですから、午前中時間を区切つてでもけつこうですかここに来てもらつて、社会党の質問を受けてもらつて、われわれの納得のいく形でしてもらいたいと思つた。そうしないと、もしあなた方がかつてにお通しになるならば、鈴木さん、はつきり言つておきますが、これからわれわれは援護局の予算は一切認めませんよ、不信行為ですからね。その点はひとつはつきり腹に入れて、あとはこれは田中委員長代理と厚生大臣、御相談になつていただいて、あす午前中ぜひこへ総理大臣に出席していただきたい、この問題について納得できるようにしていただきたいと思つた。

○長谷川(保)委員 ただいまお話しのとおりであります。しかもこの問題は、二つの大きな問題をはらんでゐる。一つは、憲法第二十条におきます信教の自由の侵害の疑義がある。第二は、先ほど来お話しのように、予算を一たび国会できめておきながら、それをかつてに変わる。しかも遺族諸君の要求によつてということでありまして、これは遺族全部じゃない。遺族のある団体ということでありまして、そういうことによつて、国会できめられたことが軽々たに変更されてはたまつたものではありませぬ。そういう圧力団体によつて国会の決議が変更されるべきものではありませぬ。こういう二つの大きな問題をはらんでおります。今後にもかかわる問題であり、かつて戦争の推進勢力ともなつた問題ともからむのであります。また、さきにも申しましたように、私の知る限りにおきまして、日本基督教団その他から抗議書が総理大臣あてにたぶん提出されておるはずであります。したがうして、それらの非常に大きな問題をはらんでおりますから、委員長におかれまして明日ぜひ総理の出席を求められ、私どもに納得がいくように、全国のこれに対して疑義ある人々に納得がいくように、全国のこれにきまつるよう、委員長の善処をお願いする次第であります。

さらに、もう一つ何つておきたいことは、いま法制局長官のだんだんのお話がありましたが、明確な問題をこの際つけ加えて何つておきたい。

それは御承知のように、全国の公共団体これは国の機関も同様であります。国の機関あるいは公共団体におきまして、建築物あるいは橋をつくる、鉄道を敷く、こういうようなときにやはり神道の儀式をもつておはらいその他のことをやるのであります。これに国の金あるいは公共の金が出ると思つれば、これは明らかに憲法違反だと思つておられますけれども、この点は法制局長

官としてどう考えられますか。

○林説明員 いまおっしゃったような起工式とか竣工式とかに、いわゆる神式でございませうかの行事が行なわれていることは、どうも事実のようでありませう。これは行ない方にはいろいろあるようございまして、工事業者がやっている場合もあるようございませうが、しかしやはり公共団体等がみずからやっている例も多いようございませう。この点につきまして私どももかねて考えておるわけでございますが、かつて、実は少し問題は違いますが、例のクリスマスツリーの国鉄の駅の前に立てたということの問題が起こったこととございませう。その際に私ども意見を聞かれました、ああいうクリスマスツリーは、日本においてはすでに宗教的色彩を失って一種の習俗的な行事であるというふうになつてゐるんじゃないか、あれを見て直ちにこれも宗教的感覚を抱かないんじゃないか、そういうふうにわれわれ申しまして、あの程度のものであればいいんじゃないかということも申しましたがございませう。いまの起工式あるいは竣工式につきましても、実は私ども、すでに日本のいわゆる古来の習俗というふうなこともなつておるんじゃないか、これはいろいろの例を見ましても、仏教信者がおぼろげにやるときにはああいうものを使う、あるいは竣工式、起工式にはああいう式をやる、あるいは役所のたとえば火よけに秋葉神社のお札を持つてくるというは、これは必ずしもその人が神道であるということに結びつかないで、日本においては一つの習俗的なものになつてゐる、こう考えていいんじゃないかと私ども考えて、そういうふうなこととしてどうも認めざるを得ないんじゃないかと思つておるわけでございます。

○長谷川(保)委員 それは全くのひどい話でありまして、これは神の降臨を祈つて、御承知のようにのりとも日向の橋之小戸とか何とかいうことを言う。これは全くの神道の儀式であります。これを単なる習俗ということはいけません。むしろやはり国あるいは公共のものは、そういう宗教を入れる必要はない、何も入れる必要はないのであります。したがつて起工式なら起工式、竣工式なら竣工式を無宗教でおやりになればいいのであります。そういう形で行なつてゐるところもありません。実業家などでもあります。この間も私はある件で関係したのであります。本田モーター、あれなどはもう起工式なんて何もやりませぬ。そういうことではないと思ひます。だから国や公共の機関が、従来の習慣というふうな形で神道でやるというのは変だと思ひます。金を出さなければいいのであります。

国費や公費を出すということになると、明らかにこれは憲法違反です。あれはどう考へたつて宗教的儀式でありますから、私にはやはり、国あるいは公共機関、ああいうものは無宗教でやるという立場でいいのであります。いろいろな市民がおりますから、一々あそこへ呼び出されてかしわ手をたたかされては困るのであります。信仰のきびしい人は非常に困るのでありますから、この点はそういうふうな考へるべきで、これを習俗と考へるのは間違ひで、明らかに憲法違反である。もしこれを憲法違反として訴訟を起こされた場合、おそらくこれは負けませう。必ず国は負けませう。これはどんなに見たつて、もう全く神道の儀式であります。ですから、この問題とともに考へてもらいたい。そして、これは行なつてしまつたのではないのでありますから、ぜひ困窮であるかもしれないけれども、いまからでもおそくないから閣議でもう一度考へられて、この問題はやはり無宗教で日比谷公会堂でなさるか、あるいはその他のところでなさるか、そういう宗教的色彩のない、やるならば全国民が喜んで参加できるようにしてやらしてもらいたい。そうしないと、ある遺族はそれで満足したが、ある遺族はこれに対して非常に憤慨をせざるを得ない。参加できないということでは困ります。それに国の税金を出すことは困ります。でありますから、明らかに宗教の自由の問題である。また国できめられた予算をかつてに流用なさる、しかもそれは宗教的色彩のあるものに、一団体の圧力によつてするということでは困るのでありますから、これはあらためて考へていただくようにお願いしたい。この点を明確にするために総理の出席を要求いたします。

○田中(正)委員長代理 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田中(正)委員長代理 速記を始めて。

(略)

【四三一】第四十八回国会衆議院予算委員会第三分科会議録(厚生省、労働省、及び自治省所属) 第五号(昭和40年2月26日) (発言者)

小林進(分科員)
 神田博(厚生大臣)
 鈴木信吾(政府委員、厚生事務官(援護局長))
 相川勝六(主査)

〔発言順、敬称略〕

○小林分科員(略)

次に私が伺いたいことは、例の慰霊祭の問題。これも終戦後いろいろなことがあつたでしょうけれども、慰霊祭はつと休んでおいて、一昨年からですか復活をした。一昨年は日比谷の公会堂でおやりになつた。御承知のように、慰霊祭は、戦争でなくなつた犠牲者をお慰めしようという国民的行事で、厚生省が主催でおやりになることとございませう。われわれも、実は国民的行事ですから、そこに政治が入つていけないということ、非常にその点を慎重に考へていただくようお願いしたわけ。しかしその点、われわれの要望もいれられて、第一回は不完全ながら日比谷の公会堂でおやりになつた。ところが去年の第二回目です。去年も日比谷の公会堂でおやりになるものと思つてゐた。ところが突然それを変へられて、靖国神社を会場にして慰霊祭をやられた。これは了承できないのです。靖国神社というのは一体何だ。そこでこの問題が非常に問題になりまして、国民的行事に反するのじゃないかということ、私どもは嚴重な忠告を申し上げたのであります。当時は、内閣の法制局長官が林さんだつた。いまやめて何とかいう人がなつておられますけれども、林さんも靖国神社で慰霊祭をやることに対しては疑義があるということ、ああいう茶坊主のような人でしたけれども、この問題だけには野党的言ひ分も非常に受け入れて、慎重に考へてゐたのでありますけれども、こゝしは一体これをどういう形でおやりになるのか。私は順次聞いていきますが、大臣、靖国神社というのは一体法人格は何であるか、そこからひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 靖国神社の法的性格は、宗教法人ということになつております。

○小林分科員 おっしゃつたように宗教法人ですが、靖国神社

も宗教法人。伊勢神宮は何ですか。

○神田国務大臣 たしか宗教法人のような記憶をいたしてありますが、これは文部省の所管でございまして、決して逃げるわけではございませんが、御了承願いたいと思えます。

○小林分科員 それじゃ私のほうでお教えしてもよろしゅうございませう、あれは特殊法人の宗教法人でございませう。御承知のとおり、終戦後マッカーサーが来て、宗教というものを国の祭典としてはいかぬ、いわゆる国と宗教との関係は切り離さなくちゃならないというので、全部あれは特殊法人です。宗教法人はいわば私法人でしょう、どうですか。宗教法人は私法人でございませう。公法人じゃないでせう。

○鈴木政府委員 仰せのように、私法人だと解しております。

○小林分科員 そういうあいまいなことではいかぬのですよ。

あれは私法人なんです。公法人じゃないのです。だから、いわば私法人であつて特殊宗教法人。東本願寺も西本願寺も、あれはみな宗教法人、私法人なんです。それから天理教も、あるいは創価学会もみんな法人なんです。その私法人を、国民的行事を私法人のところで行なうというところに問題があるのですよ。それをそういう法律上の解釈ができなくて、まだ総理大臣や何々大臣が大臣に就任すると、神田先生もそうでなければ、伊勢神宮にお参りしなければならぬ、ああいうことをおやりになると、何か総理大臣と伊勢神宮というものは、国の欠くべからざる一つの行事のように考えられる。国民は錯覚を起すのです。あんなのはそうじゃないのだ。だからあなたが伊勢神宮という一つの宗教法人、一つの私法人、伊勢神宮教というあの宗教を信じられて、あなたの信する神さまにお参りするのには、けつこうです。それはけつこうだから、それを阻止する理由はないけれども、昔流の国教、国がつかさどる国の神社で国の大臣がお参りするような形を示されることは、これは新憲法のもとでは非常に迷惑なんです。これが新憲法下における新しい制度なんです。そういうことを混合せぬようにして、わたくちやならない。そういうことをちよいちょい為政者みずから間違ひをおかしになる。昔は、戦争などということになると伊勢神宮にお参りをして、かしわ手を打って、み国のたてとなり、ほことなるといつて出ていったけれども、ああいう形をとするとそのまま残そうとするような間違ひをおかす。河野一郎先生は、元旦にどうしても伊勢神宮にお参りしなければ気が済まないといつてお参りする。あれは伊勢神宮教という一つの私法人を信仰していただいて、自己の信仰に基づいてお参り

になるならけつこうですけれども、国務大臣が国事を行なう前に、国の元祖であるところの伊勢神宮をお参りするというような形を示されることは、国民に大きな誤りをおかすことになる。憲法を間違ひて国民に示すことになる。そういう間違ひは厳として慎んでやらなければならぬ。いいですか、私がこういうことを申し上げるのは、伊勢神宮のことを言うのではないのです。問題は靖国神社です。そういう意味で靖国神社は国の行事とは関係ないのです。何も関係ない。一個人の私法人なんです。その私法人で国の行事たるいわば慰霊祭というものを行なうことは、これは憲法上に混迷を来たす大きな間違ひなんです。そういう間違ひを、昨年は、法制局長官までもこれはどうも疑義があると言われるにもかかわらず、ああいうところでおやりになった。これは大きな私は間違ひだと思つたのであります。それけれども、一体ことは、そういう間違ひをまだおやりになる考えがあるのかどうか。

私はちよつと予算書を見ましたけれども、去年は、たしか慰霊祭をおやりになる費用は五百万円、ことしは一千万円、倍額だ。国民の血税の中から倍に値する金を取つておいて、私の宗教法人の宣伝をするような、そういう不謹慎な間違ひは、私どもも困ると思うのであります。そういう点について、明確に大臣のお考えをお聞かせ願ひたいと思つたのです。

○神田国務大臣 いろいろ御意見があつたようでございますが、私も伊勢神宮を信じております。これは関係であるといふにかかわらず、私は伊勢神宮を信仰しております。お参りしております。これは誤解のないようにしていただきたいと思ひます。靖国神社もまたしかりでございます。

そこで、ことしの慰霊祭の費用を去年の倍取つておられること、それからどこで慰霊祭をやるかというふうなお尋ねでございませう。一昨年は、いまお述べになりましたように日比谷公会堂、昨年は靖国神社の境内でやりました。まず、ことしは予算を倍ちようだいたしたということは、これは理由のあることでありませう。ということは、ことしは戦争が終つてちようど二十年でございます。やはり私は、慰霊祭を執行するという場合は節々をつくつていいんじゃないか。われわれ個人にしましても、一年忌、三年忌、五年忌あるいは十三年忌とか五十年忌だとかやりますが、とにかく戦争が終つて二十年、ここでひとつ節を入れて英霊を安らかにお慰めしたい、こういうことで予算が倍になった。この倍を来年も再来年も置かかというかとまで考えたわけじゃございません。ことしは二十年祭だから、

特にひとつ節を入れて厳肅にやりたい、こういうことでございませう。まだ予算をどういふふうに行なうかということは、今後の問題になるわけでございます。

それから式場をどこにするかということもございませう、今年はまだきめておらない、これからきめる、こういうことでございませう。

○小林分科員 おつしやるように、節々を設けて国民的行事をやりたいというその主張は、私は賛成です。それは二十年祭です。その誤つた戦争の思い出を改めて、そういう過去のあやまちがないようにしよう、あわせて国家の犠牲になられた方々の霊魂を心から弔つていこう、あらゆる山々の鐘、寺々の鐘を打ち鳴らして、国民的な敬虔な行事を設けるということは賛成です。一千万円では少ないですよ、五千万円でも、一億でも出しますからおやりなさい。それは非常にいいが、その行ない方というものは、国民各層各宗、何々宗にとらわれず、すべての国民が参加し、心から敬虔な祈りをささげ得るような行事でなければいけないと私は思つたのです。いいですか、大臣、それが大切なところなんです。

そこで、私どもが最初から条件をつけたのは二つなんです。一つは、いま申し上げましたように、何宗何派を問わず国民の全部が参加し得るような行事にしたい。さつきから繰り返して申し上げるように、戦争中は靖国神社、伊勢神宮、いわゆる神道というものは宗教の上に存在する超宗教だといわれた。だからキリスト教であろうと、門徒宗であろうと、日蓮宗であろうと、みずから信する宗教の上に神道はあるものと思へ、靖国神社には必ずぬかずけ、伊勢神宮には必ずぬかずけといつて、御存じのように神道というものを強要したのです。ところが、自分の信する宗教が唯一絶対のものでなければ、信仰というものは存在しないのです。だから宗教の中でも、日蓮宗というものはやおよぼすの神を包含している絶対唯一の宗教だと思つておる人、日蓮の教え、宗教を信する者は、靖国神社を信する必要もないし、伊勢神宮にお参りする必要もない。南無妙法蓮華経を唱えればやおよぼすの神を全部信頼したことになるのだから、これによろしいといつて靖国神社や明治神宮に参拝しなかつた。そうしたら東条さんにおまへは不忠の者である、国の宗教を信ぜざる者であるといふことで監獄にぶち込まれた。ぶち込まれてその人は獄中において死んだのです。戦争中はこういう宗教の圧迫が至るところで行なわれた。それは牧口という人です。その死んだ人の考え、宗教の教えを説いたのがいまの

創価学会です。創価学会の初代というのはその人です。彼は神道を中心しなかった、靖国神社にお参りしなかった、伊勢神宮にお参りしなかった。おれは、伊勢神宮を信じ、靖国神社を尊敬するがゆえに、その上に超然たる日蓮宗のために生きるのだと言ってお参りしなかった。それはおまえ不忠だということではぶち込まれて死んだ。ぼくは宗教の原理を説くのですよ。そのように、戦争中そういう超宗教的な教えを強要しても靖国神社にお参りしなかった。ところが、戦争が済んだら、憲法に基づいてその宗教の栄誉ある組織というものは瓦解してしまつた。靖国神社も一宗教、伊勢神宮も一宗教、日蓮宗も一宗教、キリスト教も一宗教、なんまんだぶつも一宗教、大本教も一宗教、これはみんな並列した対等の宗教になつたのです。ですからいまは、日蓮宗を信ずる者は、何で靖国神社にお参りする必要があるかということ、われわれの宗教が正しいと思えば靖国神社にお参りしませんよ。キリスト教が唯一絶対の宗教だと思つてゐる者は、伊勢神宮にはお参りしません。これがいまの日本の宗教のたてまえなんです。あなた方が一法人の靖国神社とそういう国民的行事をおやりになるとすれば、靖国神社という宗教法人を信ずる人たちは、喜んで、あなたのように靖国神社にお参りするでしょうけれども、ほかの宗教を信ずる人はお参りしません。だから現実には、去年はもろもろの人たちがお参りしました。私の子供は国のために死んだ、その私の死んだ子供のために国が宗教行事をやつてくださるのがあるがたいけれども、靖国神社という、われわれが信仰しない、われわれが反対する宗教法人でその行事をお参りするならば、われわれの宗教の教えに反するから、国が行なうかわい子供のお祭りには参詣したいけれども、みずから信ずる宗教の道に反するがゆえに、私は靖国神社にはお参りできないといつて多数の国民は行かないのです。キリスト教徒も行けません。日蓮宗の信者も行けません。自分の子供をなくし、自分の夫をなくし、自分の親をなくした、そういう方々がたくさん行かないのですよ。それを、宗教的においがない、国民的行事を行なう適当な場所である日比谷公会堂でおやりになったときは、これは宗教的感じがありませんから、何宗教を信ずる者でもみんなあなた方のおやりになつた行事に賛成しておいでになつた。

○相川主査 小林君、時間をはるかに超過しましたから、どうか結論をひとつ……。

○小林分科員 はい、わかつております。もうやめますが、大臣、いいですか。これは国民的行事の重大な問題ですよ。そこ

をひとつ混同しないようにやつてください。何宗教、何信仰を問わず、子供をなくした遺族が喜んで参加できるような場所を慰霊祭をやるといふ、この原則をきめてください。これはあなたも二十年のお祭りなどはできません。それが一つです。

いま一つの条件は、好むと好まざるにかかわらずいまは政党政治なんです。だから、英国あたりの国民的行事になりますと、光榮ある野党の第一党の代表というものをそうした国家的行事、国民的行事には必ず席を設けて参画せしめる。ところが、日本の民主政治にはそれができない。だからこういう国民的慰霊祭をおやりになつたときには、だれが出来ますか。総理大臣、それから衆議院議長、参議院議長、それから三権分立だから最高裁長官が出る。それで国民的行事ができたものとお考えになつておる。光榮ある野党の党首というものが参画する余地がない。これがいわゆる官僚的なもの考え方なんです。三権分立だから、行政府の長官、立法府の長官、それから司法府の長官さえ出れば、それで国民的行事だと思つておる。光榮ある野党の党首を国民の代表として参画せしめるという考えがない。こんなことではだめなんです。参画した者はみんな、国民的行事だから野党の代表の先生方もおもしろくない池田勇人みたいな顔ばかり、船田中とかそんなのがいたり、どうも国民的行事の感じがしないではないかと言つてゐる。やはりそういうことは、国民の胸に響く、こういう国民感情というものを考慮しなければならぬ。お祭りごとなんというのは、そういう国民的感情というものをちゃんと見抜いてやらなければならぬ。そういう点をひとつおやりになる気があるかどうか。この二つの条件についてどうか。靖国神社なんという一つの法人、他の宗教が参画できないような、そういう場所を選ぶことは厳にひとつやめてもらいたいということ、お答えを願ひたいと思ひます。

○神田国務大臣 ただいま小林さんから、なかなかうんちくのある御意見を承りまして、非常に参考になりました。私ども今後行事を行なう上の一つの御議論だと考えております。先ほど来お答え申し上げましたように、まだ場所等もきまつたわけじやございません。今後検討いたしまして、ひとつ一またこれについてはいろいろ御意見もございまして、小林さんのような御意見の方もあれば、またそうでない御意見もあると思ひます。十分ひとつ御意見を取捨いたしましたして、そして公正に決定をいたしたい、かように考えております。

また、式次第等についてもこまかい御配慮がございましたが、十分検討していきたいと思ひます。

○小林分科員 大臣なかなか慎重にかまへられて、私の要求するような回答をお出しにならぬ。非常に残念でありますけれども、時間ありませんからこれ一つで終わりますが、実は援護局長、去年あなた方が靖国神社でおやりになつたときには、結果はよかつたのですか、国民の反対の声はありませんでしたか。当時おやりになつたときも国民の反対があつたものですか、靖国神社の境内をお使いにならないで、あの広場の中の露天に天幕を張つておやりになつて――それはそれでしよう、やはり世論はおそろしいから、あなた方もいぶん気を使つて遠慮せられておやりになつた。その結果は、いま申し上げましたように多くの人が行かなかつた。現に私ども知つてゐる遺族なんかたくさんいるのです。いるのだけれども行かない。せがれの行事をしていただくのはありがたいけれども、私どもは他宗へお参りすることを禁ぜられております。みずからの宗教をお参りするようにしか教えは説かれていませんから行きませんと言つて、多くの人が行かなかつた。それが一つ。それからお参りに行つても、あの広場の天幕の中に入つて、そして大臣や何か立つたけれども、うしろのほうでは話も何も聞かえないし、さつぱり宗教らしい荘厳さとか威厳さがないと言ふのです。話も聞かえないけれど、せつかく笈を負うて行つたけれども期待に反したことが多かつた、こういうことを言つておる。実際あなた方、主催された方としてどうですか。靖国神社でおやりになつて効果があつた、十分な演説的效果があつたとお考えになるかどうか。あなた方、そばにいて、大臣によく当時の状況を考えて進言して、誤りをおかさなうにしなければなりません。どうですか、去年の結果は反対者がどのくらいありましたか、世論がどのくらい強かつたか、それをあわせてお答えを願ひたい。

○鈴村政府委員 昨年靖国神社の境内の一部を借りましていたしたわけでございますが、法制局等の御意見も十分伺ひまして、大村益次郎の銅像の前で、しかも天幕を張りまして、靖国神社の施設等が背景にならないように区画を設けてやつたわけでありまして。いまおっしゃるような宗教的な関係の方からの反対ももちろんございまして。それから若干都電の音が喧騒であるといふような御意見も確かにございましたし、いろいろ批判もございまして。もちろん非常に賛成する方もあつたわけでありまして、賛否両論というのが実態かと存じます。大臣が先ほど申

されましたように、本年の行事につきましては慎重に検討して
きめたいというふうに考えておる次第であります。

○小林分科員 もう時間もありませんから、これで終わります。
大臣、お聞きのとおりです。国民的行事が賛否両論というのは、
あまりほめたことではありません。いまお話しのように、大村
益次郎の銅像のところに天幕を張った、実にそれは権威のない
話なんだ。そういうことを繰り返さないように大臣の御努力を
切にお願いいたします。私の質問を終わります。

【四三二】第四十八回国会衆議院社会労働委員会
録第十一号（昭和40年3月25日）

（発言者） 橋本龍太郎（委員）

徳永正利（政府委員、厚生政
務次官）

〔発言順、敬称略〕

○橋本（龍）委員（略）

最後に、私は、全国戦没者追悼式についてお尋ねをいたした
と思います。全国戦没者追悼式もことしで三回を迎えます。
本年は特に戦後二十周年でもありますし、国民の心もまた、過
ぐる大戦を回顧して、この戦争によって物故せられた方に対し
てあらためて弔意を示そうとしているように思います。今年に
おいてこの規模をできるだけ広げ、参列される方々もできるだ
け範囲を広め、人数も多くして、盛大に行なうべきだと思いま
すけれども、本年度の計画についての具体的な計画をお持ちか
お答えをいただきたいと思えます。

○徳永政府委員 本年は終戦二十周年でもございますし、私ど
もの家庭の法要にいたしましたとしても、五年とか、七年とか、十
三年とか、いろいろ区切りがあるわけでございますが、二十周年
を迎えました今年度は、いま御説がございましたように、人数
もふやし、また盛大な慰霊の追悼式を挙行いたしましたと思っ
ている次第でございます。なお、この問題につきましてはいろい
ろ御議論もあると思うのですが、大方の御意見を拝聴
いたしまして、国民的な行事というふうに取り行ないたい、か
ように考えておる次第でございます。

（略）

○橋本（龍）委員 それこそ世間で、もはや戦後ではないとい
うことが使われ出してから相当長くなります。しかし戦後二十
周年を迎えることしになって、いまだにこうした問題が残され
こうした問題での議論を続けなければならないことは、私は非
常に残念に思います。おそらくこの委員会の各位も同じような
考えをお持ちだと思いますが、こうした問題の根本的な解決と
いうものは、これ以上延ばすことはできません。一日も早く戦
争犠牲者の御遺族が納得のできるような処置を願わなければな
らないと思えますが、現在の援護法になりまして、まだ軍人
軍属の御遺族に対して不十分な処置しか与えられておらない。

動員学徒あるいは徴用工等の方々に對し、改正すべき余地は相
当広範に残されておるに思います。その他未歳還者の問題
あるいはいまだ海外に放置せられておる御遺骨の問題等、私ど
もが解決いたさなければならぬ諸点はいろいろ多数残されて
おります。先ほど次官より御答弁をいただきました全国戦没者
慰霊祭、第一回は日比谷で、第二回は靖国神社の大鳥居のも
でそれぞれおごそかに挙行せられました。特に昨年靖国神社の
大鳥居の前に行なわれました追悼式は、非常に印象深く
私の心に刻み込まれたのです。年来私は靖国神社を國家におい
て護持すべきであると考えております。この問題が議論され始
めましてからすでに非常に長くなっております。本日それをこ
の席で繰り返すつもりは私はありません。憲法あるいは宗教
法人法の規定をもってこの問題を云々せられる方もございま
すが、その他にもいろいろの御議論もあるようです。また野党筋
の各位においても非常に根強い反対論をお持ちのこと私もよく
存じています。しかし、少なくとも第二次世界大戦が終結す
るまでの間に、国は国民に対して護国の英霊をこの神殿に祭
ることを誓ってまいりました。国が国民に対して誓った以上、こ
とには戦没された方々に対して誓った以上、私は、靖国神社だ
けは憲法の上での議論としてではなく、国の誠意として責任を
持つて護持すべきものであるとたく信じております。
いずれこの問題については、他に議論の場も与えられること
と思えますし、これ以上申し上げることはありませんけれども、
願わくは本四十年の全国戦没者追悼式が英霊の眠る靖国神社
の森でりっぱに行なわれますよう、なお十分の御検討を行なわ
れることを強く要望いたします。質問を終わります。

【四三三】第五十一回国会衆議院予算委員会第三分科会議録（厚生省、労働省、及び自治省所管）第五号（昭和四一年三月一日）

（発言者） 倉成正（委員）

実本博次（政府委員、厚生事務官（援護局長））

鈴木善幸（国務大臣、厚生大臣）

〔発言順、敬称略〕

○倉成分科員 私は、原爆被爆者の遺族の援護対策、離島の医療問題、高水準の水道料を支払っている都市に対する国の助成措置、この三つの点についてお伺いしたいと思います。

第一は、原爆被爆者に対するいろいろの援護措置につきまして、かねてから、厚生大臣はじめ非常に御熱心にごこの問題に取り組んでいただきまして、数次の国会におきまして、その援護の措置について、だんだん具体的な広い範囲において措置されつつあることに深い敬意を表する次第であります。ところが、この原爆被災者の遺族の援護についてもいろいろ措置しておられるわけでありませうけれども、非常に盲点がございまして、そういう原爆被災者の遺族でありながら、いろいろな法令の関係、いろいろな手続の不備のために、援護の措置を受けていない人たちがまだ相当残されておられるわけでございます。この問題についてお尋ねを申し上げたいと思います。

この問題の一つは、私が、昭和三十八年の第四十三国会のこの分科会におきまして、西村厚生大臣に対して質問をいたし、西村厚生大臣も、前向きで検討するというところから、ございました。そこで、鈴木厚生大臣は初めてでございますから、ごく簡単に概要を申し上げますと、昭和二十年八月九日の午前十一時二分に長崎市に原子爆弾が投下されたわけでございますが、当時、長崎医科大学の学生四百六十七名が、八月九日に原爆中心地の医大付近におりまして若き命をなくした。しかし、これらの諸君につきましては、今日まで何らの援護の措置がとられていないという点でございます。そこで、これは援護局長からでけっこうでございますが、西村大臣に私が質問をいたし、前向きで検討をされた経過について、まずお伺いしたいと思います。

○実本政府委員 三十八年に、いま先生のお話のように、長崎医科大学の学生で原爆に被爆された方々についての処置を検討するということで西村大臣が御答弁申し上げましたが、その後、

援護局におきまして、こういうケースといたしまして、援護法の対象ということで処遇してまいりましたためには、何らかの形におきまして総動員業務に協力中であつたという事実が積極的に明らかになるということが前提でございますので、そういう総動員業務に協力中であつたという事実について、文部省または地元長崎医大、さらには、長崎県当局等、関係方面とその調査究明に当たつてまいりましたわけでございますが、いままでの間におきまして、そういう意味で生徒が旧国家総動員法第五条の規定によりますと総動員業務に協力したというような事実関係を裏づける資料が、いまのところ発見されませんで、まだその調査、究明を行なつておるところでございます。現場の段階では、そういった意味での積極的な説明がつかかねていゝというふうな事態でございます。

○倉成分科員 ただいまお答えがございましたけれども、昭和二十年の八月と申しますと、ちょうど戦争の末期でございますので、市内の医者という医者はほとんど応召になつておつたという状況でございます。これらの諸君は、学生とは言いながら、医療関係のいろいろな仕事に従事しておつたといふことが、推定しても間違いじやないと思つて、また、八月九日という日は、御案内のように、平時であれば当然夏休みの時期でございます。この時期に、五名、十名の諸君が、たまたま大学に出たおつたということならわかるのでありますけれども、四百六十七名という、ほとんど全部の諸君が大学に出ていろいろな仕事に従事しておつたということは、やはり自分の意思というよりも、何か国家的な要請に基づいてこういう境遇に置かれておつたということが考えられるわけでありまして、国家総動員法云々という御趣旨はよくわかるのであります。何としても、そういう時期に、他の学徒動員と同様、あるいは医療の仕事に、あるいは軍医としての修業に一生懸命携わられておつた人たちが、全然顧みられることなくしてゐるということは非常に残念に思つておつたわけでございます。当時の大学の学長その他のいろいろな指示というふうなもの、たとえば、勅令三百二十号によります戦時教育令等に基づいて学長が生徒にいろいろな指示をする、休みだけでも出てこいというような場合には、援護法の対象として取り扱うわけにはいかないものか、この点ひとつお伺いをいたしたいと思います。

○実本政府委員 お話のように、戦時教育令に基づきます措置からいろいろな調査をし、究明いたしましたわけでございますが、

戦時教育令の第四条を見ますと、「戦局ノ推移ニ即應スル學校教育ノ運営ノ為特ニ必要アルトキハ文部大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ教科目及授業時数ニ付特別ヲ設ケ其ノ他學校教育ノ實施ニ關シ特別ノ措置ヲ為スコトヲ得」というような文面になつておりました。もつぱら、教育の面におきます応急措置ということだけにとどまつておるようでございます。総動員業務といつたようなものについての関係が、ここである一定の措置をする権限を与えておるというふうに関係づけることがどうしてできないことになつておるわけでございます。先ほど来先生がおつしやつておられましたように、休みにわざわざ出てきて、教室でいけば授業を受けながら待機をしておられたというふうな実態でございますので、そういう待機を出ていないかどうかという点について、われわれ関係方面を調査し、究明しておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、いままでの段階におきましては、そういう意味での措置がなされておるといふふうな資料が出てまいりません。

○倉成分科員 この医学部の学生というの、私は、やはりこういう戦争末期においては特殊な環境に置かれてゐる諸君だと思つておつた。これらの諸君の中には、一部は動員生徒として一時は動員されても、また軍医の不足であるとか、あるいは医者の不足ということから、どうしても戦時目的のために医者の修業をさせる必要があるということで、こういう八月九日というふうな時期にも、医学部において研修をし、あるいは待機をし、当時は、御案内のように、ほとんど連日のように空襲があつた時代でありまして、そういう仕事に従事してゐる、いわば国家総動員法に基づいてゐるいろいろな諸君に、まさるとも劣らないだけの重要な役割りを果たしておつたといふふうにも私も考えるわけですが、そういう場合、やはり非常に形式的な議論で、これが援護の措置から省かれるということになりますと、生徒の両親、これはすでに他界した人も相当ございますし、また、当時の長崎医科大学の学生諸君というのは、長崎だけではございませんで、全国から参つておられて、この遺族の方も、いま全国に散らばつておるわけでございます。こういう人たちが、子供たちが犬死にしたといふことで、どうしてもあきらめ切れないこと二十年來の悲願でございますので、何かいい方法はないものか、ひとつ、いま一度援護局長からお答えいただきたいと思つた。

○実本政府委員 これからまだ究明して調査してみようと思つ

ておりますケースを申し上げたいと思えますが、たとえば、何か国家総動員法系統からの要請があったということで、そういう措置がとられてないかということ調査してみたいと思うのでございます。緊急の必要に應ずるための学徒の機動的配置をなすべき命令を地方長官が文部大臣にかわって発する、機動的配置を命ずる総動員法系統の学徒勤労令でございますか、それによる命令を出す規定があるわけでございますが、そういうものが発せられてないかどうか、現在までのところ、まだそういったものについてははっきりしたものが出てまいっておりますし、その部面におきます調査はやっておりませんので、そういった点について七、なお究明すべき余地があるということが考えられます。そこで、さらにそういった点を中心にして、地元との協力も得まして、引き続きその点の調査をしてまいりたい、かように考えております。

○倉成分科員 いまの問題と関連して、原爆のため殉職した警防団員、こういう者の取り扱いはどういうことになりましようか、この遺族ですね。

○実本政府委員 警防団員の場合も、国家総動員法に基づきまず総動員業務に協力したということではなくて、別の体系の防空法という法律がございまして、その法律の上での警防団令なり警防団の規則になっておりますので、やはり、この問題も、一応そういった意味での検討をいたす時期があつたわけでございますが、総動員法系統の關係がないということ、これも対象にあてていないというような現状でございます。

○倉成分科員 大臣にお尋ねしたいと思います。ただいまお聞きのとおり状態でございます。そこで、どこかで線を引かなきゃいけない。その基準を国家総動員法に求めるといふ趣旨は、法治国家としていろいろ行政をやっていく上においての目安としてはよくわかるわけですが、あるいは空襲下においていろいろ警防事務にあつた諸君、しかも、これも散発的な爆弾じやなくて、原爆という特殊な爆弾によりまして全滅したという人たちの遺族、これに対する援護措置は、私は、何らかの方法で救つてやりたい。その数も非常に多いものじゃございませんし、また、医学部の学生諸君の例をあげますと、先ほど申し上げましたように、当時二十前後の学生の親でございますから、まあ、若くて四十四、五から五十越した人たちですよ、現在は七十かそれ以上でしょう。たくさんの方がなくなつておりまして自分たちの子供の死が、多少とも国に役立って死んだんだとい

う気持ちですね。それで、いまの議論を進めていくと、年金をいただくとか、弔慰金とかいう問題に発展するわけでありまして、それ以上に、精神的なもの、せめて靖国神社にでも祭つてもらえないかというような非常な希望があつたわけでございます。ところが、靖国神社については、政府としては関与すべきものではないけれども、慣例として、援護法の対象になつた人たちだけを祭るといふことでありますので、それもかなわないいわば、みなし子みたいな、結局、気の毒だけれども、どうしようもないということ捨てられてる。私も、ここ数年來この問題を取り上げて、非常に地域の問題で恐縮でありますけれども、私は、これは社会正義の問題として取り上げてきておるわけでございます。この問題は、歴代の大臣にまたがっておるわけでありまして、特に厚生行政に御熱心な鈴木大臣として、どういふふうに対処されるおつもりであるか、お尋ねいたします。

○鈴木国務大臣 倉成さんから、当時の模様を浮き彫りにするような御説明がありました。そこで、厚生省といたしましては、西村大臣当時、国会を通じてお約束を申した方向に向かひまして鋭意調査を進めておる段階であり、いまだに何とかこれを援護法の中で取り上げられるようにしたいという希望を捨てずに、援護局もせつかく努力をいたしておるところでございます。なお、今後も、倉成先生は地元でもいらつしやるのでありますから、御協力をいただきまして、さらに調査を進めてまいりたいと思つて存じます。なお、その上で、また何らか別途の対策を講じなければならぬということにつきましては、十分政府とそれとの機関との間でも御相談をいたしたい、こう存するわけでございます。

○倉成分科員 ただいま大臣から力強いお話がございましたので、この問題はこれでやめたいと思つておられるけれども、非常にレアケース、まれなケースでございますし、薬学部等につきましても、同じ学生諸君で援護法の対象になつてゐる。医学部の場合には、どういふかげんか、そういうことになつてゐる。広島にはちょうど医学部がございまして、こういうケースがないわけでございますが、他との均衡、他の援護法の対象になつてゐる人々を考えますと、非常に気の毒なケースだと思つてゐるので、ひとつ、御答弁をぜひ前向きで実現できますようにお願ひを申し上げておきたいと思つております。

【四三四】第五十一回国会衆議院社会労働委員会
録第四十五号（昭和41年6月9日）

（発言者） 受田新吉（委員）

萬波教（説明員、文部事務官
（文化局宗務課長））

実本博次（政府委員、厚生事
務官（援護局長））

鈴木善幸（国務大臣、厚生大
臣）

関道雄（政府委員、内閣法制
局参事官（第一部長））

安井謙（国務大臣）
〔発言順、敬称略〕

○受田委員 きょうお尋ねする問題の中で、各省にまたがる問題の分を先に取り上げて、各省から御出席願つた方々に質問が終わつたらお引き取り願ふことを先に片づけて、それから厚生省所管の問題だけの分を扱わせていただきます。

最初に、靖国神社の性格をお尋ねいたします。靖国神社は憲法に規定する宗教団体である、宗教法人であるという立場を政府はおとりになっておられるわけでございますが、これは純然たる宗教法人、宗教団体とみなされるのか、あるいは国家的意義を持つ特別の団体という意味が別にひそめられておるのか、お答え願ひたい。

○萬波説明員 お答えいたします。

御承知のように、戦後神道指令によりまして国家神道が一般の宗教の自由の立場から宗教団体として取り上げられるということになります。靖国神社は、この宗教法人法に基づきまして昭和二十七年の九月五日に、所轄庁でございます東京都に対して宗教団体であるという証明書を付して認証の申請をいたしております。二十七年の九月二十五日、東京都はそれに対して認証を与えております。その後三十日に登記を完了いたしました。ここで宗教法人としての靖国神社が成立したわけでございます。御承知のように、憲法の趣旨、宗教法人法の趣旨から宗教の自由という前提がございまして、国家的な意味における宗教法人ということとは性格上ないわけでございます。

○受田委員 そうすると、宗教の自由という立場から靖国神社

に合祀されないことを希望する遺族があるかないか。厚生省、御調査された結果を御報告願いたいと思います。

○実本政府委員 いまこまかい数字的な資料は私ちよつと持ち合わせございませんのですが、遺族の一般的感情といたしましては、靖国神社の合祀につきましては、大部分の遺族の方が切望いたされておるところでございます。

○受田委員 大部分ということになると、一部は靖国神社に信教の自由から合祀を希望しない者があつたということでございますか。

○実本政府委員 そうはつきりした割り切つてのものであるかどうかはよく存じませんが、間々そういった少数の意見がございます。そういう御主張をされる方もあつたわけでございます。

○受田委員 靖国神社は遺族の意思のいかんにかかわらず合祀をするという形がとられておりますか。

○実本政府委員 靖国神社の合祀につきましては靖国神社自身がこれをきめるわけでございますが、合祀基準につきましては、やはり遺族の希望があつての上での合祀の基準であらうと考えています。

○受田委員 靖国神社が国家に生命をささげられた方を遺族の合意のいかんにかかわらず神として祭るという意思があるならば、それはもうすでに国家的意義を持つた独特の神社であるという形になると思うのです。遺族が希望しないものは祭らないということになると、希望する遺族の英霊だけを神としてお祭りするという神社であれば、国民全体の立場の神社という点において問題が起つてくると思うのです。これは私たちがいたしましては、国家が全体の立場で英霊となつた方々をお祭りするという意思をあらわす神社であるならば、一応遺族の合意があらうがなかるうが、とにかく国家に功労のあつた神を祭るという形をとるべきである、かように思うのでございますが、いかがでしょうか。

○実本政府委員 そういう考え方が現在、靖国神社の合祀の基準は別といたしまして、態度としてあるように、これははっきり靖国神社のほうに確かめたわけではございませんが、そういうふうに見ておるわけでございます。

○受田委員 私は靖国神社の性格を論ずるにあつて、やはり靖国神社の責任者の方にも御意見を伺いたしたいのですが、きょうはお呼び出ししてありませんので一応よしますますが、いま遺族の皆さんの声として、靖国神社を国家護持の形のものにしてほしいという希望が出ております。また国民の感情の大半も、これ

が独特の神社という形のものでなくして、国家に奉仕され、その生命をささげられた方々を何らかの形で国としてお祭りするという形、その祭りの形式が特定の宗教にとられない形のもの、それが特定の宗教の形式にとられても精神はあらゆる宗教を超越したものであるというような形のものを期待するという気持ちがあると思うのです。そういう気持ちの前提の上に立つならば、靖国神社の国家護持という形、それが形式はよしどうあろうと実質的にそういう方向へいくことは当然許されていいのではないかと思うのですが、この点大臣、あなたは国務大臣でありまして、靖国神社の扱い方について私がいま指摘したような性格論からいって、憲法二十条の宗教に対する特別の制約、あるいは八十九条の国を出すことについての制約等にとられない立場でそういう国家に奉仕した人を祭るといふことについて、当然形式はどうあろうと実質的な方法として何らかの措置をしなければならぬとお考えにならないかどうか。

○鈴木国務大臣 靖国神社につきましては、今日のような状態になります前、国家に功労のあつた方々をここに合祀をして国民ひとしくこれを崇敬をする、こういうことであつたわけでありますが、このことにつきましては、私は今日でも国民の感情としては変わつていない、こう思うわけでありまして、また遺族の方々としてはもっと切実な心情をもちまして靖国神社の国家護持ということを強く要望されておる、このことも私は十分理解ができるのであります。そういうような観点から、遺族のみならず国民全体が、靖国神社に対しましては、戦前以来変わらざらぬ一貫したところの崇敬の念を持つておる。こういう事情からいたしまして、憲法等の制約はございますけれども、実質的には全国的な立場で、これは表現は別であります、国家護持というような気持ちで、この靖国神社を私どもも扱つていきたい、こういう心境でございます。

○受田委員 すでに靖国神社の境内において、政府自身が英霊を祭られる儀式をされておられる。そこまで進んでおるわけですが、したがって、いま文部省の解釈では厳たる宗教法人である。そうすると憲法二十条の規定で、例の国の特定の宗教活動の禁止規定に反する。それから八十九条の公の財産の支出又は利用の制限の規定に反するというところで、財政上の援助ができないという解釈が成り立つというところに形の上ではなつておるようです。この形の上でなつておるものが撤廃される実質的な方法はないか、このことについて——法制局が来ておられますが、この英霊を祭る儀式に対する実質的な財政支出は憲法違

反であるという態度をおとりになるかどうか、お答え願いたい。

○閣政府委員 憲法二十条がいつておりますところは、国家が宗教上の活動を行なつてはならないということであり、また八十九条は、宗教上の団体に対して公金を支出してはならないということでございます。そこで、靖国神社の問題でございますが、単にそれが宗教法人であるということが、宗教的な性格を靖国神社が持つがゆえに宗教法人であるとなつておるといふこととありますならば、これに対していわゆる国家護持といふこととありますならば、これに対していわゆる国家護持といふこととありますならば、これに対していふことが行なえないということになるわけでございます。もしもそれが持つておりますところの宗教的な色彩を脱却いたしました場合においては、当然制度としても宗教法人でなくなるわけでございます。ようし、その暁におきましては、ただいま申しましたような憲法上の障害もまたなくなるということになるわけでございます。

○受田委員 厚生大臣は、靖国神社を単なる宗教法人としてではなくて、別の性格のものとして取り扱うことが可能であると思ふかどうか、お答え願いたい。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げましたように、靖国神社に対する国民の感情、これは私は戦前も戦後も変わつていない、こう思うわけでありまして、したがつて、特定の靖国神社を中心に宗教活動をするとか、そういうようなものでない。国家のために殉ぜられた方々を国民的な立場で顕彰する、お祭りをする、こういうこととありますので、私は今後こういう点が国民全体に理解され、支持されていくということによつて、この問題はだんだん解決の方向に進むのではないかと、また、それを私は期待をいたしておるのであります。

○受田委員 法制局に伺いますが、憲法八十九条によると、公の支配に属しない慈善事業その他教育等のものに財政支出してはならぬという原則が確立してはいますが、私立学校に対するいろいろな補助金制度をとつておることは、この憲法八十九条には違反しないと断定されてお認めになつたわけですね。

○閣政府委員 私立学校に対する補助につきましては、一応不完全ながら学校法人等に対します国の監督というものが行なわれておるといふ前提のもとに、それが憲法上許されるものである、かように考えておつたわけでございます。

○受田委員 国の監督ができる教育機関である、そういう判定を下されたわけですね。公の支配に属するのが私立学校であるという関係でございますか、はつきりしてください。

が盛んに行なわれていては困る。やはり政府は統一見解を持って、これをどう扱うかということについては、もつと積極的に取り組むべきだと思います。じんぜん月日を費やして国民を迷わしているというようなことは許されたいことだと思ふ。ですから、私がいま主張したような形で、事実問題として国民全体が国家に御苦労された方々に感謝し、そうしてその霊をなぐさめるといふことは、これは当然何らかの措置によつて、文句がどうあるかと、実質的にそういう方向に持つていつてもらわなければならぬと思いますが、実質的にもいつていないというのは非常に怠慢であると思ひますので、御注意しておきますが、この点は十分慎重に——所管がはつきりしていません。文部省と奮われるが、文部省の見解ははつきりしていません。しかしこの見解ではこの問題は解決しません。十分総務長官の手で、すべてのものを総務長官にかわつてお仕事をなされる総務長官の手で——総務長官にかわつて各連絡調整をはかる責任者でもあられるわけですから、ですから、これを厚生大臣か総務長官がおれの責任じゃないということではなくて、ひとつ厚生大臣、また総務長官、おれの責任だくらいの気持ちで取り組んでもらいたい。よろしゅうございますか、意気込みを持ってもらいたい。

○安井国務大臣 受田委員のお気持ちとかおっしゃる御趣旨につきましても、われわれも非常に感銘するといひますか、同感するものがあるわけでございます。ただ、しかし事務的には、いま申し上げましたように、宗教法人として文部省でございます。また他省に属せざる所管事項を総務の名前でやります場合に、私のほうで實際上扱うという事実上の分担はございますので、そういうようなもので、あるいはまた閣僚という立場から、いまのような御議論につきましても十分傾聴いたしまして、今後とも考えていきたいと思つております。

【四三五】第五十一回国会衆議院内閣委員会議録第五十号（昭和四十一年六月二十四日）

（発言者） 村山喜一（委員）
松野頼三（国務大臣）
〔発言順。敬称略〕

○村山（喜）委員 そこで、これに関係いたしました具体的な問題として、六月二十一日、朝日新聞に大きく出ておりました「完全武装で靖国参拝、自衛隊の遠洋航海部隊」こういう見出しでございます。この内容は、自衛隊が隊列を整えて神社へ参拝するのは、これが戦後初めてである。遠洋航海に先立つ七月五日午前九時、銃を持った完全武装の実習生と遠洋航海部隊幹部二百余名が、音楽隊を先頭に参列をする、こういうふうな報道いたしているのでございます。これはそういう計画があるのでございますか。

○松野国務大臣 まだ私のところに、そういう申請あるいは要請はきておりません。しかし、報道されるようなことが、計画の中にあるようには聞いておりません。しかし、私の口頭での説明では、完全武装というふうな感じではなかったようであり、また私も新聞を見て、こういう計画があるかと言つたら、まだ大臣のところまではきておりませんという話であります。完全武装というよりも、それは音楽隊をつけて、儀仗兵をつけて靖国神社に参拝したいという意向があるという、いま話の段階でございます。

○村山（喜）委員 私がこの点について問題にいたしておりますのは、憲法二十条との関係であります。憲法二十条の上から見てまいりますならば、明らかにこの点については問題があると私は言うのであります。その点についてはどういふふうな判断をしておいでになるのか。長官のところまでまだそれがきていないとするならば、事務当局のところでの計画が進められているであろうと思つております。そういう意味においては、これを担当いたしますその内局の局長の答弁を願ひたいのであります。

○松野国務大臣 憲法的な議論ですから、私がお答えするほうが妥当かと思ひます。まだ計画はおのづから各部でやつておりまして、最終責任は私が負つつもりであります。私もさつそく憲法を読み直してみましたが、憲法に抵触するという考えは、私は持つておりません。

○村山（喜）委員 その考え方はどこから出てきたのか、私はふ

しぎでならないのです。憲法二十条は「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」そうして「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」こういうふうに明示してあります。したがつて、私はこの点から見てまいりますと、一体この信教の自由とは何であるか、これは明らかに信仰の自由、宗教的儀式上の自由、宗教団体の自由、この三つの要素から成り立っていると思つております。しかも明治憲法によつて誤つてまいりましたように、この明治憲法下における神道と国家との結合というような立場を排除して進んでいることも、事実であります。いま靖国神社というのは、これは神社神道の一宗教法人にすぎないわけであり、この点は、ああいうような形はとつておられるけれども、現実の法令上における位置づけといふものは、宗教法人であるといふふうには私に考えておりますが、その立場から見ると、それと異なる宗教上の行為とは、礼拝なり、祈りなり、その他宗教的信仰の表示としてなされるすべての行為をやるのだ、このように憲法学者の学説はほとんど一致いたしております。したがつて、神社に参拝をする、これは個人の自由であります。そしてそれが強制をされないといふ意味において、憲法上保障をされている基本的な人権なんです。このことは、私に取り上げようとしておられるのは、いわゆる「命令を拒否した場合の取扱ひについては考慮中」ということで一体国の機関である防衛庁のこれらの職員が、隊を組んで参列をする、この命令に違反をした者についてはこれを処罰する、こういうことになりました場合には、これは明らかに憲法違反であります。というのは、国及びその機関はその他の宗教活動をしてはならないということが明らかにされているのに、宗教上の行為というものが規定をされているのにそれを強制するということは、明らかに「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。」というたてまえでできておられるのが、松野長官が違反をしないといふのは、それは強制をしないのだ、したがつて処罰をしないのだ、自主的に参加するのだ、こういうような形をとるならばという前提があるのではないかと思つておりますが、いかがですか。

〔伊能委員長代理退席、委員長着席〕

○松野国務大臣 要するにこの趣旨は、信仰上の行事に参加す

るといふわけじゃありません。したがって、靖国神社の信仰の行事は、これには関係ございません。靖国神社参拝というのは、御承知のごとく国防の英霊に対する礼、したがって、宗教上の行事にあらずして、精神的行事でございます。同様に、無名戦士の墓に参る、これも信仰上よりも精神的な行事であります。したがって、その意味において私は憲法に何も抵触するものではない。靖国神社参拝というのは、要するに防衛の英霊に対する礼に参るということであり、靖国神社でいろいろおほらゝいをしたり、靖国神社の行事に参加するという趣旨ではございません。したがって、無名戦士の墓に参る趣旨と同じであろうというので、私は憲法上には抵触しない、またそういう意図ではないという話を今日申し上げておるのであります。

○村山(喜)委員 それはおかしいです。時間が部会のためにさかれておりますから後ほど譲りますが、一言だけ私申し上げておきます。いわゆる宗教上の行事というのは、これは宗教団体がやる行事だけに限っているわけじゃない。この点は憲法をもう一回読み直していただきたい。これはいかなる団体がやるうがいかなる行為をなすものが主体になるうが、そういうような宗教的な祈りなり、あるいは礼拝なり、あるいはそれに類似するすべての行為ということになっている。ですから、これを個人として禁止する意味じゃありません。その区分をあなた方が間違えられるということになると、これはきわめて重大な問題であります。なぜかなれば、いわゆる靈魂は不滅である、魂というものは存在するのだ、こういうような感覚を持つておる人もおります。あるいは神というものは存在をしないのだ、こういうような考え方で、そういうような認識というものを持つておる人もおるのです。無神論者というのがおるのです。あるいはキリスト教の信者もおります、あるいは創価学会の信者もおります。そういうような者が自衛隊の幹部の中にいないということ、あなた方は保障できないわけです。これは信仰の自由というものが保障されているのですから、そういうような形をとるということは、明らかに憲法二十条の宗教上の儀式というものを国の機関が強制をすることです。この問題については、松野長官は憲法の権威者ではありませんから、法制局あたりと十分相談をされて、誤りのないよう措置されたいと思いますが、どうでありますか。

○松野国務大臣 私はそうは考えませんが、せつかくの御忠告で、法制局長官ともよく打ち合わせまして、憲法上の問題については説明をした上で実行するつもりであります。

【四三六】第五十五回国会参議院予算委員会会議録
第十九号(昭和42年5月25日)

(発言者) 西田信一(委員)
佐藤榮作(国務大臣、内閣総理大臣)
〔発言順。敬称略〕

○西田信一君 総理大臣にちよつとお伺いしたいのでありますが、靖国神社は国の手で管理運営をしてほしいという声が非常に国内で高くなつております。靖国神社の祭神あるいはまたその歴史等を考えて、戦没者遺族だけではなくて、国民の精神的指標の一つとしてこれはもつともな声であるとも思うわけであり、どのようにお考えでございますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私もそういう意味のお話をしばしば受けております。ただいま西田君の御指摘になりましたような点も考えなければならぬと思いますが、ただいまの法制下におきましては、憲法との関係——これが宗教法人であることは間違いないので、なかなかむづかしい事情にござい

【四三七】第五十五回国会衆議院内閣委員会会議録
第二十七号(昭和42年7月4日)

(発言者) 受田新吉(委員)
塚原俊郎(国務大臣)
〔発言順。敬称略〕

○受田委員(略) それからもう一つは、この国家のためになくなられた英霊を祭る靖国神社が、現在は宗教法人として一切国家的祭祀を受けることができないことになつてゐる。このままの形で靖国神社を国家法人にすることには、非常に問題があるということに形がなつておる。憲法二十条と憲法八十九条で、宗教関係の行事等に対する財政援助、こういうものに一つの制約がある。この機会に、靖国神社の宗教法人の性格を変えた形で、国家的規模による、祖国に生命をささげた方々を国家の予算で祭りを行なうような形の道をとる方法を、総理府はどう考えているか、その二つをお尋ねしたいわけでございます。ひとつ御答弁を願つて、これで質問を終わります。

○塚原国務大臣(略) それから第二の靖国神社の国家護持の問題につきましては、前にも受田委員から御質問を私ちようだいたしましたことをよく記憶いたしておりますが、これは各党においても、特に自由民主党においても、非常に検討を重ねておりますし、われわれも関係閣僚の間でもお話し進めておつたようなものでございます。憲法との関係もございまして、国家護持の立場から、この問題を解決するため前向きな姿勢で臨みたいと考えております。

【四三八】第五十五回国会衆議院決算委員会議録第
二十二号（昭和四十二年七月十一日）

（発言者） 中村重光（委員）

実本博次（政府委員、厚生省
援護局長）

天城勲（政府委員、文部省大
学学術局長）

田川誠一（政府委員、厚生政
務次官）

〔発言順、敬称略〕

○中村（重）委員（略）

先般、軍人軍族遺家族に対する扶助金支給の法律の改正がございました際に、被爆者に対するところの援護強化、それから扶助金支給等の積極的な施策を講じ、そういう附帯決議をつけた。実本援護局長はこれを受けて、長崎の医科大学の学生四百六十七名の犠牲者に対して、いわゆる見舞い金という形で一人当たり三万円の予算要求をされた。文部省はこれに対して七万円の予算を要求をされた。最終段階において、文部省要求の七万円だけが支給されるということにきまつたわけでありま。ところで、この七万円の支給に対して、厚生省はどのような解釈を持っていらっしゃるのか、あるいは文部省はこれに對しての解釈はどうか。総動員法によるのか、あるいは防空法による支給なのか、あるいは戦時協力令によるところの支給なのか、この根拠が必ずしも明らかでない。したがってその根拠、それから、現在これを支給することについての事務手続等を進められていると思うのですが、現在の進捗状況はどういうことであるのか、それから四百六十七名、文部省が試算をいたしたところによりますと、その他含めまして五百数名かになつておつたような資料を見た記憶があるのでありますが、現在調査をして吸い上げられている対象人員はどの程度になっているか、伺つてみたい。これは文部省のほうと両方からお答え願いたい。

○実本政府委員 お尋ねの、長崎医大の学生さんで、原爆被爆のために倒れた方々に対します措置といたしまして、厚生省が、お話のように三万円の見舞い金を四十二年度の予算要求いたしました経緯について御説明申し上げます。

このなくなられた医大の学生さん方は、その実態が動員学徒

の人たちと同じような状態において、長崎医大の附属病院に、少なくとも病院自身の患者の救護活動のために待機しておられたという状態において、原爆被爆にあわれたということが明らかであつたわけでございますが、それが、形式的には、やはり動員学徒におきます例の総動員法の第五条によります協力命令が出ていない。これは長年実態調査をやつた結果、出ていない。それからまた、現存援護法では処遇いたしておりませんが、防空従事者扶助令に基づきます扶助の該当者であるかどうか。すなわち防空法に基づきます防空従事者であつたかどうか。さうなことも、これもなかなかさういつた形式的資料が整いませぬものですから、しかし、この実態からいまして、先ほど申し上げましたような動員学徒の場合、あるいは防空従事者の場合の犠牲者と非常によく似通つているというふうなことがはつきりいたしましたので、これは援護法におきましては、動員学徒と同じように、少なくとも国として弔慰の意を表する必要があるのでないかということで、現在動員学徒の犠牲者の方々には弔慰金を三万円差し上げておられるわけでございます。そういう実態に着目いたしまして、準軍属に準じまして、三万円の弔慰金を予算措置として要求したわけでございます。

○天城政府委員 ただいま厚生省からの御答弁にもございまして、端的に言つて、長崎の被爆学生に対する援護の法律的根拠が、びつたりするものがございます。しかし実態といたしまして、当時の医学部学生としましては、医療救護に当たるといふ国家的要請を受けておりまして、すでに学徒報国隊を結成いたしておりました。その時点におきまして、総動員業務が発動されていかどうか、また、そのときの実態がどうであつたかということにつきましては、結果的に、資料的にどうしても的確につかむことができません。ただ、当時の状況はいま申し上げましたような状況で、総動員業務に近いと申しますか、そのような状況にあつたと判断したわけでございます。もう一つ、原子爆弾によつて被爆したという希有のケースということも、われわれとしては、今回支給の一つの大きな根拠に考へているわけでございます。それから、第三点といたしましては、当時動員学徒につきましては、動員学徒援護事業要項というものがございまして、勤労働員もしくはこれに類した業務の過程におきまして死亡あるいは傷病にかつた学生に対する援護をいたしておりました。それらの状況を考へ合わせますと、法的にはどんぴしりこの法律でいくというものはないのでございませうけれども、当時の状況をあわせて考えますと、やはり

政府として見舞い金を支給するのが適當である、こう判断いたしましたのが、支給の根拠でございます。

それから、その後の仕事の進みぐあいでございますけれども、われわれとしましては、まず、対象の確認でございますけれども、現在長崎大学の医学部が中心になりまして、自分の学校の学生であつたということから、できるだけ医科学生の実態について調査をしていただいておりますが、なお、それについて、文部省でも確認調査を並行いたしておるわけでございます。当初正確な数字がなかなかわかりませんが、五百名といたつて、五百名ぐらゐという状況でございますけれども、いま長崎大学で一応名簿上その他から確認できているのが、五百十九名といたつております、まだ最終は確認いたしません。これに対して、遺族の状況を把握しなければならぬものですから、遺族状況をいろいろな手で調査いたしておりますが、現在の時点で約七〇％は遺族が判明いたしております。支給につきましては、まず、遺族の申請に基づいて、文部省で直接行なうという考え方をいましております。

それから、支出金の支給を受ける遺族の認定問題とその他の手続でございますが、これはおおむね現行の援護法の弔慰金の例を参考にして行なつてまいりたい、こう考へておるわけでございます。その他詳細な点につきましては、すみやかにこの事務を遂行できるようにいたしたいと思つて、進めてまいつておるのが現状でございます。

○中村（重）委員 時間がありませんから、答弁をひとつ簡潔に……

個々人についての裁定ができる段階にありますか。と申し上げるのは、実は、この遺族の人たちは、ともかく見舞い金にしろあるいは扶助料にしろ、いわゆる物質的な援護というものは当然やつてもらわなければならぬ、これは権利として主張している。同時に、靖国神社に対してこれを合祀してもらわなければならぬという。ところが、裁定が行なわれなければ合祀ができないのではないかと私は思つております。この点は、直接的には援護局も、靖国神社に対して、これを合祀をしろとかするなと言ふことは、私はできないと思つておりますけれども、しかし少なくとも側面からこれに協力をするという態度であつてしかるべしと思ふ。だから、文部省も、裁定をするところまでいっておるのかどうか。靖国神社に合祀をするということが、裁定という条件が必要であるとするならば、秋の大祭までに間に合うようなかまえてもつてその裁定を急いでおるのか

どうか。それから、合祀の問題について、現段階においてはここまでいっていると思っているのか。ひとつ文部、厚生関係両局長のお答えを、簡単に要点だけ願います。

○天城政府委員 遺族の判別した状況は、まだ先ほど申ししたような段階でございまして、七〇%でございまして、全体の把握ができておりません。できた上で、本人の遺族の申請をまつてやりますから、その段階で確認されると思います。そういう作業が残っておりますので、私、いまの段階で——それから、支給の事務がありまして、この仕事は、本会計年度中ということまで発足したものですから、秋の期限までにびっちりいくかどうかにつきましては、いま進行の状況でございまして、必ずいくというふうに申し上げかねるわけでございます。

○実本政府委員 靖国神社にお祭りする問題につきましては、神社当局から現在の状況を聞いてみますと、一応そういう方々についてのお祭りは、いままでいろいろな規則がありまして、そういうケースがなかったそうでございますが、国からちゃんとした裁定が行なわれたならば、それはお祭りをやるものに加えていいというふうなことを言っておりますので、裁定があり次第、お祭りされるのじゃないか、こういうふうにかえておるわけでございます。

○中村(重)委員 実本援護局長は、いま天城局長の答弁をお聞きになつておられたわけです。裁定が合祀の条件であるとするならば、遺族は、ぜひ秋の大祭には間に合うようにということをし、強く側面協力を要請しておると思うのですが、見通しとして、どのようにお考えになりますか。

○実本政府委員 これはいま文部省からもお話ございましたように、鋭意その裁定を進めていただきまして、なるべく早目にお祭りできますように、文部省とも協力いたしまして、そういうふうな方向へ持つてまいりたいと考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 政務次官もひとつお聞きになつていただきたい。二十年間ほつたらかしてあるんですよ。いま実本局長は、総動員法にもこれはびつたりしない、法的にはその根拠がちょっとびつたりしたものがない。天城局長もそのようなお答えだった。私も決算委員会としては、やはり法的根拠がどうかというところをお尋ねしなければならぬ。また、支給をしなければならぬ。支給をすべきものをしないでおるということは、これもまた指摘しなければならぬ。私は、総動員法からいっても当然、支給すべき義務が国にあると考えている。しかしこれは見

解の違いということも出てくるであろう。いま一つはつきりしていることは、防空法であります。防空法は、昭和二十一年に廃止法によってこれは消えた。だが、しかし、そのいわゆる補償の対象となるべきものがある場合は補償するというそのことは生きておる。ところが、今日まで、厳たるそういう法的に明文があるのかかわらず、これを放置してきたという責任はきわめて重大であると思う。おそまきながら、いま七万円の見舞い金というのを出すようになった。防空法の問題は、いま大学の学生の問題だけではない。防空法の問題は、いま大学の警防団員をどうするのか、あるいは大学等の医師であるとか、あるいは看護婦であるとか、そういういわゆる防務業務に従事した、いわゆる救護作業をやった人たちははつきりしておる。そういう人たちが焼夷弾によって、あるいは原爆によって犠牲になつてとうとう命を失つたというこの事実は否定することはできない。にもかかわらず、今日まで支給しないでおる。長崎大学の場合におきましては、その学生に対して見舞い金七万円出すようになったが、靖国神社の合祀に対して、秋の大祭までに間に合わないというものが遺族に与える精神的打撃は大きいと思う。私は決して、事務的に粗漏にしろと言うのではありません。しかし、すでに予算が成立をいたしましたからもう相当長い時間がたつている。それまでにいろいろな調査もしておりますのでありますから、その裁定までに時間がかかつてはならない。そうした遺族の切なる願いをかなえてやるというような努力が文部当局にもなければならぬ、厚生当局でも側面協力がなされなければならぬと私は考える。その点に対してどのようにお考えになるのかということ、それから私がいま申し上げました警防団員、防空監視員、あるいはその他のいわゆる防務従事者に対して、どのようにお考えになるか。これは社会労働委員会におきましての附帯決議というものも含まれておるのでありますから、そのことについての考え方を、実本局長からひとつお答えを願いたいと思います。

○田川政府委員 長崎医大の学生の靖国神社合祀の問題につきましては、もう合祀される方針ができておるのでありますから、できるだけ早く、ことしの秋の大祭に間に合わせて差し上げたというものが、私どもの気持ちでございます。ただ文部省のほうで、裁定についていろいろ手間がかかつておるようでございますが、このことについては、私からあまりここで言明するわけにはまいりませんけれども、できるだけ文部省にもお願いをして、ことしの大祭に間に合わせるように、私も努力をしてま

いることをここで申し上げておきます。

○実本政府委員 旧防空法によります防空業務に従事中、死亡または負傷した防空従事者の処遇の問題につきましては、先生御指摘のように、社会労働委員会でも附帯決議をいただいておりますのでありますが、この問題につきましては、消防庁等の関係機関とも協力いたしまして、鋭意検討しておるわけでございますが、何がしかの措置を講ずるという場合には、どうしても従事者の身分とか勤務の実態というものについて、これは明らかにしておかなければなりませんので、この調査につきましては、昨年の十二月、東京都ほか数県に依頼いたしました。消防あるいは警察等の関係機関の協力も求めまして、防空監視隊、警防団員、それから医師その他の特殊技能者について、その身分、それから死亡の状況等を調査したわけでございますが、何ぶんにも終戦時に、いろいろな従事者命令とかそういう関係書類が焼却されておること、それから何と申しましたも歳月の経過が長いものでございますので、散逸していることが多うございまして、大半はほとんど資料がなくなつておりました。たとえば、身分の面から対象者を把握する手がかりとして最も有力な、従事令書等の交付記録あるいは該当者の名簿等は、ごく一部の県でまれな例を除きましては、ほとんど入手することができません。また死亡者の数及び業務上の死亡かいなかを調べる手がかりもございませんので、扶助金の支給記録とか、あるいは殉職者の名簿等が考えられておるわけでございますけれども、何ぶんにかくこういったものをできる限り集めまして、まず実態をつかんで、あと残りの未調査の県もございまして、消防関係の機関とも協力いたしまして、早くその基礎の固めをしてまいりたい、こういう段階でございまして。

○中村(重)委員 大体学生の場合と同じように、本年度からこれを実施すべきである。ところがこれは残っているんだが調査をしておるというので、私もあなた方が調査をしておるということは何つておる。四十三年度からそうした旧防空法に基づいての防空従事者、あるいはその他関係法規に照らして当然援護措置を講ずべき犠牲者に対して予算措置を講ずる、そういう用意があるならば、この際はつきりしておいていただきたいと思つておる。

○実本政府委員 その方向に向かつて努力してまいりたいと考えております。

【四三九】第五十五回国会参議院建設委員会会議録
第二十三号（昭和四二年七月十三日）

（発言者）

鈴木一弘（委員）
志村清一（政府委員、建設省
計画局長）

飯田逸治郎（参考人、首都高
速道路公団理事）

松永勇（政府委員、大蔵省国
有財産局長）

西村英一（国務大臣、建設大
臣）

藤田進（委員長）
野崎清敏（説明員、建設省都
市局都市総務課長）

〔発言順、敬称略〕

○鈴木一弘君 まず、これはチャペルセンターの問題について伺いたのですが、あすこは首都高速の道路に現在なっております。憲法の第二十条に信教の自由のところで、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け」と、あるいはそういふことがうたわれておりますが、特権が付与されていたと思う土地なんです。その土地について十二分の補償を考えたというふうには私は受け取ったのでございますけれども、その点はどうお考えですか。

○政府委員（志村清一君） 元チャペルセンターの敷地あとは、その当時靖国神社が建物を持ち、その土地を使用していたところに首都高速道路が通ることになりました、その間の補償の問題があつたことは承知いたしております。ただ、その際の補償もいわば正当な補償と申しますか、その分だけを出した、かように承知いたしている次第でございます。

○鈴木一弘君 首都高速道路公団に伺いたのですが、この道路のところにかかりまして、一億何がしかの補償をしています。総額で一億三百一十万円という使用権の補償そのほかをなして、おりますけれども、その補償する際に、これはどこに對してやられたわけですか、補償は。

○参考人（飯田逸治郎君） ただいまお話のありましたように、霞ヶ関一丁目二番地五に元チャペルセンターがございました。あそこがたまたま高速道路三号線の道路の一部にかかることに

なる。この土地はすでに御案内のように、大蔵省の普通財産でございます。その上に靖国神社が建物を所有いたしております、したがって、公団といたしましては、その使用権に對する補償と、それからかかります建物の一部、それから切り取り改造についての補償をいたしたのでございます。いずれも権利あるものと認めまして、補償いたしたのでございます。

○鈴木一弘君 公団のほうに伺いたいんですけれども、これは国との契約書が靖国神社との間にきちつとなされておつたということなんです。それは確認されているんですか、いないんですか。

○参考人（飯田逸治郎君） 国の普通財産でございましたが、その上に靖国神社が建物を所有いたしておりました。しかもそれはすでに登記がされておるのでございます。したがって、正式の権利あるものとして認めたのでございます。

○鈴木一弘君 私の聞いているのは、そういうことじゃないのです。登記をされていることは、登記簿見ればすぐわかる。そういうことじゃなくて、一体それじや大蔵省の普通財産、その公共地を靖国神社が使用していたというところで使用権を払つたというならば、靖国神社と国との間に、国有財産の使用に關する貸し付けの契約というものがなされなければならぬ。その契約書はきちつとごらんになり、入手をすれば、その上でおやりになったんですか、そうじやなかつたんですかと聞いているのです。

○参考人（飯田逸治郎君） この建物の所有権の経緯といひますか、そういうものについてはいろいろございしますが、最初に恩賜財団陸海軍集会所でございしますが、それが所有しておりましたものを、その後靖国神社のほうに正式に譲渡し、靖国神社のほうでそれを正式に登記をいたしております。最初の財団が大蔵省から貸し付けを受けておるといふことは、過去の経緯から見まして、われわれはそのように認容しなければならぬというように考えております。したがって、靖国神社がやはり建物の所有権を持ち、正式に持つておる以上、そこには当然使用権がある。かように考えたのでございます。

○鈴木一弘君 どうして質問に對して答えてくれないんですか。それは恩賜財団の陸海軍集会所ですか、これが最初に建物を建てております。同時にとたんに贈与ということになっておる。譲渡じゃなくて贈与ですよ。そういうふうになっておるのです、私が聞いているのは。それじや陸海軍集会所との間の契約書、国とのいわゆる貸し付けについての契約書であるとか、

あるいは靖国神社との契約書をあなたごらんになった上で支払つたのか、そうでないのかというのです。

それからもう一つは、土地の建物の建つてるところだけの補償ですか、それとも借りていたところの、大蔵省が貸し付けていたところの、いわゆる今回道路にひつかつた公用地に補償をしたのか、どっちなんです。建物の建つてるところだけの補償をやつたのですか。

○参考人（飯田逸治郎君） これはもちろん建物の敷地だけでなくて、建物を建てるためのいわゆる敷地、そういうものを含めたものでございます。

○鈴木一弘君 前段の質問に對して、契約書はごらんにならないで、今回のいわゆる補償契約をおやりになつたのですか。

○参考人（飯田逸治郎君） 契約書については、私どもは見えておりませんが、過去の経緯から考えまして、これは当然使用権があるものと認めたのであります。

○鈴木一弘君 しかし、契約書はいつ変更になるかどうかかわからないじゃないですか。それを確認しないでもって土地を取得した、使用権を補償したということになると、ずいぶんおかしい話だと思ふ。私もきのうから国有財産局にこの契約書の写しをもらいたいと言つたのですが、いまだに出でこない。普通なら国有財産局に言うといくらでも出てくるが、出てこないから何かあると思うのです。契約書も全然見ないで補償したということだと、はたして靖国神社に貸し付けてあつたのかないものかということの確認は全然なされなかつたということになるのです。そうすると、相当あいまいなたぶん「である」心配がないであらう、登記面でもうだから、「だろ」という推定、憶測、そういうもので公団はいままでもいろいろな土地についての補償をやられたというふうにとられてもしょうがないのですけれども、特にこれは公用地ですよ、どうなんですか、それは。

○参考人（飯田逸治郎君） 先ほども申し上げましたように、本件の土地及び建物が靖国神社の所有権が移転いたしました。いままでの経緯等から見まして、われわれといたしましては、当然そこに社会通念上成熟した使用権あるものと、こういう考え方を持つておるのであります。

○鈴木一弘君 そうすると、社会通念上そういうふうな考え方でいくということになると、一々そういうふうなものについて普通の土地、建物であれば登記簿を見れば大体わかります。担保に入つていのかどうか全部わかりますが、国有財産の場合

には、この中にはどこに貸し付けてあるか登記簿には出てこないから、契約書をとって、そしてその上に立つてやらなかったら、これは不明確なものにならざるを得ないでしょう。少し軽率だったと思いませんか、その点。

○参考人 飯田逸治郎君 再三申し上げましたように、過去の建物の経緯等から考えまして、当然そこには社会通念上使用権があるものと認めたのでありまして、いまのところ軽率であったとは実は考えていないわけでありまして。

○鈴木一弘君 そういうことになると、国が契約していたであろうという推定だけでやることになりまして、今後いろいろ問題ですれ違いが起きますけれども、あるいは契約が解除になつていないのを知らないでやつたりということも起きやすいわけですよ。ですから、これは今後の問題になりますけれども、この問題についても一ぺん契約書をおとりになる、あるいは今後の問題についてもそのような国有財産に引つかかるようなときには、これが個人あるいは法人等に貸与されているときには、その契約書をおとりになる、そういう姿勢で臨まれるかどうか、また臨んでもらいたいと思うんですが、答弁ひとつ。

○参考人 飯田逸治郎君 もちろん、われわれが一般の土地等の買収にあたりましては、でき得る限りの調査をいたしまして、権利の存在を確認する手続はいままでとっておりますし、もちろん、今後といえども十分そういう手続をとりまして、遺憾のないようにいたしたいと思います。

○鈴木一弘君 いままで手続をとっておりますと。とつてないから私言っているんですから、その点は厳重に反省してください。

それから、これはもう財産局長に、松永さんに伺いたいと思うんです。この靖国神社との契約書というのはおありなんですか。

○政府委員(松永勇君) 一昨日あたりから、先生がそういう資料を出せということを言われているので、関東財務局にいま調べさしておるところでございますが、非常にたくさんさんのそういう証拠書類の中から現在さがしておるわけでございますけれども、現在に至るところまで、実はまだ見つかっておりません。私、その報告を受けまして、どうも本件は契約書がないんじゃないか。と申しますのは、先ほどもよつと説明がありましたように、本件は昭和十五年旧陸軍から大蔵省に所管がえになった。そして昭和十六年に当時の大蔵省が恩賜財団陸海軍集会所というのに無償貸し付けいたしております。それが終戦の昭和二十

年になりましたその集会所が解散し、軍人遺族クラブというものが設立された。それにその上物である建物が譲渡された。その後このクラブは解散に際して靖国神社に譲与した。それと引き続き米軍に提供されてきたと、こういう経緯をたどつておるようでございます。したがって、当初の建物が建てられた当時、すなわち昭和十六年は無償貸し付けという旧国有財産法の裁定によって無償貸し付けが続いておつたわけでございます。自後、終戦、それから米軍提供という期間を通じて変更をしましてまいりましたわけですが、現在どうも貸し付け契約をしていなかったんじゃないかと、これは私の、現在まで調べております段階で、どうも契約書が出てこないところからの推定でございます。

そこで、そういう契約書がないということはどう考えるかというところになるかと思いますが、国有財産につきまして、これは種々その国有財産の管理処分について、いろいろ国会の御指摘を受けました。私のほうとしては、自來、その管理の適正を期するようにいたしておりますが、終戦後のこういう期間に当然契約をすべきである、にかかわらず手続がとられてない、こういう性質のものを、私たちは手続未済の——契約未済ということでございしますが、手続未済のものである、しかし、いわゆる借地法あるいは民法の上からは当然契約はあるはずである、ただ契約書をつくる手続がとられてない、こういうような性質のものも他にございます。そういうものは手続未済ということで、これに対するいろいろな処理の進め方を定めて、管理の適正を期するように努力いたしております。こういう手続未済というようものが本来あつては、私たちの職務としては遺憾な点でございます。こういうものをなくするように、いま最大限の努力をいたしておりますけれども、どうも本件はそういうものであつたのではないかと、これはまあ契約書がただいま私さがしたところ出てこなかったところから、一つの私の推測でございます。

○鈴木一弘君 建物の登記を見ましてもはっきりわかることは、昭和二十一年九月二十日に恩賜財団陸海軍集会所がこの建物を建てております。同日——いま局長は、それから遺族クラブが使つた、それから靖国神社だと言われたのですが、それからではなくて、同じ日に靖国神社に贈与をされているのです、登記面は。そうすると、当然ここで本来ならば国の承認というのがなければ移転を——登記の移転でありますし、建物の贈与でありますし、そういう点は、国の承認がなければこれはできない

わけですね。この辺の承認はあつたんでしょうか、なかったんでしょうか。

○政府委員(松永勇君) これはその当時の、終戦直後の混乱期でございます。そういう承認の申請が出たのか、出なかったのか、そういうことも、現時点では実はわからないわけでございます。

○鈴木一弘君 すると、現在もこの土地については国は使用料を取っていない、無償で貸し付けという形になっておりますか。

○政府委員(松永勇君) 契約がなされていなかった——いや、契約はあつたといつたしましても、事実上契約書の作成が行なわれていなかった関係から、使用料の徴収はなかつたのではないかと、こういうふうな——これも推測でございます。まあ先ほど申しましたように、契約書があつたのか、なかつたのかということはいま調べておる段階でございますが、もしなかつたことすれば、使用料の徴収は行なつていなかったであろうというふうな推定いたしております。

○鈴木一弘君 そうなつてくると、いま局長は「もし」ということを言われたすけれどもね。まず私もなかならうと思うのです。そうなりますと、日本国憲法にいうところの、国が特権を付与してはならないということに該当してくるわけですよ。で、無償で社寺等に与えているのについては、昭和二十四年でしたか、二十二年かの法律がございまして、その法律によつて、これは有償で譲渡をするとか、あるいは無償で譲渡をするということになつております。しかも、その有効期限はとうの昔に終わつております。社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律というのがありますが、これは昭和二十二年の法律ということから出てきて、昭和三十七年に改正を見て、期限が切れたのを最後に延ばしてやつて、これですべて終わったということになつております。そうだとすると、この法律にも違反をしていることになるということにもなりますね。

○政府委員(松永勇君) 社寺に関する法律の違反ということではございません。それは社寺の法律は、そういう申し出があつた場合に、申請があつた場合に、国は無償あるいは半額で売るといふ法律でございますから、まあその手続を本件はとらなかつたということであると思つて、まあ違反という意味ではないと思つて。

○鈴木一弘君 まあその法律が出たということは、憲法にはつきりと、いわゆる国は特権を付与してはならないというのがありますね。特権を付与してはならないということは——無償で

貸し付けということは特権を付与したことになる。そういう土地であつてはならないから、このように、土地あるいはそのほかの理由でもって国が無償でもって現在譲与しているものについては、もともと神社の所有の土地もありますので、それが明治のときに取り上げられたということもあります。そういうところに、これを半額あるいは無償等で社寺に譲与するという法律が出たわけです。ですから、言いかえれば、現在無償で、契約書が見つからない、ありません、しかも使用料も取っておりませんということになれば、明らかに憲法違反であるということになつてくるわけですね。そういうものであるというように解釈していいですね。

○政府委員（松永勇君） 御承知のように、これは本件はすでに首都高速道に処分をされて、現時点においては、そのいわゆる使用関係というものはございません。ただ、ある期間においてそういう建物の敷地として使つておつたという期間があるわけでございます。それで、その期間の使用料を、いまのように貸し付け契約をしていないということになれば、おそらくは徴収をしていなくつたであろうと推定をされるわけでございまして、もしそういうことがわかるとした場合に、過去にさかきまつてその使用料をどうするかという問題があるわけでございますが、まあ憲法に違反するという問題は、実体論として、社寺等に国が特定のいわゆる補助を与えるかどうかということが、憲法の禁止しているところだろうと思ひます。本件は、そういう実体論として社寺に、靖国神社に特別の恩典を与えたという結果になれば、これはやはり是正しなければならぬ、こういうふうな考へております。

○鈴木一弘君 国有財産法の二十四条には、普通財産を貸し付けた場合において、その貸し付け期間中に国または公共団体において必要を生じたとき、あるいはこの貸し付けたいわゆる使用目的のほかがだめになつたときには、用途指定どおり行なわれない場合には、解除することができるとなつてゐるわけですが、当然あそこが、チャペル・センターと靖国神社と距離が離れてゐますね。実際問題として、現在建物がないことになつてゐる。高速道路に引つつかつてくるのはその一部であります。まだほかの部分が残つてゐるということになれば、当然これは国が解除をしなければならぬと思ひますが、その辺はどうですか。

○政府委員（松永勇君） お説のとおり、国有財産法二十四条は、そういう国が必要な場合には、特別の解除権というものを国有財産法は発動いたします。本件の場合、当然そういう方法で行

なうということもできたであろうことも想像されますが、ただ、本件はその方法をとらなかつたという、実質上の話し合いでもつて、何と申しますか、使用権を取り上げて道路をつくつたということになつておりますが、結果的には、国有財産法の二十四条の契約権の解除をいたしましても、それはただで解除してよろしいというのではございませんで、二十五条以下に、その補償を行なう。行ない方も書いてございます。当然、正当なる権利の補償というものは行なうべきだ。まあ結論的に申しますと、いずれの方法をとつても正当なる補償はなすべきであつて、やり方が違つたであろう。この事例の場合には、国有財産法二十四条の解除権も使わないで、首都高速道路公園のほうにおいて話し合いによる補償を行なつて、円満に解決したという事態になつてゐるのであると思ひます。

○鈴木一弘君 二つの問題に分かれますけれども、その公共用地に貸し付けたところでありませぬ。それは公共用地に貸し付けたところですね。そうであれば、当然国有財産の契約を解除しなければならぬわけですね。話し合いで事実上の解除になつたであろうというふうな、そういういいかげんなことを言つては困るので、これは当然首都高速のほうでもこの契約を解除するということですが、ひとつはつきりしておかなければいけなかつたと思うのです。そうしなければ、契約を解除しないで買つたということになるという、買ひましたけれども使用権は両方にあるみたいな、変なふうになつてくる心配があるわけですね。

それから松永局長、三十条によつてはつきり用途の指定というものがなされて、その用途の指定どおりにはいかなるときは、これを契約解除することができるとなつてゐるわけです。契約解除が、実際には首都高速以外に使われております用地がありますが、現在は建物はないと思つたわけです。すでにチャペル・センターはない。そういうときに、この解除ということをして、三十条のことから見ても、これはやらなければならぬと思つたのですが、その点はどうなつてゐますか。

○政府委員（松永勇君） ちよつといまのことにお答えする前に、先生のお話ですと、二十四条で、それは解除することができるとございまして、そういう事態が生じた場合は解除しなければならぬということではございません。この解除権は、いわゆる特別の解除権として法律が認めてゐる。最終の場合にはもちろんこの解除権を行使して行ないますけれども、これは、ねばならないという規定の運用ではなくして、もちろん円満な話し合いができれば、それにこしたことはないという考え方で運用

いたしております。

それから御質問の点でございますが、この用途指定の問題でございませぬけれども、御承知のようにこの三十条の前の、本文になります二十九条、この規定は三十九年の改正でございまして、本件が問題になりました当時は、用途指定をしていないで、そのままになつておつたという状態でございませぬ。

○鈴木一弘君 いずれにしましても、非常にこれは大臣、聞いていておわかりになると思ひますけれども、契約書もない、そういうような国有財産を無償で貸し付けるといへば、特権を付与したということにこれは憲法上ならざるを得ない。どうていられないところでありませぬ。それを首都高速が取得するとき、いわゆる公共用地としての契約書も見なければ、その存在の有無も知らないということをやつたので、そういう、一方で手抜きがあつて、しかも金額が億何億というところになりませぬ、かなりの金額になつてくるわけですね。そういうことが行なわれてゐるということになるおそれがある。そういうことと、違法性の強い土地ということになるおそれがある。そういうことと、少くとも国——あるいは首都高速になれば国と同じであります、受け取るほうはそうとします。そのところろは、土地を取得するときに、筋を通さないと、はつきりした契約というものをきちつと整備しないで取得するということは、大いに問題がある。そういうことが続きますと、今度はこの盲点について、国有財産を利用してあるいは不当なものを取得することも可能になつてくるわけでありませぬ。そういう点、どのようにお考えですか。

○国務大臣（西村英一君） いまの質疑のやり取りを聞いておりますと、非常に終戦時のどさくさであつて、いろいろなことが不明だということでありませぬ、ま公共用地に利用する私たちに蔵省の国有財産局においても、ま公共用地に利用する私たちにございませぬ、そういうようなことは絶対にあつてはなりません。したがひまして、この点については、私は詳細は知りませぬが、いまのやり取りを聞きまして、おそらくそういうような違法なことが行なわれたとは、想像したくないのであります。今後につきましては、十分留意をいたしたい、かように考える次第でございます。

○鈴木一弘君 このところの評価の算定はどういうふうになつてゐるのか。

○参考人（飯田逸治郎君） 本件の土地の評価についてのお尋ねでございますが、これはそれぞれ鑑定士等の評価も依頼いたし

ましたが、その結果、坪当たりいわゆる土地の価格を当時三十五万円というふうには評価いたしました。その二割、七万円が地上権といえますか、使用権の価格ということで補償いたしております。

○鈴木一弘君 私、これは大臣、はっきりと憲法違反のような感じがあるところに対して、積算の根拠は明示されたということであり、非常に疑問を持つわけです。憲法違反であれば当然のこと、有償、無償であっても、無償の貸し付けであったとすれば、新たに契約し直して、国が取得する場合には、契約の解除を行なって、大蔵省のどこにも貸し付けてない普通財産にして取得するほうが買うとか、そういう形態をとるべきであったと思う。そうすれば首都高速に行くときには、無償において貸し付けるということになってくるわけです。首都高速道路公団に対しての国有地、国有財産については、無償で貸し付けることができるように国有財産法でなっていますから、そういうような筋を通すべきだと思っております。その点のところは、監督等は建設省としては十二分におやりになったのですか。

○国務大臣(西村英一君) 総務課長が来ておりますから、当時の模様をよく知っていると思われまますから、説明させます。

○委員長(藤田進君) 鈴木君よろしいですか——都市局の総務課長野崎君です。

○説明員(野崎清敏君) 私のほうでこの用地買収に関係いたしましたし、ましていろいろ承知をいたしておりますことを、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

現地につきましては、先ほどお話ございましたように靖国神社の古い建物で、そこに建っておったわけでありまます。首都高速がそれを買取するにあたりまして、この建物の新設当初の事情、その後の権利関係の推移をずっと考えまますと、不当物件というふうには考えられないものでございまして、したがって公共事業を施行いたしますためには、これを撤去するに際して損失を受ける土地に関する権利の補償をしなければならぬということになるわけでございますが、ただ現在、その時点におきまして適法な手続により国有財産使用の許可がございませぬ。したがって、借地権の発生ということはないわけでございます。したがって、借地権としての補償ということではございません。しかしながら、靖国神社自体が、この建物の所有権を取得いたしました後に、その買取時点で至りますまで、その敷地につきましては直接または間接にこれは使

用、受益をしているという事実ははっきりいたしておるわけでございますので、民事上の使用貸借による権利というふうな考え方での損失の補償をすることが必要であろうというふうな考え方でございまして、使用貸借に伴います補償につきましては、建設省の訓令によります補償基準または公共用地審議会会長から建設大臣への答申というふうなことで、使用貸借に関する補償のしかたがいろいろ示されておりますので、こういったことを基準にいたしまして、補償をいたしたわけでございます。したがって、国有財産自体の貸借契約がございませぬ関係上、貸借契約がございませぬれば、土地の価格の約六割程度を補償しなければならなかつたであろうと考えられるわけでございますが、使用貸借というふうな考えまして、土地価格の二割程度の補償にとどめたわけでございます。

○鈴木一弘君 私は二割程度も多いと思うのですよ。というのは、契約書がないのは不法占拠だということですよ。不法占拠したところまでそういうような補償を一億近くも出すということとはどう考えたっておかしい。しかも、これが神社としての祭典あるいは行事を行なうための必要な土地であるということならば、これはもう私にはわかるのではありませんか、そういう場所じや全然ないわけであらう。国会のまん前で、九段とんとん離れていゝる。これはどう考えたって、国民の側からすれば不法占拠であるとしたかたれな。そういう点を、これは私は徹底的に一度きちっとした態度というものを、建設省自体としても出していただきたい、こう思うわけです。

○国務大臣(西村英一君) 私は、いま聞いておっただけでは、これが違法であるように受け取れないのでございませぬが、私もきょう初めて聞くことでございませぬので、もうしばらく時間をかしていただいて調べてみたいと思ひます。そういうことがあつてはならないのは当然でございませぬので、いろいろな点につきましてももう少し調べてみたいと、かように思ひます。

○鈴木一弘君 で、これは資料として、契約書があるかないかわからないですから、あればあつたで契約書を提出していただきたい。軍人集会所に対するところの契約書、靖国神社に対するところの契約書、それから国と今回の首都高速との間に取りかわされておるところの契約書、そういうものがあるかどうか知りませぬけれども、あるとすればそういうものを、なければそれでいいです。それをいただきたいと思います。それを委員長にはかつて、もしなければ、なぜなかつたかという経緯をきちっと書いたものをいただきたいと思います。

○委員長(藤田進君) それぞれ御答弁願ひます。

○政府委員(松永勇君) 先ほどの貸し付け契約書の問題は、なお調べて、ございましたら提出いたします。なかつたらないということをお説明申し上げます。

○鈴木一弘君 経緯を出してください。

○参考人(飯田逸治郎君) 公団のほうにおきましては、靖国神社に使用権がありという認定のもとにその使用権の消滅補償という形で行なっております。したがって、国との関係はなくなるわけでありまます。

○鈴木一弘君 終わります。

○委員長(藤田進君) ちよつと私からお尋ねいたします。以上の質疑応答を聞いておりますと、まず第一に国有財産局長ですがね。私も多年の理解としては、大蔵省ももとより、この際は土地に関する契約、これは公法上の契約をなされる場合に、たとえ大蔵大臣といえども口頭でその土地は譲渡しようとか、あるいは土地の使用権を認めようとかいうことは許されないので、それぞれ文書にし、かつ登記が完了されなければならぬ。そうして初めて権利の発生があるというふうな理解をしていたのですが、いまの、これは戦前といえども、いまの話による文書がない場合もあるということですね。これはどうもその辺怪しいと思うのです。これは幾ら終戦後のパニック状態とはいいなから、やはりきちつと整理されておくべきものである。陸海軍人、軍属等が終戦時軍需物資を相当多量に持ち去つたとか、これ自体も違法なんです。これは許されていない。ですから隠匿物資の摘発とか、問題はその後起こつたわけですが、そのようにちゃんと権利義務の関係は国の機構、機関である以上、登記がされてなければならぬ、これが第一点。いまでも口頭であり得るのか。また戦前ならばよかつたのか、私は文書でやつて初めてこれは権利が発生すると思ひます。

それから第二の点は、いま聞いておりますと、首都高速道路公団のほうで使用権として一億余の補償をされた。これは金額の多寡ではなくて、あるいは憲法論はさておいて、無償で、国がこの公共性なり何なりという基準で無償で貸与されてきたとすれば、その貸与を受けておるものが第三者にそれ相当であるとならうと、補償を取つてその権利を譲渡するということなどは起り得ないはずで、これは当然、大蔵省のこれに対するアプルーバルがなければならぬ。これは文書で、同時に首都高速道路公団自身が、名のように公団ですから、これは国の機関ですからね、うかつといえはうかつ。現在の補償とい

うものも無効といえれば無効。その点は質問の鈴木君も明確にしたいと言われておりますから、いずれ適当な機会、場所でおやりになるでしょうが、とりあえず問題になりました点以上二点をお伺いしておきたい。

○政府委員（松永勇君） 現在国有財産の処理にあたりまして、売り払い、貸し付けすべて口頭でやるということは、これはいたしておりません。必ず権利の移動を伴うものは文書による、という措置をとっております。本件、まあ先ほど終戦の混乱期ということをお申し上げしましたが、本件も処分をする、つまり所有権を渡すということであつたならば、そういうことにはならなかつたらうと思ひますが、私どもの管理が当時十分でなかつたという一例になるかと思ひますけれども、貸し付け契約をしておいて、もちろんその貸し付け契約をいたします期間というものが定められる。その期間が到来すると、当然その時点において新しい期間の更新の手続が、文書によつて行なわれるというのが通常でございます。またそうしなければならぬのでございます。ところが、この終戦のどさくさで、その従来の無償貸し付けから今度有償貸し付けに切りかわるという時点においてそういう手続が文書によつて行なわれないで、そのまま終戦のどさくさで過ぎてまいつたという点に、私たちは非常に反省しなければならぬ、手続が粗漏であつたという点を申し上げておるのでございまして、一般的に国有財産が、そういう口頭なり何なりで行なわれているというものではございませぬ。ただ、こういう事例があつたということで、まことに申しわけなく思つております。

○委員長（藤田進君） それから第二点です。国有財産局長、国有財産の扱いとして、無償で貸し付けたものがあるとすれば、それに、借りたものが、補償なり何なり金取つて譲つちまうということ、どうも国民の立場から言へば——これは地上権があつて建物があつたとかということなら別ですが。

○政府委員（松永勇君） 第二のお話は、実は首都高速のほうからかと思つたのですが、私たちが従来、こういう場合に、先ほど鈴木先生のお話にもありましたように、大蔵省で本人を立ちのかしてそうして無償で首都高速に提供したらいいじゃないかというお話がございました。私たちは、実はこれを本人を立ちのかせるためには、先ほど申しました国有財産法二十四条による解除権を行使して行なうということになります。これに對しては、やはり財産権としての権利の補償を行なわなければならぬことは、この二十四条第二項に明示しております。

やはり私どもとしても、それに伴つて実は予算を必要とするところが、こういう道路の何のときに、私のほうとしてそういう予算措置はなかなか講じられない。そこで、道路を実施する側である首都高速のほうでその補償はしてもらふということ、通常従来やつております。で本件の場合でもその事例の一つだと思ひますが——無償で貸しておつた、かつて。そういうものに権利の補償というものをしなくてもいいということになるかどうかと思ひますが、私は、先ほど申しましたように、本件は手続未済であつたけれども、不法占拠ではない、実体的には、その建物があり、その土地を使用する権利はあつたのですけれども、遺憾ながら、当時、貸し付け契約という文書による手続はとられていなかった。そういうものを立ちのかせるという場合に、その権利の額をどのように評価するか。これは公団が適正な評価をなさつたことだらうと思ひますが、それによつて本人を立ちのかしたというものでございます。私のほうから見ましても、本件の処理は、補償をしたこと自体が違法であるというふうには考へておりません。

○委員長（藤田進君） これは時間とりますからね、事実認識、事実問題があなたのは違ふです。これは、ちやうど国会の前に進駐軍があることはいかにも立法院として困るというので、私も議運の理事をやられて、そして米軍に交渉をさせて国会の前から立ちのかき、そして立ちのかき条件としては、これにかゝるべき建物を建ててくれというお話、その線を押して出てもらつて、あそこにもだれもいなかった。進駐軍が入るためにはあれはつくつたようなものです。ですから、補償しているのは地上権というか、建物補償とかさうじゃなくて、何か使用権ということを出しているのでしょうか。これはあなたの問題の把握とは違ふと思う。よく検討をしておいていただきたいと思ひます。

——続けますか。
○鈴木一弘君 これは質問私は留保しておきますから。

【四〇】第五十八回国会衆議院社会労働委員会會議
録第二十三号（昭和43年5月9日）

（発言者） 受田新吉（委員）

園田直（国務大臣、厚生大臣）

真田秀夫（政府委員、内閣法制局第一部長）

〔発言順、敬称略〕

○受田委員（略）

さて、時間があまりないことになりましたから、ここで掘り下げた具体的な問題を一、二拾つてお尋ねをさせていただきます。

わが国でなくなられた英霊を祭る機関に靖国神社と千鳥ヶ淵墓苑とがあります。千鳥ヶ淵墓苑のほうは、大東亜戦争でなくなられた英霊の遺骨の象徴であるという御説明を聞いておるのでございますが、これは国費でおまかないを申し上げておる。また、靖国神社に神として祭られておる英霊の方々に對しては、国家護持という立場の聲がまだ具体化されてない。具体化されてないというところは、法律となつてあらわれないといふことでございしますが、この間の關係についてお尋ねしたいのですが、これは厚生大臣に直接伺いたいと思ひます。補助説明の必要があれば援護局長から御答弁をいただきたいと思ひますが、千鳥ヶ淵の墓苑は、厚生省が国立公園局に管理せしめておる。ここにお祭りしてある、お墓にお納めしてある英霊のお骨というものは、だれのお骨かわからないけれども英霊のお骨である、こうなつておる。これは英霊のお骨の象徴ということ、単に遺骨というだけじゃなくて、一つの感謝の気持ちを持つた精神的な面が入つておるのではないかと思ふのですが、ただ単に國家に生命をささげられたとういひたますがそこに残つておると見るのか。厚生大臣の所管事項でございまして、それを一つと、それから、靖国神社にお祭りしてある英霊は、精神的なものとして、神として、國家に奉仕された方をおたえ申し上げ、感謝申し上げます、こういう意味の神社である。こういうことになりまして、その間どちらにも一つの精神的な要素が入つておるようにも思ふのでございますが、いま二つのみちまを祭つてある機関がございまして、それに対する説明を

○大橋和孝君（略）

それから第三点は、旧長崎医科大学の原爆犠牲者学徒の遺族に対する援護の状況について伺っておきたいと思うわけですが、旧長崎医大の原爆犠牲者学徒が靖国神社に合祀されているのは一体どのような基準によって行なわれているのか。あの当時、旧長崎医大の原爆犠牲者学徒が、国土の防衛のため昼も夜も出勤して、ついにこれに殉じて爆死し、靖国神社に合祀された実績にかんがみて、他の動員学徒が準軍属というような形であって、原爆ばかりではありませぬけれども、こういうような場合については、やはり動員学徒と一緒に基準にして、こういう人たちもそういう手厚いあれをすべきじゃないか、こういうふうに思うわけでありますが、それはどうでございますでしょうか。

○政府委員（実本博次君）（略）

それから長崎医大の学生さんの原子爆弾被爆で亡くなられた方々に対する処遇の問題でございますが、この学生さんたちは、防空警報のもとにおきまして医療救護活動に従事すべきものであったということ、あるいは、原子爆弾による特別な惨禍を受けたというふうな特殊な事情を考慮いたしまして、政府といたしましては、これは実は昭和三十六年ごろから、動員学徒としての活動がそういうことになったのではないかと、いうふうな観点から、長崎県あるいは文部省とも一緒にやりまして、ぜひ調査したわけでございますが、結論的にはやはり動員学徒というふうなもの扱い方にはどうにもなりにくい。当時、学校報国隊としての組織はあったわけでございますが、それが総動員法の第五条の協力命令によってそういう動員業務に従事していたというものはどうも実体が出てこない。ぜひ長年にわたって調査したわけでございますが、そういう調査の結果は、援護法の準軍属という処遇はできませんでしたが、しかし、さっき申し上げましたように、防空警報が出ている警報下において医療救護施設の中で原子爆弾で倒れたというふうな特殊な事情に着目いたしまして、特にこれは学校の面から

案を政府自身がお出しになる気持ちがあるのかどうか、ひとつ伺いたいです。

○園田国務大臣 先ほどから申し上げますとおり、宗教学法法の適用を受けておる現在では、靖国神社が宗教団体になっておりますから、いかようにもしかたがございませぬけれども、国民感情なり遺族の方々の感情もありますから、これをどのようにやるか。と申しましても、靖国神社を政府の力で宗教学人からははずすとか、あるいは宗教団体からははずすということ、なかなか困難な問題でございますので、十分検討したいと考えております。

○受田委員 法制局の御答弁を願いたいのですが、この問題は、憲法違反と思われる内容を変えて、国家の祭祀という形に切りかえるということは可能とお考えかどうか、法制局の御見解をただしたい。

○真田政府委員 憲法第二十条第三項、それから第八十九条の規定がございますので、宗教学法である限りにおいては、国としてこれを護持し、ないしは国費を支出するというわけにはまかないわけでございますので、問題は靖国神社の実体にかかわることでございます。その実体がいまの宗教性をなくしたものに形が変わってまいりますれば、当然憲法上支障がなく立法化することができるわけでございますので、そういうことはこの所管になるか、ちよつとむずかしい問題でございますけれども、しかるべき所管部局においてそういう立案の作業をお始めになれば、私たちとしては当然審査をして、憲法に抵触しない形の立法をつくりあげるといふことは当然でございます。

○受田委員 憲法に抵触しない法律案をつくることは可能であるという法制局の見解もあつたわけでございますから、いま国会内でその動きのあることが、そういう意味において、これが実を結ぶことを私は期待を申し上げます。

○園田国務大臣 千鳥ヶ淵は、いまおっしゃいましたとおり墓苑でありまして、戦死をされた方々あるいは戦争中なくられた方々の、無名の戦士といえますか、お遺骨をお納めしておる墓苑でございます。墓苑といひましても、お骨だけが分離されたものではなくて、当然ここには、日本古来からの習慣であるみたまに対する感謝の念も含めて、厚生省がお祭りをするものでございます。靖国神社のほうは、これは慣例に従ひまして、戦死された方々のみたまをお祭りして感謝するというものであります。

○受田委員 この千鳥ヶ淵墓苑は国費でおまかない申し上げておるが、英霊のほうについては国の関与することがない、こういう形になっている。これは片手落ちじゃありませんか。

○園田国務大臣 これは当然、感情から申しますと、特に遺族の感情及び戦争でなくなられた方々に対する感謝の気持ちから言えば、これは両者相通するものである、同じものであると思ひますが、しかしながら、現実には靖国神社は、宗教学法法の適用を受けて運営されておる宗教団体になっております。したがひまして、このままの体制では、国が経費を支出をしたり、あるいは維持管理の衝に当たるといふことは、憲法二十条と、また八十九条の規定に抵触することになりますので、ここに問題があるとは思ひますが、現実はその点に問題があるわけでありまして、いまのままでも国家がこれを護持するというのは、気持ちの上では別でございますが、できない。しかしながら、いまおっしゃいましたような国民の心情、遺族の感情等も十分理解されるところでございまして、目下、遺族の関係の方々やあるいは自民党のほうで、これに対する解決について検討しているところでございまして、政府としてはその成り行きを見守っておるところでございます。

○受田委員 政府の命令で第一線でなくなられた方々に対して国がお祭りをしてあげようということに対しては、政府自身が法案をお出しになって国会の御賛同を求めるといふ形をとるのが、私は筋合いではなかつたかと思う。国会のほうでいろいろ動いておるからそれにかかせるというのには、政府としては職務怠慢ではないか。お考えを承りたい。

○園田国務大臣 政府としてはそういうことでございするから、全国の戦死者の方々の追悼式とかあるいは慰霊祭等を実施をしておるわけでありまして。

○受田委員 そうしますと、靖国神社の名称、宗教学法等の問題を解決しながら、憲法に抵触しないように改正しながら、法

奇特な学生であるということで文部省からそういう方々に対します。国の弔意の表し方といたしまして特別支給金を一件当たり七万円という金額を支払うことをきめまして、これは文部省からもうすでに遺族の方々にそういった特別支給金が行き渡っておるといふことでございます。そういう国から特別の弔意を表しまして支給金が出ましたもので、こういう事実に着目いたしまして靖国神社のほうではこれをお祭りして霊を慰める、こういうふうな措置をとったところでございます。

【四四二】第六十一回国会衆議院内閣委員会議録第四十三号（昭和44年8月5日）

（発言者） 藤田義光（委員長）

〔敬称略〕

○藤田委員長 この際、一言申し上げます。

昨日、当委員会に靖国神社法案が付託されました。この法案は、いろいろな意味で国民注視の法案であります。〔委員長、変だぞ〕と呼ぶ者あり。何ぶんにも審議の時間が全くなく、このまま本国会の委員会は終局いたし、問題は将来に持ち越すことになるわけであり。〔委員長、変だぞ〕と呼ぶ者あり。ここに幾多の遺族の心情を思い、国会の現状を考え、委員長として一言所見を申し述べておきます。本日は、これにて散会いたします。

【四四三】第六十三回国会衆議院内閣委員会議録第二十六号（昭和45年5月13日）

（発言者） 天野公義（委員長）

〔敬称略〕

○天野委員長（略）

自由民主党提案の靖国神社法案につきましては、各党からの御意見もありますので、理事懇談会の話し合いに基づきまして、閉会中も懇談会で協議を続けてまいりたいと思っておりますので、御了承願います。本日は、これにて散会いたします。

【四四四】第六十五回国会衆議院予算委員会議録第
九号（昭和46年2月8日）

（発言者） 田中武夫（委員）

佐藤栄作（国務大臣。内閣総
理大臣）

〔発言順。敬称略〕

○田中（武）委員（略）

次に、これは総裁として御所見を承りたいんですが、大石内蔵助ならぬ自民党田中幹事長を筆頭といたしまして、四十七士が連名をもって——これは、四党が話し合った上でということになっておったはずだが、それをあえて押し切って、今回靖国神社法案なるものを提出いたしております。これは選挙の一つの対策とも思いますが、そういう議論はやめます。いずれにいたしましてもこの靖国神社法案なるもののねらいは、靖国神社を宗教法人とみなさず、結局は国から、国庫からの支出を受ける、これがねらいであります。そういたしますと、憲法の財政民主主義あるいは特定の宗教団体というような条文とも多くの関連があります。いま私はその論議をいたしませんか、ほんとうにいま総理が答弁をせられたようなお気持ちであるならば、ひとつ、この際田中幹事長等を説得せられて、一応この靖国神社法案は撤回せられるようにやられたらいかかと思いませんが、どうでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 この靖国神社法、これにいろいろ意見がございます。宗教法人だから、さようなものについて政府がとやかくすべきでない、こういうような真正面から取り組んだ考え方もございます。また、もう一つは、何としても、国のために生命をささげた、という非常なそういう英霊というか、そういう方々に対して、われわれとしても何かするのが当然じゃないか、こういう非常な精神的なものもござります。私は、こういう問題であまり議論をしたくないと、かように思っております。そういう意味からも、与党だとか野党だとか、そういう立場だとか、あるいは宗教にいたしましても、キリスト教はどうだ、仏教はどうだ、何々教はどうだとか、それぞれの宗派でこういう問題を議論するという、そういうことこそ、どうも国に生命をささげられた方々の英霊に対しても申しわけのないことだと、かように私思っておりますので、この問題はぜひとも各党で十分話し合せて、しかる上でその問題の取り扱い方をき

めていただきたい、かように私は思っております。この考えには今日も変わりはありません。しかし、いま法案を自民党は出したからといって、それを一応取り下げて出直してこい、そうしたら相談に乗る、これは少し、あまり窮屈な考え方じゃないですか。とにかく、ただいま申し上げるような気持ちでこれは扱うべき国民的な課題の問題だと、かように私思っておりますので、そういう意味で、出過ぎた自民党のやり方について、これは私十分注意をいたしますが、どうかそういう意味で問題を取りかえないようにして、本来の本筋からどうか御審議を願いたいと思っております。

○田中（武）委員 問題をすりかえておるのはどちらかと言いたいんですが、私は時間があれば憲法を中心にして間違いであると、こういうことを申し上げたいのです。中には御用学者で、かまわぬという学者がおることも知っております。しかしそういうことはもうやめたいと思っております。したがって、この靖国法案については、これはもう各党の国対にまかせてもらいたい。（略）

【四四五】第六十五回国会衆議院内閣委員会議録第
五号（昭和46年2月26日）

（発言者） 和田耕作（委員）

愛知揆一（国務大臣。外務大
臣）

〔発言順。敬称略〕

○和田（耕）委員 あまり長い時間をおとりしましてもどうかと思っておりますので端的にお伺いしますけれども、いま大臣は三分類をされたわけでございます。日本の軍国主義の問題について、戦前の日本という一つのイメージが残っておるといって、戦前にあげましたけれども、これと関連をして、いま靖国神社国家護持法案というのが、ある強力な一部の団体の推進だと思えますけれども出ておりますが、この靖国神社国家護持法案というこの名前は、戦前の日本の軍国主義のイメージと二重写しになるような、そのような国際的な影響はお考えになりませんか。

○愛知国務大臣 この法律案の問題は、これは御承知のように、実は政党として取り上げている問題でもござりますから、私もその立場に立つて、結論的に申せばこれを支持する立場にござりますけれども、その趣旨とするところは、よく説明すれば、対外的にこれが過去のイメージに直接つながって、そして軍国主義を復活するというようなことにならないことは、私は十分説明できると思っております。先ほど第二にあげましたように、現実にはいまの日本の立場というものは、ほんとうに戦争なんということを考えていないわけで、憲法上も放棄しておりませんし、そして、徴兵もなければ海外派兵も考えられない、非核三原則もある、安保体制によって日本に降りかかる火の粉を未然に防止しようとしている立場でございますから、この姿の上に、一身を祖国の急にささげた方に対して、国家的に敬甲のまことをささげるといふことと、これはさい然と考えを違えているものではないか、私は、これは外務大臣としてもそう考えますし、また、この法案を支持する者としてさように考える次第でございます。

○和田（耕）委員 私は、この法案を審議する、それについて言っているわけではありません。いまの軍国主義という、一つの国際的にいろいろな形で広がりがつづつあるこの問題を、不必要に国内的ないろいろな政治のとらえ方によって刺激することをお

それているわけなんです。いま大臣がおっしゃるように、戦没者に対して、そのたいへんな犠牲をおなぐさめをする、そのために国家が、あるいは国民がこれを追悼をするということは必要だと思えます。と思えますけれども、そういうふうな国民的な一つの願いを、軍国主義のシンボルとしてすでに外国に定着しておられるようなことを、このような行事に使うということについて、外務大臣として、それはぐあいの悪い、なかなか説明しにくいことだ、がしかし、まあというような、そういう感じを——どういう感じを持っておられるかということをお質問しているわけなんですけれども……。

○愛知国務大臣 先ほど分類した中でも、私率直に申し上げましたように、たとえば憲法改正論議とか、そのほかの法令の問題なんかで、またそういうことを結びつけていわれるということ、私は積極的に情勢分析をして提起いたしているくらいでございますから、この靖国神社の問題につきましても、十分趣旨とするところがわかるように、過去のイメージに結びつかないようにするということは、政府といたしましても十分注意してやらなければならないと思えます。たとえば、これがはたして適当な例かどうかわかりませんが、また、建国記念日の問題にしても、取り上げようによれば、また、過去のイメージに結びつくというふうなこともいわれるかもしれませんが、この点については、先ほどいろいろあげました中にも、外国におきましても、特に取り上げてこういうわけだから——最近二月十一日もあったわけでございますが、特にそういうことについては、私は、海外情報その他で特に注意すべきことは見ておりませんので、これはやはり実態と、その実態の内容の正確な認識を求めることが必要であって、こうすればこうだろうということをおまわりオーバーに考えて、国内でやるべきことをやらずに済ませるといふのも、少しは遠慮がし過ぎることではないだろうか、こんなふうな考える次第でございます。

○和田(耕)委員 この問題をいま私は、軍国主義的な日本、こういうふうな外国のいろいろな取り方に対して、そういうふうな材料を与えてはいけないという立場でこの問題を取り上げたわけでございます。靖国法案、これはやがて何とかという動きもあるようでございます。この根本の問題は憲法問題ですね、日本の国内問題からすれば、この問題については、憲法二十条の問題、実質的にこれを変えていく問題というふうには私は受け取っておるわけでございます。この問題についてはこれは以上触れません。ただ、軍国主義のイメージをあらためて国際

社会に、特にアメリカとか西欧諸国に植えつけるような、このような一つの動きは慎むべきであると思はれます。そういう立場でこの問題についての外務大臣の見解をお聞きしたわけでございます。

もう一つの問題は、特にこれは与党が権力を握っているわけですが、最近、憲法改正の動きが与党の中にあると聞いておりますけれども、これは他の党の動きに対していろいろ文句を言う筋合いではありません。ただ、総理大臣にも中曽根長官にも、特に私はその問題について何回となくたざしたことがございましてけれども、そのたびに総理大臣も防衛庁長官も、憲法改正の意思はありません、少なくとも私の目の黒いうちはやりません、こういうことを言われまして、私は、それを真実の気持ちから言っているというふうな何回かの答弁を通じて判断をしておたのですけれども、この問題が日本の平和国家としての国際的なイメージを確立していくために一番大事なことなんです。いま外務大臣も、徴兵はしない、あるいは核兵器は持たないということをおっしゃいましたけれども、やはり基本は日本の平和憲法なんです。だから、平和憲法に対して、総理大臣も、政府の責任のある他の大臣も、憲法改正はしないということとをばつきりと言明されてきて、これは本会議の席上で総理大臣は何回かおっしゃったと思うのですけれども、この内閣委員会で何回かおっしゃったのですけれども、私はかなりしっかりとその問題の確認を求めたのですけれども、かなりはつきりとそれを言明されておる。こういう状態のものであるのに、まあその憲法改正の動きの内容はよく存じておりませんけれども、憲法改正という問題の中で、こういうふうな形のものをおまわりとていくというその国際感覚を私は疑うわけなんです。それは軍国主義の問題は、事実私はいわれのない誹謗が多いと思えます。特に中国とかソ連のほうは、いまでも二百五十万もの陸上兵力を持っている。あるいは二万八千機の空軍を持っている。核兵器を持っている。また、数千万の民兵といわれるものを持っている。そういうふうな国みずからが日本を軍国主義なんて言うことは、これはとんでもない話だと私は考えておる。しかし、そういうふうな状態でも、将来の問題として日本のこの経済大国という事実裏づけられて、しかも憲法を改正をする、あるいは靖国法案を出してくるというふうな、こういうかまえて対して、政府は一体どういうことを考えておるのか。つまり、平和なしには生きられないというのが日本の現在の状態である。これは総理大臣も愛知大臣も身にしてみれば

ていられると思えます。平和を欲する日本の国民のしあわせは、世界の平和ということなしには得られない。こういうような観点に立てば、憲法改正などという動きは、たとえそれは憲法のいろいろな条章については非常に欠陥もありましよう、ありましようけれども、こういう問題の政治的な意味というものを考えれば、平和なしには生きられない日本のこの状態を考えれば、それを基盤にして大臣は外交を展開しているという状態から考えれば、そういうふうな問題を軽々に出すべき問題ではないと思はれるのですけれども、大臣、どうでしょう。

○愛知国務大臣 これは問題を二つに分けてお答えをいたしたいと思いますが、第一段は、われわれ憲法改正ということをおまわりを全額考えておりません。のみならず、御承知のように私は、この平和憲法ということをおまわりを全額から申しましても、憲法改正ということはおまわりを全額から申しましても、

それからもう一つは、私もかつて憲法の問題については、実はずいぶん打ち込んで勉強したつもりでございますが、これは憲法改正ということがおまわりを全額から申しましても、再軍備の問題であり、こういうふうにとらえられるのが通例のとらえられ方でございますけれども、そうでない、たとえば憲法制定の手続等より着目いたしますれば、ほんとうに民主主義国における憲法というものは、ほんとうに何らの制約もない伸び伸びとした状態において、伸び伸びとした国民の手によってつくらるべきものが、ほんとうの民主主義の規範である憲法であるべきである。そういう立場にたちますと、できたときの経緯などからいって、欲が出ると私は思いますが、率直に申しまして、ですから、その内容がよりよきものであり、そして内容がよりよきものというものは、より平和的なものであり、そしてつくり方が真に民主的で、だれもが愛唱し得るような、たとえば文章にいたしても、もっと日本語というものは私よりよきもの、だと思っております。また、そういうふうな意味合いで、よりよきものが、将来われわれの時代におきましてでも、またすなおに考えられる時期が来れば、私はそれを期待したいと思はれます。その第二段のような意味合いにおきまして、政党が勉強するということならば、これは許さるべきことではないだろうか、私の私見はそうでございます。

○和田(耕)委員 これは与党の特定の個人ではなくて、与党の正式の機関が——政府の与党ですけれども、正式の機関がそう

いう決定をしたということは、これは重大ですね。政府はそういう試みはとられないということは言われまますけれども、しかし政府としては——総理大臣に聞くことですから、与党の一部の動きを苦々しく思っておることが言い切れますか、現在の段階で。

○愛知国務大臣 私はその取り上げ方、あるいは研究のしかたによると思いますので、ただいま現在どういふふうなこの問題に対するアプローチのしかたをしようと思っておるか、党内でどういふふうにやろうとしているかということも、もう少し確かめてみないうちは、私もコメントができませんのですけれども、私も、先ほど申しましたように、前々から憲法問題には興味を持っており、そして党内におきまして熱心に勉強したこともございますので、そのときのムードからいえば、先ほどいいましたように、再軍備憲法というようなことは考えていないはずであると、私はかように存じております。

○和田(耕)委員 いま一時の問題を取り上げまして、つまり外国で軍国主義の問題についていろいろな宣伝が行なわれる。しかしそういう実情は、少なくとも現在においては、外国でいわれるようなおそれは少ない。現在はない。将来としてもかなり少ないようにしていかねばならない。その一番の中心の問題は、やはり現在の平和憲法というもの、その基本的な点を、まぎれもない形で国の行政の責任者は明らかにしていくということに根本がなければなりません。その憲法の問題を事実上違つたものにするような試みに対しては、政府としては非常に気を配った対策が必要だと思えます。そういうふうな意味で、靖国法案の問題もそうですし、与党における憲法改正の動きもそうですし、そういうふうなものが憲法の実質上の改悪に連ならぬような、ひとつ真剣な御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

【四四六】第六十五回国会参議院予算委員会会議録
第五号(昭和46年3月2日)

(発言者) 植木光教(委員)

佐藤榮作(国務大臣、内閣総理大臣)

〔発言順。敬称略〕

○植木光教君(略)

それから、ひとつ靖国神社の問題についてお聞きをいたします。二月の十二日に、総理は日本遺族会の青年部の諸君十二名に院内でお会いになりました。その青年たちから伺ったのであります。総理は、靖国神社法案の審議を促進してほしいというのに対して、よく承知をしている。しかし無理押しではなく、国民の総意で通したい。他の政党にも陳情してほしいと答えられたと聞いております。靖国神社法案は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式、行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的としておりますが、憲法上の問題、宗教上の問題等により議論が対立し、すでに国会で二回廃案になっております。本来国民の尊崇の対象であるべき戦没者の慰霊の問題が政争の対象になることは絶対に避けなければならないと思えます。総理が戦没者の遺児にお話しになりましたように、無理押しではなく、国民の総意で解決すべき問題だと思ふのであります。国会に提案をされながら、審議にも入らないで廃案になるということに遺族の人々は大いに不信を抱いております。その悲しみと失望はきわめて大きいのであります。総理はこの不信と失望をどういふふうにして解消すべきだとお考えになりますか。総理あるいは党の総裁として、反対闘争本部をつくったりあるいは法案の撤回を主張しておられる野党に呼びかけてこの問題を虚心に話し合つて、党派を越えて戦没者の慰霊の問題をどう解決すべきか、話し合いの機会を持たれるのも一つの有力な方法ではないかと思ふのであります。お考えと御決意を承りたいのであります。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま植木君が御指摘になるように、これは一党だけできめるような問題ではないだろう。国に殉じた英霊、これを祭るといふこと、そういう意味の事柄でございますから、超党派的にやはり話し合つて、そうして一党一派の

政策的な考え方でこの問題を扱わないこと、これが何よりも大事だと思ひます。そうしないことには、英霊に感謝するどころか英霊を傷つける、こういうことにもなりますので、そこで十分話し合うことが必要でございます。私自身も、そういうような意味で幹事長にもいろいろ話をして、実行の実をあげるようにたいだいましておるわけでございます。私は、問題が問題でありますだけに、これは何度出ましても同じことではない、その間に機は熟すると、かように私は考えておりますので、各党の方々にもよくこの実情をお話しして、そうして成案を得るよう協力をお願いするつもりでございます。ただいまのところはそれだけでございます。

○植木光教君 ひとつ総理にリーダーシップをとっていただきたいということをお願いいたしまして、次に内政問題についてお聞きをいたします。

(略)

【四四七】第六十五回国会衆議院外務委員会議録第七号（昭和46年3月11日）

松本善明（委員）
愛知揆一（国務大臣、外務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○松本（善）委員 さらにお聞きしますが、この国会で靖国神社法案が自由民主党に所属する人たちから提案をされております。これについての外務大臣の考えはきわめて重要だと思っておりますが、この法により「戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする。」しかもその目的を達するために、創建由来の伝統に顧みつつ、業務を行なうことになっております。これは憲法の自由やその他の問題としても論じられていますが、それは一応おくとしまして、これは私は太平洋戦争をはじめとする明治憲法下における諸戦争の正当化であり、軍国主義復活の象徴といわれてもやむを得ないものではないかと思いますが、この点について外務大臣のお考えを伺いたいと思います。

○愛知国務大臣 それはちょうどお話が出ている徴兵の問題等々と大いに関連があると私は思います。帝国憲法の時代に徴兵制度のもとにおいて戦争にかり立てられて戦没した方は非常に多いわけでありませぬ。そういう方々に対して敬申の誠をささげるといふことはわれわれ国民として当然のことではないかと思えます。ただそのつくり方あるいはその組み立て方などは非常に大切なことであって、それらについては周到な配慮をしなければならぬと思えますけれども、私のいま申しましたような気持ちは、歴史を持ち、伝統を持つ各国それぞれのやっておりますことであって、これは共産主義の国であろうが何であろうが同じようなことではないかと思えます。共産主義の国であるソ連におきましても帝政時代の兵士あるいはその当時の將軍といふような人たちに對しても、国に殉じた人として、いろいろの方法はありましようけれども、敬申の誠をささげることを見まして、非常に感激したことも覚えておりますが、これはいづれの国を通じてもそれぞれ周到な配慮のもとに、方法論はいろいろ考えなければならぬと思えますけれども、私は当然

のことであろうと思えます。

○松本（善）委員 戦争の犠牲者として扱うかどうかということはまだ別問題であります。この靖国神社は維新のとき以来のいわゆる賊軍といわれるような者は祭っていない。やはり正當な戦争によって死んだという人が祭られているのがいままでの歴史であります。そうすると間違つた戦争、ここでいえば「偉業」といふ、「その事績をたたえる」あるいは「英霊」といふそういう考え方ができるかどうか。あるいは場合によれば外国からいうならば戦争犯罪人と目されるという人たちも祭るといふ問題も出てくるかもしれません。そういうことが文字どおり太平洋戦争その他の侵略戦争の美化ということになりませんか。

○愛知国務大臣 ですから、私はいま申しましたように、そういう点については周到な配慮をいろいろの方法について十分考えなければならぬと思えます。ですから、靖国神社法というようなものについても国会の御審議の際に十分いろいろと慎重に御審議をいただければよい結論が出るのではないかと私は期待いたしております。

○松本（善）委員 もう一つ伺いますが、太平洋戦争を美化するということは、わが国の憲法の基礎をゆるがすということに私はなると思いますが、その点について外務大臣の見解を聞きたいと思えます。

○愛知国務大臣 太平洋戦争を美化することとそれのこととは私はまた違ふのじやないかと思えます。したがって、そういうふうにならない。あるいはもつと突き詰めていけば軍国主義の復活とか戦争肯定とかいうことにならぬような平和日本らしいやり方をユニークに考えなければならぬまい、かように私は考えます。

○松本（善）委員 私は、戦争犠牲者の霊に報いるという道はただ一つ、二度と侵略戦争を起こさない、侵略戦争には協力しないという政治をやっていくことだと思えます。この一番重要な、私どもの日本の歴史の中で初めての敗戦という経験を今後の政治に生かしていくとすれば、私はそういう道以外にないと思えます。この点についての外務大臣の意見を聞きたいと思えます。

○愛知国務大臣 太平洋戦争の反省もその一つでございます。うし、それだけではこれからの日本の平和国家としての建設には不十分な点もまだまだほかにもあるかと思えますけれども、太平洋戦争という戦争の肯定ということの考え方があつてはならないと思えます。

【四四八】第六十五回国会参議院予算委員会第四分科会（科学技術庁、文部省、厚生省、労働省及び自治省所管）会議録第三号（昭和46年3月25日）

小柳勇（委員）
安達健二（政府委員、文化庁次長）

遠藤文夫（説明員、自治省行政課長）

坂田道太（国務大臣、文部大臣）

保利茂（国務大臣）
〔発言順。敬称略〕

○小柳勇君（略）

そこで、伊勢神宮の式年遷宮が昭和四十年にあるようであり、私どもの郷里ではこういう袋が市の広報と一緒に町内会長の手で各戸に全部回つてきているわけです。これは奉賛会の募金袋でございます。これは右お願ひですと書いてありますが、総目標が四十二億円、福岡県の目標額が四千八百万、私のほうの地域の目標額が二百五十万というところで、この奉賛会の福岡県知事の亀井光——現職であります、裏のほうには趣意書が書いてございますが、これで町内会の金を集めるわけです。おそらくこれは私どものところだけではなくて全国的にこれが展開されておられるかと思いますが、このことについてまず文部省として掌握しておられるかどうか聞いてみます。

○政府委員（安達健二君） 御指摘のとおり伊勢神宮が古来から二十一年目ごとに内外宮の御正殿の施設をつくりかえる、いわゆる式年遷宮を行なうということが、終戦後、神宮の国家管理が廃止されたためその費用は国民一般からの寄付を中心にかかるといふことで、次回の四十八年の第六十回の式年遷宮につきまして財団法人伊勢神宮式年遷宮奉賛会というものが設立されまして、総経費四十億のうち約半分の二十億円の募金を行なうということになっておられるわけでございまして、その奉賛会は文化庁のほうで認可をいたしました財団法人でございます。この奉賛会が各都道府県に地区本部が設けられておりまして、この支部組織が中心に行なわれているというところは承知いたしておるわけでございまして、御指摘のございました現職の知事で地区本部長という形になっておられる方が現在のところは二

十二道県でございます。ただこの場合はあくまでも知事というのではなくして、私人たる個人としてその職についておられる、こういうように私どもは承知いたしておるわけでございます。

○小柳勇君 いま県で、四十六都道府県の半分ですね、二十二の県知事が、しかもこれが長になっているんです。神社庁は福岡県神社庁ということになっておりまして、県庁と一緒にこのことだ、そこでその本部長が亀井光だからこれは県から出ていって、県に問い合わせたら、いや私のほうじゃありません、それは宗教法人です、と言うのです。本庁とか県神社庁ということ自体からまぎらわしいのでありますが、いまおっしゃったように二十二道県の知事が本部長として金を集めておる。個人といいますが、いま選挙の最中に県知事の名前で集めますと、個人のほうは個人と思わないんですね。県知事さんが出したんだらうということで、町内会長さんも集めて歩いておられるんですよ。このことについて自治省として掌握されておられますか。

○説明員(遠藤文夫君) 福岡県につきまして、知事が個人として奉賛会の会員になっておるとい話は聞いております。そのほかの点につきましては、いま伺いましたところでございませぬ。

○小柳勇君 全国的に募金活動が四十二億円目標に展開されておると思いますが、各県の実態についてお調べになったことございますか。

○説明員(遠藤文夫君) ございません。

○小柳勇君 県知事を本部長にしまして、まあこれは一つの例ですけども、町内会が募金運動やっておるのにこれを野放ししておいていいのでしょうか。

○説明員(遠藤文夫君) 実は、町内会というものは御承知のように現在住民が自主的に集まっている自治の会合でございます。別に地方団体の組織でも何でもございませぬから、町内会がどういふ活動をしているかということにつきまして、一一私どもが何といたしますか、立ち入るといふこともどうかと思われましますし、それから御指摘の知事さんの個人としてのいろいろやはり、知事さん個人としていろいろ宗教という信仰を持たれる方もあるわけでありませぬ。その知事さん個人の宗教的活動問題の面を、私どものほうから一々立ち入るのいかかということとで、現在この問題につきまして、私どものほうで直接立ち入るといふことはしてないということでございます。

○小柳勇君 私も、やっぱり戦前からの神崇拜のあれがおりますから、矛盾を感じてこなかったわけですね。伊勢神宮のお金を集めるとか、神だにあげるあれがきますが、ちっとも不思議

でなくやってきましたけれども、選挙のさなかだからよけいそれを感じたかもしれませんが、県知事の名前で町内会長が募金してやる。そしていまぼつと思ひ出しましたのが去年の正月に総理が閣僚と一緒に伊勢参りをしておられます。国民も総理大臣が毎年伊勢神宮に参拝するのはあたりまえだという印象もあるのじゃないかと思ひましたね。それで過去ずっと調べてみましたら、昭和三十年の一月五日に鳩山総理が奥さんと二人、神前のお参りの姿が小さく出ております。三十二年一月五日に石橋湛山首相がお一人お参りしておられます。これは小さく出ておりますが、ところが昨年佐藤総理のやつはこんなに大きく出ておられて、わざわざ各新聞社から記者が向こうへ行かれまして、わざわざ伊勢神宮で記者会見をされている。だからよけい新聞に出たかもわかりませぬね。こういうものが自然と伊勢神宮というものは、国民は総理がこんな行つて閣僚と一緒ににお参りになるのはあたりまえだ、というふうに出ておる。私自身も、私自身がやっぱりそのように思うようにして、憲法では宗教的な活動は国及びその機関は一切禁止してあります。これは非常にすれすれのところだろうと思ひますけれども、国全体の目標を定め四十二億円の奉賛会の資金といふ、あるいは総理が正月に伊勢参りをされる、こういうことといふ、これは特殊な活動になるのではないかと私は思ひます。ですから、まず文部大臣から見解を聞きたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) まず伊勢神宮の遷宮の寄付金の募集でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、個人たる資格で行なう。それから奉賛会本部に聞いてみましたところ、地区の本部事務局長会議等で誤解を招くような方法は極力避けまして、たとえば町内会の割り当てをする、そういうものはないわけでございますけれども、事実上あるような……、そういうものに割り当てをしないように、そういうような指導は本部で十分いたしているというように、私どもの調べましたところでは、そういうことになっておるわけでございます。それから憲法におきますところの第二十条の「国及びその機関は一宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」というのがございます、二十条の第三項にあるわけでございますけれども、私ども承知いたしておるところでは、いわゆる伊勢神宮というのは皇室の祭祀のところでございまして、その場合には、おそらくもちろん個人的な資格において正月にお参りになるというところで、憲法と直接関係はないと私どもは承知いたしておるところでございます。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま安達次長からも申し上げましたが、私も総理大臣が個人的に伊勢神宮にお参りになるということはさしつかえないというふうな考えております。

○小柳勇君 憲法二十条に二つの面がありまして、一つは「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」これが伊勢神宮から見た場合ですね。そういういたしますと、総理が閣僚と一緒に、しかも、新聞記者多数の人と一緒に参りされることは特権ですか、それがまず一つ。それから「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と書いてありますね。これは、たとえば、総理は国の機関でございますから、その総理が閣僚と一緒に堂々とお参りされるということは——もちろん個人では信教は自由です、二十条は信教の自由がたてまえですから。しかしながら、それはやっぱり宗教活動といわれても、これは逃げられないのではないかと思ひます。官房長官にはお忙しいところをわざわざ来てもらったんですけれども、もちろん、費用はみなプライベートなものなんでしょう、大臣は。しかし、随行の秘書官以下の方々は公的出張として公費も出ておる、これは会計検査院で調べてみました。だから、その資格は総理大臣は個人でありまして、随行の方などは公務出張です。もし、個人でありまして、総理ですからやはりこれは純然たる私の旅行でありますとは言えないでしょうね。あれだけ大げさに新聞記者の皆さんと随行員の皆さんを集められて一個列車借り切りのようですから、それをいって、これはプライベートな信教の自由でございますとはあまりにも大げさではないかと思ひますが、官房長官いかがでございますか。

○国務大臣(保利茂君) 総理大臣が正月四日に伊勢参りをされると、私も昨年一緒に子供を、たまたま総理も行かれるというので、私も久しくお参りしてないし、自分の気持ちを洗い直したいというような気持ちからたまたま行かれるということだから一緒に参りました。これが一体宗教活動になるものではないでしょうか。一国の行政の最高責任者として、ほんとにたいへんな任務を帯びておるわけでございますから年が改まると改まらなくても平常そうでなければならぬと思ひますけれども、とにかく年が改まると同時に、心を新たに責任を果たしていきたい、やっぱりお互い、小柳さんはどうか知りませぬけれども、心の何とないまま、小柳さんはどうか知りませぬけれども、心の何とないまま、小柳さんはどうか知りませぬけれども、大きな何ものかに、まあそれは天地自然と申せませぬけれども、そういうものにみずから誓いを新たにしたい

任務を全うしていきたい。私は、総理の心境はそういうことだと思っております。したがって、これは国民の皆さまからも許されてしかるべきだ。しかし、もし、大いに皆さんひとつ伊勢参りをしなさいよとか、あるいは伊勢神宮に参拝をすべきであるとかいったようなことを総理が言われておられるというようにことであれば、これは問題だろうと思わなければならない。ただみずからの気持ちを引き締める、任務に照らして引き締めるという意味から、私も、実はそういう気持ちでお参りをいたしたわけでございます。したがって、このことはお許しいただけるんじゃないだろうかと思っております。

それから総理大臣は、私もそうでございますけれども、昨年参りましたときに秘書官が一緒に行ってくれております。おそらくこれは公務出張となつておられると思ひます。私には内閣官房長官としての任務がございます。したがって、どこにおりましたも、その任務上、任務を遂行していく上に連絡の必要も起る、こつちから用が起るのではなく、外のほうから起るものから、こつちから用が起ることで総理大臣を助ける、あるいは各事務大臣を補佐するという立場におられる方々は、その連絡のために随行されることは許されることであらうかと思ひますが、それはあたかも——総理があるいは軽井沢に静養される、あるいは鎌倉に静養されるときに必ず秘書官についていてもらわなければ私も困るわけでありませぬ。そういう意味において出張をいたしておる、私はそういうように理解をいたしておる。この点では大体小柳さんも御了解、御理解いただけるのではないかとと思ひます。

〔主査退席、副主査着席〕

○小柳勇君 心情的には理解できるわけですが、ただ、さつきおつしやつたように、神社が国家管理を離れたに伴い、昭和二十一年二月三日、全国神社の総意に基き、伊勢神宮及び神社の包括団体として設立された神社本庁でしょう。そこで、宗教法人であることには間違いない。その宗教法人に公の総理が閣僚と記者の皆さんと一緒に参りをされると、これは純粋なる個人の信仰活動だけではないとみてもみられるのではないかと、その思ひます。その点をきよう問題にしているんですが、さつきおつしやつたように、前の続きであります、日本のいまの憲法は、——たとえば神道と宗教法人、しかも日本の神道というのは一つの宗派でしょう。その信仰というものが政治に結びつかないよというものが憲法の精神です。そういたしますと、い

ども、公の、もうほとんど実質的には公です、総理が盛装をしてお参りになるわけですから。それを年々繰り返すことによつて、これはもうこの宗教活動はあたりまえのようになってしまふわけですね。だからこの奉賛会のお金だつて当然のことだといふので、国民全部がやるべきであるという印象になつてくる。私は理解して、これを問題にしているわけですね。これは憲法の精神からいまの信教は自由である、自由に信仰しなさいという立場から言いますならば、総理の行動としては完全に個人の信仰とだけ言えないのではないかと思ふわけですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（保利茂君） 私は、その袋の話はいま伺つたばかりでございますが、どうもあなたは総理が伊勢参りをされるということと袋との話を結びつけられて、少し飛躍が過ぎていゝのではないかと感じをいたしております。というのは、総理はただ年頭に於いて自分の気持ちを引き締めて、そうして任務を達成するという誓いを自分の心に誓へばいいことです。それはやつぱり形の問題もありませんから、お参りをされる。そうでない方もおられます。また、吉田さんのようにお参りされなかつた方も、私官房長官をしておりましてから知つておられますが、おいでにならなかつた方もおります。しかしまた、佐藤総理のように、いま問題になつております靖国神社に参る、あるいは伊勢神宮にも参る、自分の世田谷の氏神様にも参られるというよ、そういうよ、人それぞれ同じ総理大臣でもそれぞれ何がございませぬ、それをお前はそのこに参つてはいけません。それはお前も総理大臣としての行動といふものはよしんばどうでありませぬとも、常時総理大臣であることに間違いございませぬから、したがって、それだけの影響力といふものは常に考えていかなければならぬと思ひますけれども、一國の総理大臣といへども、年頭に於いて心を新たにして国務に邁進するといふことをするよなことは、私個人としてはけつこつなこつじやないかといふよな思つております。それを袋のことと結びつけられると、これはちよつとどういふ種類のものかわからぬものから、私ちよつとお答えいたしかねるのございませぬけれども、ただ、小柳さんは新聞等をお広げになつておりますから、何かえらいにぎやかににして、そこで大宣伝でもやるよなお話でございますが、これはひとつ当節の発達した、これはいい姿かどうかわかりませぬけれども、わが国現在のマスコミの状態、発展、発達の状態からしまして、何も

一緒においでくださいと言つておられるわけでもなし、大ぜいの方が一緒に見える機会を便宜をはかつて、一般の問題について語り合ひをされるという機会を持つておられるというだけでございませぬから、これも総理にいかぬじやないかと言われても、これはいたし方がないのじやないかという、私はどうもそういう感じがいたしませぬ。

○小柳勇君 やはり結びつく、だから私は問題にしたわけですが、何にもいまだ感じなかつたのか。感じないわけはない、こんな新聞を見て。しかも、内宮、外宮に正式に参拝されたこと書いてある。だから、新聞記者の皆さんだつて正式な参拝とみなす。そう書いてある。それから、これも町内会からきたものですか、公式の「市政だより」と一緒に今度はこれももらいにこられるわけですね。そうすると、千円なり百円なり入れておきましよう。今度はまた全国から集まるでしょう。しかも、それに県知事が代表者の本部長ですから、これは私も県に聞いたわけですね。これは秘書官が個人のものでしようとおつしやるから個人のものでしよう。あるいは本人何も知らぬかもしれないけれども、二十二の道県で県知事が本部長になつていらつしやると聞いておりますから、国民の皆さんもちよつとふしぎでなくなつておられます。正式に総理がお参りし、片方は町内会から千円の金を集めてきた。そうすると、これは国のお宮であるといふことになつてしまひませぬ。しかも、これは終戦後の日本国憲法と違ひやしませんかと、このことを言つておられるわけですね。感情的にはわかりませぬ。何も総理がお参りしたのが憎いでも何でもないのでございませぬ、そんなものが自然と、伊勢神宮は国の神さまである、近い将来、これは奉賛会よりも国でひとつ予算を出しなさいといふことになつてもいい。そういうものを感じたからきよう問題にしたのでございませぬ、決してお参りしたのが憎いのでございませぬが、ただ自然と、靖国神社法でもまた問題になるでしょうけれども、自然と国民感情の中に、お伊勢さんはこれは国の神さまであるといふことになつてしまつたよな気がしたものですから問題にしたわけですね。

そこで、二十二の道県に対しては、自治省として、もうこれでやむを得ぬ、これは個人のだからしやうがない、こういうことでお済ましになるつもりですか。

○説明員（遠藤文夫君） やはり知事さん個人の行動を私のほうで一つ取り上げてすることはどうかと思ひます。現在のところ、特に、私のほうからとかく申し上げる筋合ひではないよな考えております。

○小柳勇君 これは吉田主査から回ってきたレポですけれども、二十三日に自治大臣は、公務員、地方公務員としては好ましくないと答弁したと書いてあるのです。あんな御存じないかもしくないけれども、少し答弁が無責任過ぎるような、課長さんだからそれは答弁できなければこの問題は保留しますよ。

○説明員(遠藤文夫君) 大臣の何か答弁がどうなっておるのかでございませうけれども、御趣旨は帰りますして、どのようになつておりますか調べまして、上司と相談いたします。

○小柳勇君 自治省にも質問通告はしておつたにもかかわらず、福岡県だけをお聞きになつておるようでありませうけれども、各県に、二十二の道県がどのようにやつているか調べてください。また質問しましょう。

それから官房長官、また、来年のお正月もありませんが、神社、伊勢神宮というものについて決して私ども、尊敬するということとは少しも変わりません。私が申し上げましたように、そのお伊勢さんだけが国の神さまみたいな印象を自然とそれが植えつけられていられる面では、お伊勢さんとしては大きな特権を与えられたようでありませうし、総理としては、自分ではそうではないけれども、やはり政治活動に近い行動をしておられるといつても過言ではないと思ひます。したがつて、また正月がまいりますけれども、官房長官としていままでどおりちつともかまわぬという気持ちでございませうか、以上お聞きします。

○国務大臣(保利茂君) 私は、あけすけに申し上げますけれども、私どもがおすすめて総理がお参りにいかれるわけではなないので。また同行しておる閣僚を、総理が誘つて行かれたわけでもなし、これは総理が一月四日に伊勢参りをされる。それから一月七日には鎌倉の鶴岡八幡宮にお参りされる。五日にはたしか明治神宮や世田谷の神社等にお参りされる。総理の日程の予定表に書いてある。伊勢神宮だけにお参りをされてはいるわけではなしに、総理としては年頭にあつて、いやが上にも心を清めて、また引き締めて国務に尽瘁しなければならぬということとでやつておられる。私は純粹にそう見ております。したがつて、その行為を、これは宗教活動にわたる、そういう誤解を持たれたいへんでございますけれども、そうでない限りにおいて、これは小柳さんからでもそんなことをやめたらどうかというようなことは、どうも私はよい言ひ切りませぬ。またその限りにおいて、少なくとも、年頭にあつてそういう気持ちで新たにしよつたということについて、それは人さまさまの気持ち

がございませうから、やはりその人々の気持ちというものは尊重されなければならぬのじゃないかという意味からして、やめさせたらどうかというような、端的なところをそうじゃないかと思ふのでございませうけれども、私は、ようそうは言うことは言い得ないと思ひます。

○小柳勇君 この式年遷宮というのは、二十年でまいりませう。また六十八年——四十八年がそのようですから六十八年ですけれども、そのときに日本の姿がどうなつておるかばかりませんが、ただ、きょうこの予算委員会第四分科会で私が問題として取り上げたということについては御記憶してもらいたいと思ふのです。そして、でき得べくんば、こういうような大名行列になりませうように、ほんとうに総理がみずからえりを正して、自分のよりどころとして伊勢神宮にお参りされることはだれもとめることはできないでしようが、もちろんけちつけることはできないでしよう。ただ、ここでこの予算委員会分科会で問題になつたことは官房長官は御記憶してもらいたい。

○国務大臣(保利茂君) 十分記憶しておきます。

○小柳勇君 自治省のほうにはもう一回重ねて申し上げておきます。私は質問通告しておきましたから、もう少し各県の実態なり、あるいは全国的にどういふふうな姿で発展しておるぐらゐは調べてもらいたかつたのですが、きょうは聞くことができませんでした。したがつて、機会があればまた聞きたいと思ひますから、この発言の問題を——吉田主査おりましたから、レポだけ持つてまいりましたから、私のほうも調査いたしますから、大臣がどういふ機会にどういふことをお答えになつたかお調べください。二十三日自治大臣が、公務員、地方公務員としては好ましくないと答弁したと書いてあります。お調べください。(略)

【四四九】第六十五回国会衆議院社会労働委員会
録第十五号(昭和46年3月25日)

(発言者) 渡部通子(委員)
中村一成(政府委員、厚生省
援護局長)
内田常雄(国務大臣、厚生大
臣)
【発言順、敬称略】

○渡部(通)委員(略)

それから戦没者の慰霊碑等の建立の計画等がございましたら、この点お示しをいただきたいと思ひます。

○中村(一)政府委員(略)

その次に、海外におきます慰霊碑等を建設する計画がないかという御質問でございますが、私どもは千鳥ヶ淵に戦没者の墓地を戦後つくつたわけでございますが、海外におきましても、海外戦没者のための慰霊碑というふうなものもをぜひ政府の力において建設したい、こういうふうな考えをしております。しかしながら、これも慰霊碑をつくります場所のあるところの国の了解の問題もございませう、また将来できましてあとの慰霊碑の管理の問題もございませう、したがつて、この建設につきましてはただいま慎重に検討を重ねておりますが、できましたならば主要なる地域におきまして何カ所かに慰霊碑を建立したい、こういうことで現在いろいろと関係の、たとえば外務省等とお互いに意見を交換しておるといふ段階でございます。

○渡部(通)委員 いま主要なるところについて仰せてございませうが、具体的に土地の候補はあがつておりますか。

○中村(一)政府委員 これは慰霊碑をつくらしていただく相手の国とのいろいろな交渉もございませう。こちらのほうで押しつけがましきつからせろと言つわけにもまいりませぬので、これはやはり慎重に運びまして、相手の国の事情あるいは国民感情等も十分参酌いたしまして慎重にやりたいと思つておりますが、私どもとしては、場所としては数カ所あるいはもうちよつとふえますか、そのくらいの程度の主要なる地域にはぜひ慰霊碑をつくらしていただきたい、こういうふうな考えております。

○渡部(通)委員 もう一点、戦没者墓地の管理についてお伺ひいたしますが、今度環境庁が設置をされますと、いまの千鳥ヶ淵戦没者墓苑等は環境庁の所管に入ることになりますか。

○中村（一）政府委員 現在国会に提案されておりますところの環境庁設置法によりましては、そのように予定されております。○渡部（通）委員 こういった無名戦士の墓苑等をつくるということは、私はたいへんけっこうなことだと思っております。ことしも新たに九千体の納骨がここに行なわれる、こういう話も伺っておりますし、国家的な拜礼行事等もいまままで続けられてきておりますから、そういう行事目的、内容からいいますと、環境庁というよりはやはりこれは援護局が管理をなすつたほうがいいのではないかとというような意見もありませんが、この点に対する御見解はどのようにございましょうか。

○内田国務大臣 援護局長の説明が不十分であったと思えますが、地主としての地位は環境庁に移りますが、あの無名戦士の遺骨の管理の業務、お祭りをする仕事というものは、当然それは厚生省援護局の仕事、こういうことでございまして、地主さんとしての地位が環境庁に移るだけとお考えいただけいたほうが——またそういう考え方でおるのでございます。

【四五〇】第六十五回国会参議院予算委員会会議録
第二十二号（昭和46年3月27日）

（発言者） 向井長年（委員）

佐藤榮作（国務大臣、内閣総理大臣）

古池信三（委員長）

【発言順。敬称略】

○向井長年君 最後に、これは総理にお伺いいたしますが、いま、この国会に靖国神社法というのが議員立法で出されております。これ、毎年毎年、これ四回出されましたか、四回出されて、廃案になっておるわけです。で、これに對しましては、国民の中にも、あるいは各党の中にも、あるいは自民党の中にも賛否両論があると思うのです。先般この委員会において、総理は、そういうものは十分国民の理解の中からもやるべき問題であつて、無理押しすべきではないと、こう言われました。非常にこれはけっこうなことだと思つて、私の考えをいいたしましては、過去、あの戦時中に、自分の意思ではなくて、国の要望に従つて、そして戦地で殉職された、こういう諸君を国が祭るのはあたりまえですよ、これは、国が祭るといふのは、これは基本的にそれに反対する何ものもないと思つて、ところが、現状では、憲法の二十条なりあるいは八十九条に抵触するおそれ非常に強いと、こういう中から賛否両論が出て、それでしよう。したがつて、私は、こういう問題についてせつかくこの提案でございませうけれども、そういうものを政争の具に供したり、あるいはまた、たなざらしにして廃案にするようなことは、これは英霊に對して、英霊を冒瀆するものじゃないか、こういう感じを持つのですよ。したがつて、われわれは、この問題については、あの問題は靖国神社は靖国神社でそのまま置いておきなさい、そこで、英霊を国が祭るといふことと、それから国民感情にこたえるということと、あわせて遺族にもこたえると、こういう立場から英霊を顕彰し、そして再びこういう間違いを起すことはないぞという平和祈願の祝日を私は制定すべきだと、国の行事として、これは宗教団体じゃありませんよ。たとえば、武道館で年に一回、八月十五日なら八月十五日に英霊を顕彰しよう、そして再び間違いを起すことはないぞということと平和祈願をやる、こういうことで国の行事として、まずやる、そして、国民はこぞつてその当日は休日にして、

そして英霊を祭り、あわせて今後の平和祈願をしようという、こういう形の法案としてこの国会において成立さすほうが私は望ましいのではないかと、それであるならば各党ともおそろく反対はしないであろうと、こう私は思うわけです。したがつて、そういう点について総理の所見を聞きたいし、また、事実そういう形がなされるとするならば、やはり政府みずからこれに取り組んでもらいたい、こういう要望も含めまして総理の所信を聞きたいと思つて。

○国務大臣（佐藤榮作君） たいまのは、まあ八月十五日、この前の終戦の日、これを記念しての、昨年でしたか、武道館における記念行事、陛下のお出ましもいただいて、私、たいへんに盛大に行なわれたと、かように思つて、だから、その八月十五日、それを一つの祭日にするということ、そういうことについて異を唱えるものではございません。しかし、私は、やはり勝つた場合には、勝つた過去の場合には全部靖国にお祭りされている、しかし、どうも今回の敗戦の場合だけは靖国に祭られない、これはいふんひどいことではないだろうか。そうして、生きていた人たちからいろいろ議論をされる。素朴な感情からいつたら、同じように国のために命をささげた人たちは、戦争の勝ち負けにかかわらず、当然祭らるべき筋のものではないのか、それが憲法違反その他というような議論があるから、そういう点をよけた今回の法案を提案している、これがいまの現状でございませう。その点では、いま向井君の言われるように、無理やりに出され、召集に應じて、そして外で、また内地で命を失つた、そういう方を祭ることについて、だれも反対はない。ただ、宗教法人的な見方からいろいろ議論がある、こういうような御指摘でございませう。私は、それらの点を十分ひとつ話し合つて、こういうものは超党派といひますか、一党一派にかかわらず、全体がやはり祭る気持ちにならないと、英霊もなかなか満足がいけないんじゃないかと、ある党は賛成だが、ある党は反対だ、こういうようなことでは、命をささげた方も安心されたいとか、安らかに眠れない、それがいまの状況ではないだろうか、かように思つて、たいへん私の考え方は素朴な考え方であります。いままでの戦争に勝つたときの場合にはみな祭られて、負けたときだけ祭らないのか、こういうような感じがどうも残つてはいないか、かように思つて、私は、今回のほうがより苦しい戦いをしただけに、われわれとだろつか、かように思つてありまして、いまの八月十五日の

問題は、これは別の問題として考えればいい、かように私は思っております。だから、いま靖国神社法案として御審議をいただいているものと八月十五日の問題は、これは別の問題として取り扱うべき問題ではないだろうか、かように思っております。

○向井長年君 総理、幾らそう言われましても、国民の中にも、やはりこの問題については非常に大きな意見があるわけですか。

また、この国会の各党内においてもあるわけだ。だから、そういうことで何ぼそういう総理の意思であつたところで、これはやはり問題点を残して、今国会でおそらく——採決で自民党が多数とつてやるといえば別ですよ、そうじゃない限り、それはやりたくない、そんなことをやったら英霊を冒瀆することだと言われておるんだから、そうなれば、これはまた通過しません。そうすると、またたなざらですよ。三回、四回、五回と、たなざらしするということは、かえつてこれは国民感情にこたえる道ではないし、英霊を冒瀆するものである。あるいは、場合によっては、これを政争の具に供するような状態も若干ないとは言えない。だから、そういうことはいけないから、かわる問題じゃないけれども、それはそのままにして、靖国神社は現在の宗教法人としてやりやいいじゃないですか、現在やっているんだから。そこで、国民感情なり、それにこたえる道で別な方途も考えられるのじゃないか、そういう立場から、私は、いま言いました祝日、英霊顕彰と平和祈願、この日を国家的行事で、いまやつておるあの問題じゃなくて、国民全般がそれに参加してやり得るといふ——みな東京に集まるというわけじゃありませんが、そういう一つの方途を講じて、あの問題はケリをつけることが最も望ましいじゃないか、こういうことで私は申し上げたんで、ひとつ早急に検討をいただきたいと思ひます。いかがでしょうか。

○委員長(古池信三君) 以上をもつて向井君の質疑は終了いたしました。(略)

【四五二】第六十五回国会衆議院内閣委員会議録第三十一号(昭和46年5月24日)

(発言者) 天野公義(委員長)

佐藤文生(委員)

〔発言順。敬称略〕

○天野委員長 次に、田中角榮君以外四十六名提出にかかる靖国神社法案を議題といたします。

靖国神社法案

靖国神社法

目次

- 第一章 総則(第一条—第九条)
- 第二章 役員及び職員(第十条—第十八条)
- 第三章 評議員会(第十九条—第二十一条)
- 第四章 業務(第二十二条—第二十四条)
- 第五章 財務及び会計(第二十五条—第三十三条)
- 第六章 監督(第三十四条・第三十五条)
- 第七章 雑則(第三十六条)
- 第八章 罰則(第三十七条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もつてその偉業を永遠に伝えることを目的とする。

(解釈規定)

第二条 この法律において「靖国神社」という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであつて、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない。

(戦没者等の決定)

第三条 第一条の戦没者及び国事に殉じた人人(以下「戦没者等」という)は、政令で定める基準に従い、靖国神社の申出に基づいて、内閣総理大臣が決定する。

(法人格)

第四条 靖国神社は、法人とする。

(非宗教性)

第五条 靖国神社は、特定の教義をもち、信者の教化育成をすする等宗教的活動をしてはならない。

(事務所)

第六条 靖国神社は、主たる事務所を東京都に置く。

(登記)

第七条 靖国神社は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第八条 靖国神社でない者は、靖国神社という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、靖国神社について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十条 靖国神社に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十一条 理事長は、靖国神社を代表し、その業務を総理する。2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して靖国神社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、靖国神社の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣に意見を提出することができる。

(役員任命及び任期)

第十二条 理事長及び監事は、内閣総理大臣が任命する。

2 理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員任期は、三年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十三条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
 - 二 禁治産者及び準禁治産者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- （役員（の解任））
- 第十四条 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員が役員たるに適しなないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
 - 3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- （役員（の兼職禁止））
- 第十五条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- （代表権（の制限））
- 第十六条 靖国神社と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が靖国神社を代表する。
- （職員（の任命））
- 第十七条 靖国神社の職員は、理事長が任命する。
- （役員及び職員の地位）
- 第十八条 靖国神社の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第三章 評議員会
- （評議員会）
- 第十九条 靖国神社に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、十人以内の評議員で組織する。
 - 3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。
 - 一 第三条の規定による戦没者等の決定についての申出
 - 二 業務方法書
 - 三 収支予算及び業務計画
- 四 第二十二條第二項の規定により認可を受けるべき業務
 - 五 第二十四條の規定による業務の運営及び執行に関する規程の制定及び変更
 - 六 第三十條に規定する借入金
 - 七 第三十一條第二項に規定する重要な財産の処分等
 - 八 その他規程で定めたる事項
- 4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。
- （評議員）
- 第二十条 評議員は、戦没者等の遺族及び学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 2 評議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 評議員は、再任されることができる。
 - 4 内閣総理大臣は、評議員が第十四條第二項各号の一に該当するとき、その他評議員が評議員たるに適しないと認めるときは、その評議員を解任することができる。
- （評議員会の会議）
- 第二十一条 評議員会は、理事長が招集する。
- 2 評議員会に、評議員の互選による会長を置く。
 - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 5 この章に規定するもののほか、評議員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が評議員会にはかつて定める。
- 第四章 （業務の範囲）
- 第二十二条 靖国神社は、第一条の目的を達成するため、創建以来の伝統をかえりみつ、次の業務を行なう。
- 一 戦没者等の名簿等を奉安すること。
 - 二 戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めるための儀式行事を行なうこと。
 - 三 戦没者等についてその業績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行なうこと。
 - 四 その属する施設を維持管理すること。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務
- 2 靖国神社は、前項の業務のほか、内閣総理大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうことができる。
- （業務方法書）
- 第二十三条 靖国神社は、業務開始の際、業務方法書を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総理府令で定める。（規程）
- 第二十四条 靖国神社は、その業務の運営及び執行に関し必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を受け、規程を定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第五章 財務及び会計
- （会計年度）
- 第二十五条 靖国神社の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- （予算等の認可）
- 第二十六条 靖国神社は、毎会計年度、収支予算及び業務計画を作成し、当該会計年度の開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。
- （決算）
- 第二十七条 靖国神社は、毎会計年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。
- （財産目録等）
- 第二十八条 靖国神社は、毎会計年度、財産目録を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に内閣総理大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- （余裕金の運用）
- 第二十九条 靖国神社は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
- 一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
 - 二 銀行への預金又は郵便貯金
 - （借入金）
 - 第三十條 靖国神社は、借入金（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(財産の管理及び処分等)

第三十一条 靖国神社は、規程の定めるところにより、その財産を特殊財産、基本財産及び普通財産に区分し、その管理をしなければならない。

2 靖国神社は、前項の財産のうち総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(経費の負担等)

第三十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第一項の業務に要する経費の一部を負担する。

2 国は、靖国神社に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、第二十二条第二項の業務に要する経費の一部を補助することができる。

3 地方公共団体は、靖国神社に対し、第二十二条の業務に要する経費の一部を補助することができる。

(総理府令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、靖国神社の財務及び会計に関し必要な事項は、総理府令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十四条 靖国神社は、内閣総理大臣が監督する。

2 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十五条 内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、靖国神社に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に靖国神社の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入る検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七章 雑則

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 内閣総理大臣は、次の場合には、あらかじめ、大

蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十六条、第三十条又は第三十一条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八条の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十九条第一号の規定による指定をしようとするとき。

四 第三十三条の規定により総理府令を定めようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十七条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違法行為をした靖国神社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした靖国神社の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十九条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四条第二項の規定による内閣総理大臣の命令に違反したとき。

第三十九条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(靖国神社の設立)

第二条 内閣総理大臣は、靖国神社の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者として指名された者は、内閣総理大臣の認可を受けて、靖国神社の理事となるべき者を指名する。

第三条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、靖国神社を設立するために必要な事務を処理しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に東京都千代田区九段北三丁目

一番一号に事務所を有する宗教法人靖国神社(以下「宗教法人靖国神社」という)は、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対して、靖国神社において宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出は、宗教法人靖国神社規則に定める不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分する場合の決議の手續の例により、しなければならない。

第五条 理事長及び理事となるべき者として指名された者は、前条第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、内閣総理大臣の認可を申請しなければならない。

第六条 前条の規定による認可の申請があつたときは、内閣総理大臣は、靖国神社の儀式行事等の大綱について、靖国神社審議会(以下「審議会」という)に諮問してこれを決定しなければならない。

第七条 審議会は、総理府に置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、靖国神社の儀式行事等の大綱について調査審議する。

3 審議会は、会長及び委員十二人以内をもつて組織する。

4 会長及び委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 内閣総理大臣に対して審議会から答申があつたときは、会長及び委員は、その任務を終了するものとする。

6 前各号に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第八条 内閣総理大臣は、附則第六条の規定による決定をしたときは、理事長及び理事となるべき者として指名された者に対してその旨を通知するとともに、附則第五条の規定による申請について認可するものとする。

第九条 理事長となるべき者として指名された者は、附則第五条の認可があり、かつ、靖国神社の設立の準備が完了したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十条 靖国神社は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第十一条 理事長、理事又は監事となるべき者として指名された者は、靖国神社の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第十二条 宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神

社の成立の時に靖国神社に承継されるものとし、宗教法人靖国神社は、その時に解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により宗教法人靖国神社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（経過規定）

第十三条 前条第一項の規定により宗教法人靖国神社が解散した時において宗教法人靖国神社に奉斎されていた人人は、第三三条の手續を要しないで、靖国神社の成立の時において同条により決定された戦没者等とする。

第十四条 この法律の施行の際現に靖国神社という名称又はこれに類似する名称を使用している者については、第八条の規定は、靖国神社の成立の日から起算して六月を経過する日までは、適用しない。

第十五条 靖国神社の最初の会計年度は、第二十五条の規定にかかわらず、靖国神社の成立の日始まり、その成立の日以後の最初の三月三十一日に終わるものとする。

第十六条 靖国神社の最初の会計年度の収支予算及び業務計画については、第二十六条中「当該会計年度の開始前」とあるのは、「靖国神社の成立後遅滞なく」とする。

第十七条 附則第十二条第一項の規定により靖国神社が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得については、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

（他の法律の一部改正）

第十八条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十六号の三の次に次の一号を加える。
十六の四 靖国神社に関すること。
第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)	靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)
附則第七條の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。	

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中野菜生産出荷安定資金協会の項の次

に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)
------	--------------------

第二十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中水資源開発公団の項の次に次のように加える。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)
------	--------------------

第二十一条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)
------	--------------------

第二十二条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

靖国神社	靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)
------	--------------------

第二十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第一中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第七十二条の四第一項第三中「日本育英会」を「靖国神社日本育英会」に改める。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

二十五 靖国神社が靖国神社法(昭和四十六年法律第 号)第二十二條第一項に規定する業務の用に供する不動産

第二百九十六條第一項第一号中「農地開発機械公団」の下に、「靖国神社」を加える。

第三百四十八條第二項に次の一号を加える。
三十 靖国神社が靖国神社法第二十二條第一項に規定する業務の用に供する固定資産

理由

戦没者及び国事に殉じた人人の英霊に対する国民の尊崇の念を表わすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえる儀式行事等を行ない、その偉業を永遠に伝えることを目的とする靖国神社を設けることとする必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二億円の見込みである。

○天野委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。佐藤文生君

○佐藤(文)議員 ただいま議題となりました靖国神社法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

現在の靖国神社には、創建以来祖国のために殉ぜられた約二百数十万にのぼる尊い方々が奉斎されているのであります。私どもは、これら戦没者等の英霊に対して全国民的な尊崇の念をあらわすために、その遺徳をしのび、これを慰め、その業績をたたえ、その偉業を永遠に伝えることは、国民として、当然な

さなければならぬ事柄であると信ずるのであります。したがいまして、靖国神社を国民の名において、かつ、国民の負担において守ること、すなわち靖国神社を国家護持することは、英霊に対する国民の尊崇の念にこたえるゆえんでもあり、また、

国としても当然なさなければならぬ事柄であると考えるのであります。

靖国神社の国家護持は、多年にわたる国民の熱望であり、国会に対する請願も、たびたび繰り返して行なわれてきたのであります。われわれは、これらの熱望にこたえ、多年の懸念であった靖国神社の国家護持を確立するため、靖国神社法を制定することが必要であると決意するに至った次第であります。

御承知のとおり、終戦直後の昭和二十年十二月連合国軍総司令部の覚え書きに基づき、宗教法人令が制定され、その改正により靖国神社は宗教法人とされ、その後昭和二十六年四月の宗教法人法の制定に伴い、靖国神社は同法の認証を受けて、宗教法人靖国神社として現在に至っております。さきに述べましたように、靖国神社の国家護持を確立する場合において、いまのままの姿において、靖国神社の国家護持の実現をはかろうとするのは、日本国憲法が規定している信教の自由の保障や、政教分離の原則に照らしますと、種々検討を要する問題があると考えられるのであります。したがいまして、われわれは、これらの点に関して、多年にわたる、各方面のいろいろな意見をも徴し、慎重に調査研究を重ねてきました結果、靖国神社が宗教団体であるとされることがないように配慮いたしました、本法案を作成し、ここに靖国神社法案を提出することと

たした次第であります。

次に、この法律案の内容の概要につきまして御説明申し上げます。

第一は、靖国神社の目的についてであります。靖国神社の国家護持をはかるために、前に述べた趣旨に基づきまして、靖国神社の目的を次のように定めました。すなわち、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念をあらわすため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事績をたたえる儀式行事等を行ない、もって戦没者等の偉業を永遠に伝えることをその目的といたしました。

第二は、靖国神社の名称についてであります。本法案において靖国神社という名称を用いましたのは、靖国神社の創建以来、その名称が国民の間に広くなじんでいる点を考慮いたしまして、その名称を踏襲することが適当であると考えたからであります。しかしながら、このことは、靖国神社を宗教団体としようとする趣旨のものではありませんので、この点を明記することといたしました。

第三は、戦没者等の範囲に關してであります。戦没者等の範囲につきましては、その基準を政令で定めることとし、その基準に従いまして、靖国神社から申し出がありましたものにつき、内閣総理大臣がこれを決定することとしたのであります。

第四は、靖国神社の非宗教性についてであります。靖国神社の国家護持は、あくまでも憲法の趣旨に適合してなされるべきであることは当然でありますので、そういう見地から、靖国神社は、特定の教義を持ち、信者の教化育成をする等宗教的活動をしてはならない旨の規定を設けたのであります。すなわち、靖国神社が宗教的活動をしないことによつて、靖国神社は宗教団体としての性格を持たないものとしたのであります。

第五は、靖国神社の行なう業務に關してであります。靖国神社は、その目的達成のために、戦没者等の名簿等を奉安し、戦没者等についてその遺徳をしのび、これを慰めまたはその事績をたたえ、これに感謝するための儀式行事を行ない、あるいは施設を維持管理する等の業務を行なうものとしたのであります。なお、その目的達成のため必要があるときは、内閣総理大臣の認可を受けて、これらの業務以外の業務も行なうことができるようにいたします。

第六は、靖国神社の役員、評議員会並びに財務及び会計等についてであります。靖国神社の役員として、内閣総理大臣の任命する理事長及び二人以内の監事並びに内閣総理大臣の認可

を受けて理事長が任命する五人以内の理事を置くこととし、これら役員の下格条項、解任事由等必要な規定を設けることといたしました。

次に評議員会でありまして、十人以上の評議員で組織する評議員会を靖国神社に置き、靖国神社の予算、業務計画等の重要事項については、理事長は、評議員会に諮問して、その意見を聞かなければならないことといたしております。なお、財務及び会計に關しましては、予算、決算、財産の管理処分等についての内閣総理大臣の認可、承認その他所要の規定を設けることといたしました。

第七は、靖国神社の業務に要する経費に關してであります。靖国神社は、宗教的活動をしてはならないこととなり、宗教団体としての性格を持たないこととなりますので、国等においてこれに財政的援助をすることは差しつかえないものと考えております。したがって、靖国神社の業務に要する経費については、その一部を国が負担することとをたてまえとし、さらに国または地方公共団体において、その経費の一部を補助することができる道を開くことといたしました。

第八は、靖国神社の設立に關してであります。この法案におきましては、靖国神社の役員となるべき者に設立に關する事務を行なわせることといたしました。その設立については、まず、現在の宗教法人靖国神社の自発的な申し出が必要であることといたしました。そして靖国神社が行ないます儀式行事等につきましては、これがきわめて重要な事項でありますので、その大綱については、本法案の趣旨に沿いますよう、内閣総理大臣が、靖国神社審議會に諮問して決定することといたしましたのであります。

右の靖国神社の儀式行事等の大綱の決定がありました後、所要の設立手続が完了しました。本法案による靖国神社が成立することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。(拍手)

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。本件につきましては、かねてより理事懇談会において協議いたしております。戦没者等の慰霊顕彰につきまして、閉会中も理事懇談会において、でき得れば各党からも具体案を御提案願ひ、広く学者、宗教家、評論家等を招致し意見を聴取する等、引き続き協議検討を続けてまいりたいと存じます。

【四五二】第六十八回国会衆議院予算委員会第三分科会議録(経済企画庁(厚生省)及び自治省所管) 第三号(昭和47年3月22日)

(発言者) 榎崎弥之助(委員)

中村一成(政府委員、厚生省 援護局長)

斎藤昇(国務大臣、厚生大臣)

辻辰三郎(政府委員、法務省 刑事局長)

〔発言順、敬称略〕

○榎崎分科員 私は前回に引き続き敵前逃亡という汚名のもとに今日まで未解決のまま葬られておる諸問題について質問をいたしたいと思ひます。

私が取り上げたようなケースの敵前逃亡というような罪に該当しておる人はどのくらいと見込まれておりますか。

○中村(一)政府委員 先生の先般来御指摘になっております敵前逃亡、つまり大赦令が出ましたあとにおきまします事実は原因として裁判が行なわれたというケースでございますが、先生の御指摘になりますものは、戦後に行なわれましたものにつきましては、概数であります。昭和二十一年に一千名、それから昭和二十一年に五百名ぐらひの方々につきまして有罪の判決がなされておるようでございます。

○榎崎分科員 それらは厚生省で把握されておるんですか。

○中村(一)政府委員 それは法務省に伺ひまして、法務省の犯罪統計によりまして出ておる数がそういうことでございます。

○榎崎分科員 どう考えてもこの軍法会議は私は一種のリンチである、このように思わざるを得ないわけです。それで、いろいろ私のところにも手紙が参りまして、当時の模様を詳しく知らしてきておる。いわゆる将校連と兵との差別の状態もあるようであります。

それで非常に問題が多いわけですが、きょうは私は時間がございませぬから……。実は私がこの問題を取り上げました理由は、何としてもこの軍国主義のつめあとを告発したいという一つの問題があるからであります。そして戦後二十七年、それでもなお軍刑法という亡霊が生き続けておる。ところが、今度の一連の予算委員会における状態を見られてわかりますとおり、この亡霊が亡霊でなくて、われわれ国会のチェックいかんにか

かわる問題でしょうが、案外この亡霊が手足を出す可能性も今日見られるわけであります。そういう意味で、今日の意味もあるというそういう観点から私は徹底的にこの問題は追及したい、このように思っております。

そこで、私は実はこの問題をいろいろ調べておる中で、厚生省の援護局の中に軍国主義が生きておるといふ感じがするんです。（それはおかしい。援護局の中にあるはずがない」と呼ぶ者あり）なぜかといいますが、事実を知らない人があんなことを言いますから、私は具体的にあげたいと思うのです。

まず援護局の中で恩給あるいは遺族援護法関係に携わられておる方々で、職業軍人出身の方がどういふふうな地位を占めておられるか、御報告をいただきたい。

○中村（一）政府委員 現在援護局は三百八十一名の職員が配置されておりますが、いわゆる職業軍人、その職業軍人というものの定義が、これはとり方でございますけれども、私どものほうといたしましては、十六名の方が現在おられます。それでの配置でございますが、課長クラスの方が五名、それから課長補佐、これは役所では班長という場合もございまして、そういうクラスの方が十一名、十六名の方がおられる、こういうことになっております。

○榑崎分科員 まず課長五名の方の現在の役職、氏名を明らかにしていただきたい。

○中村（一）政府委員 現在審査課長とそれから調査課長、業務第一課長、業務第二課長、それから叙位叙勲調査室長、これだけでございます。

○榑崎分科員 そこで、これはもうずっと戦後引き続いての話でございますが、すでに旧軍時代に皇道派あるいは統制派といういわゆる派閥があったことは記憶にあることと思えます。また陸軍、海軍の間でも一つのかきねと申しますか、派閥的な感情がある、それが今日もこの援護局の中に現実生きておる感じがするのであります。そしてそのようなことがやはり援護業務の一つの障害を与えておるのではないかと感じました。

〔主査退席、橋本（龍）主査代理着席〕

そこで、この中央のそういう状態が、私は、地方のいわゆる援護課なりあるいは厚生課なりそういうところに系列的に一つのつながりがあるのではないかと感じます。つまり私が申し上げたいのは、この援護局の中に文民統制というものを及ぼさなければならぬ、変な言い方ですが、たとえ

ば私が取り上げたこの敵前逃亡の問題について、いま出されたような課長さんたちは抵抗があるのじゃありませんか、あのよくな軍法会議はなかったものにしなさいというこの主張に対して、どうです。

○中村（一）政府委員 先ほど先生の御意見でございますが、私援護局長をいたしております、局内で仕事をいたします場合に、旧軍のいわゆる職業軍人という方々の幹部の方々と一緒に仕事をいたしますけれども、そのような、何と申しますか、古い軍人としての意識でもって仕事をやっておるということはいは毛頭ございませんで、もう皆さん定年でおやめになっていきますので、現在残っております先ほどの方々は一番古い方で、戦傷を負った方でございますが、終戦の当時中佐の人が一番古いわけでありまして、そういうわけでみんな終戦当時におきましては中佐、少佐といった比較的若いクラスの方々でありますので、そういうことはございませんわけでございます。今回の問題になっております敵前逃亡の問題の処置にいたしまして、援護局といたしましては、すでに四十二年以前におきまして、そういう特にブーゲンビルの方々については気の毒であるからこれは何とかしなければいかぬじゃないかということ、積極的にこの方々につけての恩給あるいは年金の措置をはかるべきであるということ、このことを担当いたしました者が現在課長でおられますけれども、そういう方々が中心になってむしろ努力をいたしておられた、こういうふうに向っております。

○榑崎分科員 私はもちろんすべての方がそうであるとは言いません。しかし、現実具体的な数々の事実を私はあげることができません。いわゆる旧軍思想と申しますか、そういうものが抜け切っていないと思われような措置が現実に出てきておる。それでそういう人たちが、これは学校でも同窓会がありますから何でしようが、いわゆる旧軍時代の偕行社なり水交社、今日では衣をかえて偕行会あるいは水交会となっておるのでしょうか、そういうところとつながりがある。そしてその援護業務というものも、非常に阻害になっておる。あとでちょっと例をあげますけれども、そうして現実にはやはりこの恩給関係には非常に力のある発言権を持つておる。そのさばき方が、その方々の個人的な意識と申しますか、そういうものが審査についてある程度影響してくるのではないか。それから現実には、たとえば靖国神社法案等に対しても非常に積極的な役割を果たす、これは議論のあるところでしょう。そういう姿を見ますと、私はさつき言っ

たように、やはり過去の亡霊がそういう援護局の内部に一部生きておるといふ感じがしてならないわけであります。

たとえば申請をやる、却下される、不服申し立てをやる。このときに不服申し立ての審査というのは、結局おたくで持たれておる死亡者連名簿ですか、それですべてやられるのでしよう。たとえ不服申し立てを行なっても、結局は死亡者連名簿に罪名が載っている限りはこれはだめなんですね。だから、この不服申し立て制度というものはあっても有名無実、ないにひとしいすべしやくし定木でやられる。だから、問題はたとえ不服申し立てのとき、吉池事件にも見られるとおり、死因の調査というものを行なわなければ何にもなりませんよ。そうしてその連名簿に書いてある罪名を消さなくては何にもならない。幾ら申し立てをやっても却下されることはわかってるんだから。連名簿以外にないのではありません。

○中村（一）政府委員 援護局におきますところの事務の処理の場合におきまして、不服申し立てにつきましては、援護審査会という審査会がございまして、大部分はこの審査会で処理されるわけでございまして。したがって、審査会におきまして各方面から出ておられます委員の方々が慎重に審議をされるわけでございまして、その場合には、基本的な考え方をいたしまして、この審査会をいたしましては、なるべく遺族の方あるいは戦死なから戦死をされた方、なくなられた方々のお気持ちというものに沿うようなふうな結論を持っていきたいということが、この審査会の伝統的な考え方でございまして。

御指摘の連名簿でございますが、この連名簿はもう軍人の死亡に關します重要な資料でございますが、連名簿にございまして、ほかの戦友の証言その他によりまして、それをくつがえすようなものを得られました場合におきましては、連名簿の記載にかかわらず、こういうふうな処理をするといったようなケースがございまして。したがって、連名簿に載っておるからすぐそのとおりであるというふうには必ずしもならないわけでございますが、しかし、連名簿は、御指摘のとおり、非常に重要な、軍がつくりました資料でございますので、これにつきましては、もちろん私も私としては重要な資料として取り扱っていることはもう事実でございます。

○榑崎分科員 そうすると、いまのお話を聞きますと、この連名簿は訂正できるのですか。訂正されているのですか。

○中村（一）政府委員 連名簿を訂正するというわけではございませんで、連名簿の記載がありまして、それと違った事実が

十分に推定せられるというような資料が別にありました場合には、この連名簿にこういう記載がありましても、それはこういうふうな判断する、こういうような結論が出る場合があり得るわけでございます。

○榑崎分科員 だから、訂正は絶対にしないのでしよう。

○中村(一)政府委員 これは連名簿は私のほうで、厚生省のほうで手を加えるということはいかがなことであらうと思ひます。私どもとしては、それに手を加えて訂正するということはいたしません。それは資料といたしまして、これはやはり資料でございますから、それには手を触れることはいけな、こういうふうな考えております。

○榑崎分科員 いまの点は、大臣、どう思われますか。明確にそれが間違いであるとわかかっておつても訂正はされませんか。

○齋藤國務大臣 いま局長が申し上げましたように、連名簿は一つの資料でございますから、その資料が間違いであるということがはつきりすれば、資料連名簿にはこうなっているけれども事実関係はこう認定するということで、認定をしていくわけでありませう。それで私は差しつかえがない、かように思つております。

○榑崎分科員 あなたは考え方が冷たいですね。それが資料として残ること自体がおかしいのですよ、私に言わせると。だから、生き続けるのです。それを消すということが目的なんです。かつていわゆる未解放部落の問題で古い戸籍が問題になった。それが資料としてあるから、興信所などが調べて、そしてそれを一つの現実的な差別の資料にする、だからそれは消すということになった。これだつて一緒じゃありませんか。明白に間違いということがわかつたときに、どうして訂正しないのですか。どうして罪名の残つたものを資料としてとつておく必要があるのですか。それは趣旨に反するじゃありませんか。それでもどうしても消さないというのですか、訂正しないのですか。もう一ぺんお伺いします。

○齋藤國務大臣 いま罪名の点をおつしやいましたが、私は罪名が連名簿に記載されておるのかどうか存じませんが、連名簿にはこうなっているが、資料から見れば連名簿の記載のところが事実と違つていたということが明瞭になれば、そこに付せんでも張つておくということがいいのじゃないか。連名簿の一つには歴史的な記録でありますから、その歴史的な記録というものはそのまましておいて、しかし将来間違いのないようにそこに付せんをつけて、この点は何月幾日こういう事実によつてこ

う認定したというように記載をしておけば私はいんじやないか、かように存じます。

○榑崎分科員 そういう間違つた歴史をなぜ資料として残すのですか、残す必要があるのですか。

○中村(一)政府委員 その場合に、それが間違いであつたかどうかということはわからない場合が……(榑崎分科員「わかつた場合を言っているのですよ」と呼ぶ)わかつたという場合は、私どもとしては現在はそのような明白な間違いがあつたということがはつきりわかつたことはいないわけでございますが、そういうような明白なものであれば、それは当然訂正されていくはずでございますし、またその後訂正されたであります。ところが、こういうふうな連名簿にはあつても、しかしそれはなくなられた方のあれを考えたところ、こういうふうなところは認定するのがよろしいんじゃないかといつて、有利に解釈するという場合でございますので、したがひまして、そこを私どものほうでかつてにと申しますか、私どものほうでそういう決定——行政事務のたとえば遺族年金の裁定をいたすといった場合の資料としてはこの分はとらなかつたということで、遺族年金裁定の資料としてはとつておけばよろしいので、そこでその資料をこちら役所のほうで一方的に消すということはいかがであるかと私どもは考えております。

○榑崎分科員 そういう、これは間違いということが明白になつた場合、あるいは政府の方針として、そういう間違つた軍法会議は存在したかつたものというふうな取り扱ひになつた場合は、これは当然訂正されるわけですか。

○中村(一)政府委員 私どももいたしまして、その軍法会議はたとへば間違いであつたという場合には、それはこういう間違つたなに行なわれたということ、これはこういう点において間違いであつた、あるいはこの裁判は効力のないものであるということを明確にしておけばそれでいいというふうな考えております。

○榑崎分科員 それを私は訂正と言つてゐるのです。それはなさるつもりですね。

○中村(一)政府委員 そのとおりいたします。

○榑崎分科員 各県に保管されておられる兵籍簿の訂正はどうなりましたでしょうか。

○中村(一)政府委員 兵籍簿におきましてその間違いが発見されました場合におきましては、これはその具体的なケースによつてございませうけれども、それはいまのように、兵籍簿の

この部分はこういうふうな間違いである、そういうふうな付せんをつけて整理をする、こういうふうな考えております。

○榑崎分科員 戸籍簿との関係では、たとえば前科とか何らかの形で残つておりませうか。

○辻政府委員 私どもの所管ではございませうが、戸籍簿につきましては、前科関係というものの記載は一切ございませう。○榑崎分科員 平病死ということはあるのですが、これは何か定義があるのですか、あるいは何か法規上明確な位置づけというものがあつたのですか。

○辻政府委員 平病死というのは、私、存じませう。

○中村(一)政府委員 平病死につきましては、これは戦死または戦病死以外で死亡いたしました場合に平病死という名前を、これは旧陸軍におきまして使つておつたようでございます。

○榑崎分科員 それは文章上も使つてゐるのですか、昔旧軍当時。

○中村(一)政府委員 これは軍の通常のことばとして使つておるようでございます。

○榑崎分科員 どういう死亡がそれに該当するのですか。

○中村(一)政府委員 戦死、戦病死以外の病気でございませう。戦病以外の病氣、戦争、公務に關係のないような原因で死んだといつたような場合、そういうことになると思ひます。たとへばお互ひに軍人同士がけんかをして相手を殺したというような場合、そういうのが当たるかと思ひます。

○榑崎分科員 それ以外にありませんか。

○中村(一)政府委員 私はただいま申し上げませうでしたが、自殺でございますとかあるいは刑死、たとえば軍事裁判によつて死刑の判決を受けて刑死した場合、それから一般的な病氣でそういう戦病に当たらない病氣、全く個人的な原因で病氣になつたという場合はこれに当たらうかと思ひます。

○榑崎分科員 そうすると、平病死というのは、援護法との關係はどうなつてゐますか。

○中村(一)政府委員 現在におきましては、軍人軍属が戦地または事変地におきまして死亡いたしました場合は、平病死も含まれて一応この方々につきましては、法律上のたてまは、公務でなくなつたというのと同じ扱ひをする。現在におきましては、つまり、なくなつた場合には遺族年金の取り扱ひについては、一般的に平病死は公務でなくなつたと同様な扱ひをする、こういうふうななつております。

○榑崎分科員 海軍の關係で、ブーゲンビルと同じようなケー

スで敵前逃亡罪の方は想定されまますか。

○中村（一）政府委員 海軍関係では、私、ただいま記憶いたしていないのですが。

○檜崎分科員 いずれにいたしましても、終戦後の行動で、終戦後軍法会議が開かれて、そしていわゆる判決を受けるというようなケースを一律これはないものにすべきである、私はこのように思うわけです。つまり一般刑法に該当するような事犯以外はですね。

私も学生時代に海軍に引つばられて予備学生で行っておったのですが、その当時有名な事件がありました。一例をあげますと、厚木海軍航空隊の小園海軍大佐、司令であります。これが零式戦闘機を出しまして、降伏しないのです。私の記憶に間違いがなければ「皇海軍」というピラをまきました。それを私、現実に見たことがあります。たしか三日間くらいの抵抗であったと思います。軍法会議が開かれて、いわゆる党与抗命罪ということになったと思うわけです。そしていわゆる位官剝奪。現在なくなられております。遺族はもうおらぬ、こういうケースは一体どうなるのでしょうか。

○辻政府委員 戦後の陸海軍の軍法会議の問題についてお答え申し上げます。

陸海軍の軍法会議は、終戦後におきましても、復員業務の円滑に資するために漸次縮小、廃止をされてまいりましたけれども、最終的には憲法の施行された日の前の日の二十二年の五月二日まで存続しておったということなのでございます。これを具体的に申し上げますと、昭和二十年の十二月一日に勅令第六百五十八号というのが公布されまして、そして十二月一日からは内地の常設の軍法会議は廃止されました。そのかわりに復員裁判所というものが設置されておるのでございます。そういたしましたして、翌昭和二十一年の五月十八日に勅令第二百七十八号をもちまして、この軍法会議も復員裁判所も廃止されたのでございますが、その勅令の附則で外地にあります軍法会議についてはなお従前の例によるということで、外地の軍法会議はなお存続しておったわけでございます。そういったしまして、憲法施行の前日である五月二日まで存続しておった、こういう経過になっておるわけでございます。

一方また、陸海軍の刑法でございますが、これは昭和二十一年の政令第五十二号をもちまして、憲法施行の前日である昭和二十二年五月二日までその効力を存続しておったということに、法制的にはなっておる次第でございます。

○橋本（龍）主査代理 檜崎君に申し上げますが、約束の時間はすでに経過をいたしました。質問を終わっていただきたい、あの委員がすでに見えておりますから。

○檜崎分科員 では、この問題はまた別の機会に取り上げたいと思えます。ここにも私は一つの矛盾があると思うのですね。（略）

【四五三】第六十八回国会衆議院内閣委員会議録第三十五号（昭和47年6月16日）

（発言者） 伊能繁次郎（委員長）

〔敬称略〕

○伊能委員長（略）

なお、戦没者国家慰霊の件については、前通常国会における申し合わせにより、閉会中も引き続き理事懇談会において慎重協議することに御了承願います。本日はこれにて散会いたします。